

第1章 はじめに

第1節 最近の我が国における配偶者暴力事件の動向

平成11年に内閣総理大臣官房男女共同参画室が実施した「男女間における暴力に関する調査」によれば、現在又は過去に夫がいる（いた）という女性1,464人中、4.6%が、夫から「命の危険を感じるくらいの暴行を受けた」（「何度もあった」、「1、2度あった」の合計）と回答し、4.0%が、「医師の治療が必要となる程度の暴行を受けた」（「何度もあった」、「1、2度あった」の合計）、14.1%が「医師の治療が必要とされない程度の暴行を受けた」（「何どもあった」、「1、2度あった」の合計）と回答している。

また、内閣府男女共同参画局が平成14年に実施した「配偶者等からの暴力に関する調査」によれば、現在又は過去に夫や恋人がいる（いた）女性1,714人中、15.5%が、夫や恋人から「身体に対する暴行を受けた」（「何どもあった」、「1、2度あった」の合計）と回答し、4.4%が「命の危険を感じた」、2.0%が「怪我をして医師の治療を受けた」、0.7%が「治療が必要だったが受けなかった」、3.6%が「治療が必要とされない程度」の怪我をした、と回答している。

内閣府は、平成17年にも「男女間における暴力に関する調査」を実施しているが、それによれば、これまでに結婚したことのある女性1,283人中、26.7%が、夫から「身体に対する暴行を受けた」（「何どもあった」、「1、2度あった」の合計）と回答している。

平成14年の調査では、配偶者だけでなく恋人も対象としているため比較が困難であるが、平成11年及び17年の調査において、調査対象の女性のうち、おおよそ4～5人に1人が、夫から身体的暴行を受けた経験を有していたことになる。

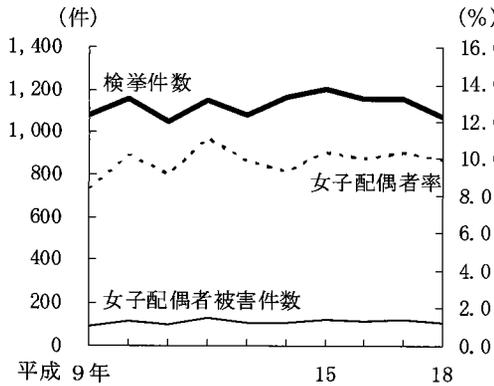
警察庁の統計によれば、殺人、傷害、傷害致死、暴行の検挙件数のうち、女子配偶者が被害者となった件数及びその比率（平成9～18年）は、**図1-1-1**のとおりである。

殺人のうち、女子配偶者が被害者となった比率は、ここ10年間10%前後と横ばいであり、毎年、検挙される殺人事件の約1割は、妻が夫により殺害された事案ということになる。傷害致死については、ここ10年、全体の検挙件数がおおよそ減少傾向にある中で、女子配偶者が被害者となった件数に減少傾向は見られず、女子配偶者が被害者となった比率は5～12%で増減している。傷害及び暴行については、全体の検挙件数も増加傾向にあるが、その中でも女子配偶者が被害者となった比率が、殺人や傷害致死と比較すると比率は低いものの、上昇傾向にあることが注目される。

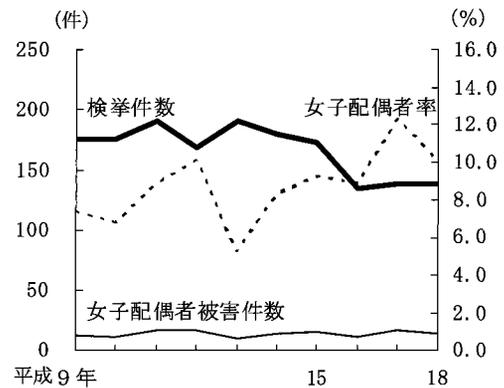
図1-1-1 殺人等の検挙件数・女子配偶者被害者件数・女子配偶者率の推移

(平成9～18年)

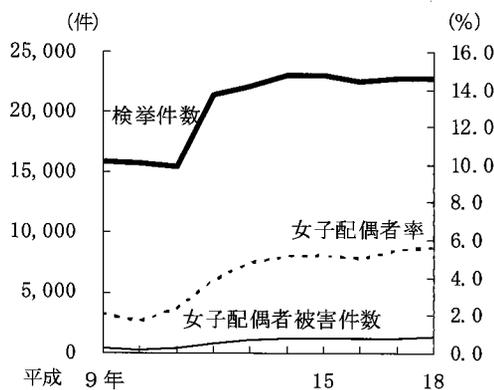
① 殺人



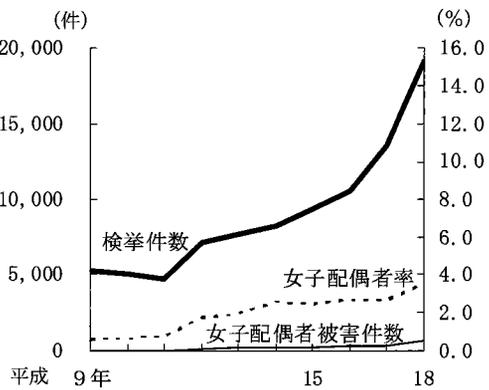
② 傷害致死



③ 傷害



④ 暴行



注 警察庁の統計による。

第2節 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定・改正・運用について

1 制定

平成12年12月12日に閣議決定された「男女共同参画基本計画」において、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が11の重点項目の一つとして掲げられた上、その1項目として「夫・パートナーからの暴力への対策の推進」を取り上げ、新たな法制度や方策などを含め幅広く検討するとされた。これを受け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が、議員立法によって平成13年4月6日に制定され、同年10月13日から施行された（一部は平成14年4月1日に施行）。同法は、日本において、配偶者からの暴力の問題を総合的に規定した最初の法律であり、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対して接近禁止命令、又は退去命令を発するもので、同命令違反

に対しては刑事罰を科すという、新たな法制度が導入された。すなわち、被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し、6か月間の被害者への接近禁止や2週間の住居からの退去を命ずることとされた。同命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられることとなった。

2 平成16年改正

配偶者暴力防止法では、附則において、施行後3年を目途として検討が加えられるものとする旨が規定されていたところ、改正法が平成16年6月2日に公布され、同年12月2日に施行された。同改正により

ア 保護命令の対象となる加害者として、元配偶者も含むこととなった。

イ 配偶者暴力の範囲については、身体的な暴力だけでなく、身体的な暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も対象となった¹。

ウ 被害者だけでなく、被害者と同居する子についても、接近禁止命令の対象とすることが可能となった。

エ 退去命令の対象期間が2か月間とされ、再度の申立ても可能となった。

3 平成19年改正

平成16年改正法でも、附則において、施行後3年を目途として検討が加えられるものとする旨が規定されていたところ、改正法が平成19年7月11日に公布され、平成20年1月11日に施行された。同改正により

ア 配偶者からその生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときについても、裁判所は保護命令を発することとされた。

イ 接近禁止命令と併せ、被害者に対する次のいずれの行為も禁止する命令を発することができるようになった。

- ① 面会の要求
- ② 行動の監視に関する事項を告げること等
- ③ 著しく粗野・乱暴な言動
- ④ 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
- ⑤ 夜間（午後10時～午前6時）の電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）

1 ただし、本改正においても、保護命令の対象となる暴力については「その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」（10条柱書本文）もの（身体的な暴力のみ）に限定されていた。

得ない場合を除く。)

- ⑥ 汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等
- ⑦ 名誉を害する事項を告げること等
- ⑧ 性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等

ウ 被害者への接近禁止命令と併せ、被害者の親族等への接近禁止命令を発することが可能となった（親族等の同意がある場合に限り）。

4 配偶者暴力防止法に基づく保護命令及び罰則の運用・適用状況

配偶者暴力防止法施行以降の、同法に基づく保護命令事件の運用状況は、表1-2-1のとおりである。

表1-2-1 配偶者暴力に関する終局区分別保護命令事件数の推移

	総数	被害者に関する保護命令のみ				子への接近禁止命令				却下	取下げ等
		接近禁止命令のみ	退去命令のみ	接近禁止命令と退去命令の双方		被害者への接近禁止命令と同時	退去命令・被害者への接近禁止命令と同時	事後的な子への接近禁止命令			
13年	153 (100.0)	123 (80.4)	91 (59.5)	— —	32 (20.9)	……	……	……	……	4 (2.6)	26 (17.0)
14	1,398 (100.0)	1,128 (80.7)	798 (57.1)	4 (0.3)	326 (23.3)	……	……	……	……	64 (4.6)	206 (14.7)
15	1,822 (100.0)	1,468 (80.6)	1,058 (58.1)	4 (0.2)	406 (22.3)	……	……	……	……	81 (4.4)	273 (15.0)
16	2,133 (100.0)	1,657 (77.7)	1,098 (51.5)	5 (0.2)	554 (26.0)	60 (2.8)	38 (1.8)	17 (0.8)	5 (0.2)	75 (3.5)	341 (16.0)
17	2,718 (100.0)	924 (34.0)	730 (26.9)	4 (0.1)	190 (7.0)	1,217 (44.8)	883 (32.5)	322 (11.8)	12 (0.4)	147 (5.4)	430 (15.8)
18	2,769 (100.0)	884 (31.9)	710 (25.6)	8 (0.3)	166 (6.0)	1,324 (47.8)	974 (35.2)	346 (12.5)	4 (0.1)	146 (5.3)	415 (15.0)

注 1 「配偶者暴力防止法の施行状況等について」男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会による。

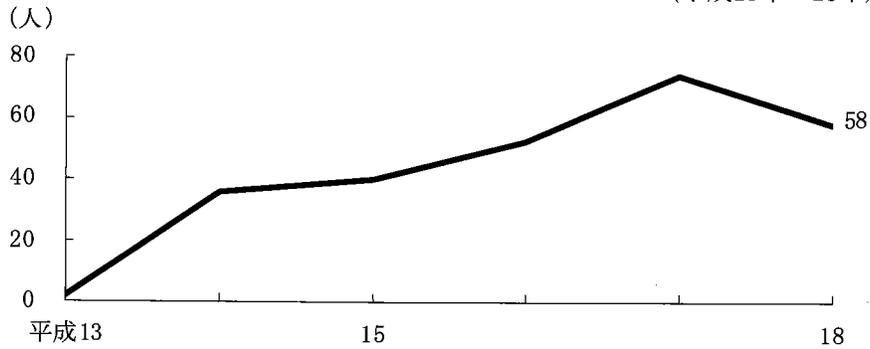
2 平成13年から17年までの数値は概数である。

3 平成18年の数値は、3月までの概数とそれ以降の速報値の合算である。

4 ()内は構成比である。

また、同法に基づく保護命令違反による検察庁新規受理人員の推移及び検察庁終局処理状況は、図1-2-2及び表1-2-3のとおりである。

図 1 - 2 - 2 配偶者暴力防止法違反の検察庁新規受理人員の推移
(平成13年～18年)



注 検察統計年報による。

表 1 - 2 - 3 配偶者暴力防止法違反の検察庁終局処理人員・起訴率・起訴猶予率の推移

(平成13年～18年)

	総数	起訴		不起訴		家庭裁判所送致	起訴率	起訴猶予率
		公判請求	略式命令請求	起訴猶予	その他			
13年	—	—	—	—	—	—	—	—
14	35	19	10	4	2	—	82.9	12.1
15	40	21	13	5	1	—	85.0	12.8
16	52	33	10	8	—	1	84.3	15.7
17	76	29	29	17	1	—	76.3	22.7
18	55	28	13	12	2	—	74.5	22.6

注 1 検察統計年報による。

2 「起訴率」は、 $\frac{\text{起訴人員}}{\text{起訴人員} + \text{不起訴人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

3 「起訴猶予率」は、 $\frac{\text{起訴猶予人員}}{\text{起訴人員} + \text{起訴猶予人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

第3節 配偶者暴力と児童虐待

配偶者暴力は、その直接の被害者である妻に影響を及ぼすばかりでなく、その子どもたちにも深刻な影響を及ぼすことが指摘されている。すなわち、加害者は、妻に対してだけでなく、その子どもたちに対しても暴力を振るう可能性が高いことが指摘されるとともに、母親に対する暴力を目にすることが、子どもたちに深刻な悪影響を及ぼすものと考えられている（第4章第1節参照）。

東京都生活文化局が平成9年に、東京都に在住し現在又は過去に夫やパートナーから暴力を受けた経験のある女性52人に対し面接調査を行ったところ、子どもがいたケース45件

のうち29件において、子どもも暴力の被害に遭っていた。子どもが受けた暴力の種類を見ると、「身体的暴力」(殴る, 蹴る, 手をつかんで振り回す等)が31件, 「精神的暴力」(過度の暴言, ばかにする, どなりつける等)が25件であり, こうした暴力による子どもへの影響としては, 「父への憎悪・恐れ」が18件, 「性格・情緒の歪み」11件, 「不登校」9件などであった。

内閣府が平成14年に実施した「配偶者等からの暴力に関する調査」によれば, 夫や恋人から身体的暴行, 心理的脅迫, 性的強要といった行為を受けたことのある女性のうち, 当時子どもがいた224人中, 21.0%が, 子どもに対しても暴力があったと回答していた。また, 40.2%が, 夫や恋人からのそういった行為を子どもが目撃していたと回答した。また, 妻や恋人への身体的暴行の経験があると回答した男性(494人)においては, 同経験がないと回答した男性(809人)より, 「18歳までに父が母に暴力を振るっていた」と回答した比率が高かった(各々23.8%及び13.9%)。妻や恋人に対する身体的暴行の経験がある男性では, ほぼ4人に1人が, 18歳になるまでの家庭において父親が母親に対して暴力を振るっていたということになる。

第4節 先行研究の概要

法務総合研究所研究部は, 研究部報告第24号において, 「ドメスティック・バイオレンス(DV)の加害者に関する研究」を行った。これは, 配偶者等に対する刑事事件を起こしたケースで, 配偶者暴力防止法施行日の平成13年10月13日から同14年5月24日の間に検察庁の処分がなされた不起訴事件及び第一審判決が確定した事件の合計346件について調査を行うとともに, これらの事案のうち実刑判決を受け, 受刑中であった加害者10人に対して, 平成14年12月から同15年4月までの間に個別面接を実施し, それらの結果を通じて, DV行為の実態及び加害者がそれを引き起こす要因等を把握し, 特に, 加害者に焦点を当ててその特性について分析したものである。同報告は, DV事案を全体及び事案の罪種別に, 事案の内容, DV加害者と被害者の関係, 加害者属性, 被害者属性等について分析しており, 広範囲にわたる様々なDV事案の態様や傾向について概括している。

しかしながら, 上記の研究部報告においては, ①加害者の特性を5つの罪名(傷害, 傷害致死, 殺人, 殺人未遂, 配偶者暴力防止法違反)別に見ることが中心になっていて, 加害者の個々の問題性の所在や程度に着目した検討は行われておらず, ②被害者と加害者の交際の経緯や関係の推移, お互いの意向や意思の変化等に着目した時系列的分析もなされてはいなかった。

第5節 本研究の目的、方法及び構成

1 本研究の目的

本研究の目的は以下のとおりである。

- ① 本章第2節で触れたように、配偶者暴力防止法が制定・改正され、おおむね5年が経過し、同法違反者に対する相当規模の調査・分析が可能となったことを踏まえ、同法違反者の実態を詳細に把握するとともに、DV加害者であるところの同法違反者の犯罪性や問題性（前科、受刑歴、暴力団所属歴、薬物使用歴、不安定な就労状況、アルコール依存傾向等）とDV行為の発現から悪化（凶悪化）の過程を時系列的あるいは相対的（加害者と被害者の認識の違いなどを比較しながら）に分析し、個々の加害者の処遇に資する基礎的な資料を提供すること。
- ② 配偶者暴力の中で生じている児童虐待について詳しく見ることによって、配偶者暴力が児童に及ぼす悪影響の内容や程度、配偶者暴力と児童虐待との関連性、配偶者暴力と児童虐待を同時に行う加害者の特性等について分析し、これらの加害者の処遇に資する基礎的な資料を提供すること。
- ③ 前節で紹介した報告では、「加害者が暴力を継続して行う傾向があり、何らかの処罰を受けても再犯する可能性が高いこと」を指摘しているところ、今回の研究では、裁判所から保護命令が発令されたにもかかわらず、違反に至った配偶者暴力防止法（保護命令）違反者に焦点を当てることで、DV行為が繰り返される動機や原因、加害者と被害者の悪化した関係や事態に対する認識の違いなどを詳しく把握・分析し、実際の加害者に対する有効な処遇方法を検討する上での枠組みや着眼点を提供すること。

2 本研究の方法

まず、配偶者暴力防止法が施行された平成13年10月13日から同18年3月31日までの間に、起訴猶予又は第一審における終局処分の決定がなされた同法（保護命令）違反事件該当者166人を対象に調査票を作成した。調査項目は①加害者の属性、②被害者の属性、③加害者と被害者の関係性、④保護命令の申立て・発令関係、⑤保護命令違反事犯（本件）関係、⑥保護観察関係、⑦配偶者暴力と児童虐待の関連等である。

また、上記調査の補足資料として、事犯内容が配偶者暴力（7人）又は児童虐待（2人）で刑事施設に収容中の受刑者に対し、面接調査を行った。

加えて、DVの認められる保護観察対象者に対する処遇の在り方を検討する補足資料として、平成18年に保護観察が終了した者のうち、保護観察類型別処遇「DV」類型対象者として調査が可能となった93人について、終了時の状況を調査した。

なお、分析の方法としては、SPSSを用いた度数分析（集計表と構成比）及び多変量解析（ロジスティック回帰分析）により、本調査で用いた調査項目の内訳・内容を記述・分析す

るとともに、事例の紹介と検討を行うこととした。

3 本研究の構成

今回の調査結果については、第2章から第4章までに分けて紹介し、第5章においてそのまとめを行う。

第2章では、配偶者暴力防止法違反者である一方で、相当期間、配偶者に対する暴力を継続して行っていたDV加害者について、その属性、問題性、被害者との関係性、暴力の開始から悪化への経緯を詳しく見ることで、DV行為の要因となっている加害者の主たる問題性について分析・検討し、実際の処遇につなげられるような類型的な把握を試みる。また、これを補足する資料として、配偶者暴力受刑者に対して行った面接調査の結果及び配偶者暴力保護観察対象者の資料も紹介する。

次に、第3章では、これまでその詳細が調査されることのなかった保護命令違反の実態を詳しく分析しながら、容易に配偶者への暴力や嫌がらせ行為を止めようとしないうる加害者の間違っ、あるいは歪んだ認識や感情にも焦点を当て、配偶者暴力の再発防止に向けた方策について検討する。

そして、第4章では、配偶者暴力と同時に行われた児童虐待の実態を分析することで、配偶者暴力と児童虐待の関係、両者を同時に行う加害者の特性の分析等を行う。また、補足的な資料として、児童虐待受刑者面接の結果を紹介する。

なお、第3章と第4章においては、分析に用いたカテゴリーを中心に、ロジスティック回帰分析の結果を参考までに紹介する。

第2章 調査結果Ⅰ（配偶者暴力加害者の主たる問題点の解明）

本章においては、配偶者暴力防止法違反者を対象とした調査及び配偶者等に対する暴力により刑事施設入所中の受刑者を対象とした面接調査等から、配偶者暴力加害者の主たる問題点の分析を行う。

第1節から第4節及び第6節は、配偶者暴力防止法が施行された平成13年10月13日から18年3月31日までの間に、起訴猶予又は第一審における終局処分の決定がなされた同法（保護命令）違反事件該当者166人が対象である。

第1節から第4節においては、それぞれ、加害者の属性、被害者の属性、加害者と被害者との関係性、配偶者暴力行為の発現から悪化への原因・理由について調査した結果を示す。第5節においては、これらの補足的な資料として、配偶者等に対する暴力により刑事施設入所中の受刑者7人に面接し、事件と加害者の属性との関連を詳細に調査した結果を示す。また、第6節においては、第1節から第4節で調査対象とした者のうち、保護観察付執行猶予処分を受けた者について保護観察処遇経過等について調査した結果を示す。第7節では、これらの結果を踏まえて、配偶者暴力加害者の主たる問題点の解明を行い、処遇への提言を述べる。

なお、本調査の配偶者等間における「暴力」の範囲は、配偶者暴力防止法に規定されている身体的暴力（例えば、殴る、蹴る等）、性的暴力、精神的暴力（例えば、威嚇・罵詈雑言等）にとどまらず、金銭面での負担・搾取、ストーカー行為等を含む（以下、第2章・第3章・第5章では「DV行為」という。）こととする。

第1節 加害者の属性

1 国籍・年齢

本調査における加害者166人の性別は、男性のみであった。国籍は、日本以外が6人（3.6%）であり、その内訳は、韓国・朝鮮が4人、ガーナ共和国1人、ブラジル1人であった。

加害者の平均年齢（保護命令違反時）は44.7歳で、最年長は84歳、最年少は24歳であった。

表 2-1-1 加害者の年齢

区 分	人 員	
総数	166	(100.0)
20代	11	(6.6)
30代	46	(27.7)
40代	48	(28.9)
50代	45	(27.1)
60代	13	(7.8)
70代	2	(1.2)
80代	1	(0.6)

注 () 内は構成比である。

2 学 歴

加害者の学歴については、中学校卒業55人（33.1%）と、高校中退26人（15.7%）で、全体の48.8%を占めた。

表 2-1-2 加害者の学歴

区 分	人 員	
総数	166	(100.0)
中学卒業	55	(33.1)
高校中退	26	(15.7)
高校卒業	50	(30.1)
大学中退	3	(1.8)
大学（大学院）卒	18	(10.8)
専門学校中退	2	(1.2)
専門学校卒	7	(4.2)
その他	2	(1.2)
不詳	3	(1.8)

注 () 内は構成比である。

3 婚姻歴・連れ子

加害者の、被害者以外との婚姻歴を見ると、婚姻歴のある者が60人（36.1%）であり、婚姻歴のない者は105人（63.3%）であった。

表 2-1-3 加害者の婚姻歴

区 分	人 員
総数	166 (100.0)
なし	105 (63.3)
あり	60 (36.1)
不詳	1 (0.6)

注 () 内は構成比である。

被害者との同居時に、連れ子（加害者と同居していた加害者の実子）がいた加害者は、11人（6.6％）であった。

表 2-1-4 加害者の連れ子

区 分	人 員
総数	166 (100.0)
なし	154 (92.8)
あり	11 (6.6)
不詳	1 (0.6)

注 () 内は構成比である。

4 就労・経済状況

加害者の就労状況（保護命令違反時）について見ると、加害者のうち、81人（48.8％）は就労が認められたが、80人（48.2％）は「ほとんど就労せず」であった。

表 2-1-5 加害者の就労状況（保護命令違反時）

区 分	人 員
総数	166 (100.0)
ほぼ皆勤	54 (32.5)
病休、怠休、不就労がやや目立つ	9 (5.4)
病休、怠休、不就労が多い	18 (10.8)
ほとんど就労せず	80 (48.2)
不詳	5 (3.0)

注 () 内は構成比である。

自己破産が認められた加害者は、12人（7.2％）であった。

表 2-1-6 自己破産の有無

区 分	人 員	
総数	166	(100.0)
なし	153	(92.2)
あり	12	(7.2)
不詳	1	(0.6)

注 () 内は構成比である。

5 疾 病

加害者のうち、保護命令申立てころに、疾病が認められなかったのは111人(66.9%)であり、55人(33.1%)が疾病を有していた。

疾病を有する加害者について、その内訳を見ると、「身体疾患」が31人(56.4%)であり、「うつ病」及び「その他の精神病・精神疾患」が17人(30.9%)、「アルコール依存」が7人(12.7%)であった。

表 2-1-7 保護命令申立てころの疾病(身体及び精神疾患)の有無

区 分	人 員	
総数	166	(100.0)
なし	111	(66.9)
身体疾患	31	(18.7)
うつ病	7	(4.2)
その他精神病・精神疾患	10	(6.0)
アルコール依存	7	(4.2)

注 () 内は構成比である。

6 前科・受刑歴

加害者のうち、前科がなかった者は73人(44.0%)であり、93人(56.0%)が前科を有していた。前科を有する者のうち、その回数の内訳を見ると、1回の者が39人(41.9%)、2回が25人(26.9%)、3回以上有する者が29人(31.2%)であった。

表 2-1-8 前科数

区 分	人 員	
総数	166	(100.0)
前科なし	73	(44.0)
1回	39	(23.5)
2回	25	(15.1)
3回以上	29	(17.5)

注 1 配偶者暴力法違反の前科も含む。

2 () 内は構成比である。

前科となった犯罪は多様であるが、罪名別に見ると、傷害、業務上過失致死傷、道路交通法違反の順が多かった。また、加害者のうち、粗暴事犯（傷害・同致死、暴行、暴力行為等処罰法違反）による前科のある者は、38人（22.9%）であった。

表 2 - 1 - 9 前科の罪名

区 分	件	
前科総数 (件)	226	(100.0)
傷害	56	(24.8)
業務上過失致死傷	37	(16.4)
道路交通法違反	23	(10.2)
窃盗	20	(8.8)
覚せい剤取締法違反	16	(7.1)
その他の特別法犯	14	(6.2)
暴行	9	(4.0)
暴力行為等処罰に関する法律違反	7	(3.1)
銃砲刀剣類所持等取締法違反	7	(3.1)
恐喝	6	(2.7)
配偶者暴力防止法違反	6	(2.7)
器物損壊	5	(2.2)
住居侵入	4	(1.8)
賭博・富くじ	4	(1.8)
強姦・同致死傷	2	(0.9)
重過失致死傷	2	(0.9)
脅迫	2	(0.9)
強盗	1	(0.4)
強盗致死傷	1	(0.4)
公務執行妨害	1	(0.4)
文書等偽造	1	(0.4)
横領・背任	1	(0.4)
その他の刑法犯	1	(0.4)

注 () 内は構成比である。

表 2 - 1 - 10 粗暴前科（傷害・同致死、暴行、暴力行為等処罰法）の数

区 分	人 員	
総数	166	(100.0)
粗暴前科なし	128	(77.1)
1 回	22	(13.3)
2 回	8	(4.8)
3 回以上	8	(4.8)

注 () 内は構成比である。

加害者のうち、21名（12.7％）が受刑歴を有していた。

表 2 - 1 - 11 加害者の受刑歴

区 分	人 員
総数	166 (100.0)
なし	145 (87.3)
1 回	11 (6.6)
2 回	6 (3.6)
3 回	2 (1.2)
4 回	1 (0.6)
5 回	—
6 回	1 (0.6)

注（ ）内は構成比である。

7 暴力団所属歴

加害者のうち、14人（8.4％）に暴力団所属歴が認められた。なお、被害者との同居開始時に暴力団組員であることが認められた者は3人（1.8％）であり、保護命令申立時に暴力団組員であることが認められた者は1人であった。

8 薬物使用経験

加害者のうち、21人（12.7％）に薬物使用経験が認められた。薬物使用経験の認められた者の内訳（複数回答）を見ると、覚せい剤の使用が13人、有機溶剤の使用が9人であった。

表 2 - 1 - 12 加害者の薬物使用経験

区 分	人 員
総数（複数回答）	166 (100.0)
なし	136 (81.9)
有機溶剤	9 (5.4)
覚せい剤	13 (7.8)
その他の薬物	3 (1.8)
不詳	9 (5.4)

注（ ）内は総数に対する比率である。

9 問題飲酒

加害者のうち、酒癖が悪い、常態的な飲酒習慣のために就労できない、アルコール依存症である等、飲酒に関して顕著な問題が認められた者（以下「問題飲酒者」という。）は、65人（39.2％）であった。

表 2-1-13 加害者の問題飲酒

区 分	人 員	
総数	166	(100.0)
なし	97	(58.4)
あり	65	(39.2)
不詳	4	(2.4)

注 () 内は構成比である。

10 ギャンブルの問題

加害者のうち、ギャンブルのために浪費する、ギャンブルのために多額の借金を負う等、ギャンブルについて顕著な問題が認められた者は、27人(16.3%)であった。

表 2-1-14 加害者のギャンブルの問題

区 分	人 員	
総数	166	(100.0)
なし	133	(80.1)
あり	27	(16.3)
不詳	6	(3.6)

注 () 内は構成比である。

11 被害者以外へのDV行為

加害者のうち、57人(34.5%)に被害者以外(「親兄弟、前の配偶者(交際相手)、子」以下、同じ。)へのDV行為が認められた。被害者以外へのDV行為が認められた者について、内訳(複数回答)を見ると、子に対するものが34人(59.6%)、前の配偶者や交際相手に対するものが21人(36.8%)、親兄弟に対するものが13人(22.8%)の順に多かった。

加害者の婚姻歴と被害者以外へのDV行為との関係を見ると、被害者以外との婚姻歴がない加害者105人のうち、被害者以外へのDV行為がある者は32人(30.5%)であるのに対し、被害者以外との婚姻歴がある加害者60人のうち25人(41.7%)に被害者以外へのDV行為が認められた。

また、被害者以外との婚姻歴がある加害者60人のうち、18人(30.0%)に、前の配偶者(交際相手)に対するDV行為が認められた。

表 2 - 1 - 15 加害者の婚姻歴と被害者以外への DV 行為の有無

区 分	総 数		婚姻歴なし		婚姻歴あり	
総 数 (婚姻歴不詳の者を除く)	165	(100.0)	105	(100.0)	60	(100.0)
被害者以外に暴力なし	95	(57.6)	69	(65.7)	26	(43.3)
被害者以外に暴力あり (複数回答)	57	(34.5)	32	(30.5)	25	(41.7)
親兄弟	13	【7.9】	7	【6.7】	6	【10.0】
前の配偶者 (交際相手)	21	【12.7】	3	【2.9】	18	【30.0】
子	35	【21.2】	26	【24.8】	9	【15.0】
不 詳	13	(7.9)	4	(3.8)	9	(15.0)

注 1 婚姻歴不詳の者1人を除く。

2 ()内は構成比であり, 【 】内は総数に対する比率である。

第2節 被害者の属性

1 年 齢

本調査における被害者166人の性別は、女性のみであった。被害者の平均年齢(保護命令違反時)は40.1歳で、最年長は76歳、最年少は20歳であった。

表 2 - 2 - 1 被害者の年齢

区 分	人 員	
総数	166	(100.0)
20代	27	(16.3)
30代	56	(33.7)
40代	49	(29.5)
50代	24	(14.5)
60代	7	(4.2)
70代	1	(0.6)
不詳	2	(1.2)

注 ()内は、構成比である。

2 婚姻歴・連れ子

被害者の加害者以外との婚姻歴を見ると、婚姻歴がある者が33人(19.9%)であり、ない者が122人(73.5%)であった。

表 2-2-2 被害者の婚姻歴等

区 分	人 員
総数	166 (100.0)
なし	122 (73.5)
あり	33 (19.9)
不詳	11 (6.6)

注 () 内は、構成比である。

加害者との同居時に、連れ子（被害者と同居していた被害者の実子）がいた被害者は23人（13.9%）であった。

表 2-2-3 被害者の連れ子

区 分	人 員
総数	166 (100.0)
なし	142 (85.5)
あり	23 (13.9)
不詳	1 (0.6)

注 () 内は、構成比である。

3 就労状況

被害者の職業（保護命令違反時）について見ると、被害者のうち、104人（62.7%）は常勤、自営（含む、手伝い）、バイト・パートのかたちで職業に就いており、56人（33.7%）は、職業に就いていなかった。

表 2-2-4 被害者の就労状況（保護命令違反時）

区 分	人 員
総数	166 (100.0)
常勤	47 (28.3)
自営（含む、手伝い）	10 (6.0)
バイト、パート	47 (28.3)
生活保護	9 (5.4)
無職	45 (27.1)
その他（年金生活等）	2 (1.2)
不詳	6 (3.6)

注 () 内は、構成比である。

4 疾 病

被害者の疾病の有無について、保護命令発令時で見ると、被害者のうち、疾病が認めら

れなかったのは129人(77.7%)であり、31人(18.7%)に、疾病が認められた。疾病が認められた被害者31人について、その内訳を見ると、身体疾患が19人(61.3%)であり、精神的な疾病が認められた者が12人(38.7%)いた。

表 2 - 2 - 5 保護命令発令時の疾病(身体及び精神疾患)の有無

区 分	人 員	
総数	166	(100.0)
なし	129	(77.7)
身体疾患	19	(11.4)
精神疾患	12	(7.2)
不詳	6	(3.6)

注 ()内は、構成比である。

第 3 節 加害者と被害者の関係性

1 婚姻等状況

加害者と被害者の初婚・再婚別については、表 2 - 3 - 1 のとおりである。

婚姻関係にあったケースについて、加害者と被害者の初婚・再婚の組合せを見ると、初婚同士が91ケース(60.7%)、再婚同士が13ケース(8.7%)、加害者が再婚で被害者が初婚であったのが30ケース(20.0%)、加害者が初婚で被害者が再婚であったのは7ケース(4.7%)であった。

(参考；我が国の婚姻歴等の動向を見ると、昭和50年で、初婚同士は87.3%、再婚同士は3.9%、夫が再婚で妻が初婚は5.2%、夫が初婚で妻が再婚は3.6%、平成17年で、初婚同士は74.7%、再婚同士が9.0%、夫が再婚で妻が初婚は9.3%、夫が初婚で妻が再婚は7.1%である。(平成18年度「婚姻に関する統計」厚生労働省))

表 2 - 3 - 1 加害者・被害者 初婚・再婚別

加害者の婚姻歴	被害者の婚姻歴			
	総 数	初 婚	再 婚	不 詳
総 数	150 (100.0)	121 (80.7)	20 (13.3)	9 (6.0)
初 婚	101 (67.3)	91 (60.7)	7 (4.7)	3 (2.0)
再 婚	48 (32.0)	30 (20.0)	13 (8.7)	5 (3.3)
不 詳	1 (0.7)	—	—	1 (0.7)

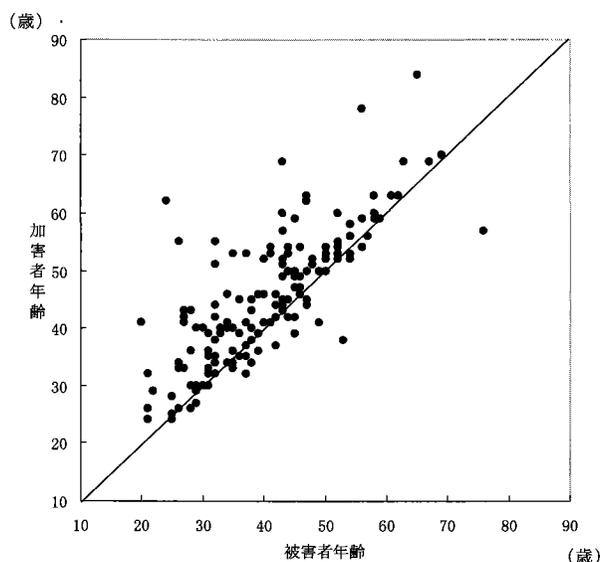
注 1 加害者と被害者の婚姻関係がある者を対象とする。

2 ()内は、総数(150人)に対する構成比である。

加害者と被害者の年齢差については、図 2 - 3 - 2 のとおりである。加害者と被害者の年齢差の平均は、4.6歳であり、最大は38歳で、加害者の方が年長の場合であった。

(参考；我が国の婚姻年齢の差の動向を見ると、昭和50年～平成17年まで、おおむね1.9歳から2.9歳の間で推移している。(平成18年度「婚姻に関する統計」厚生労働省))

図 2 - 3 - 2 被害者と加害者の本件時年齢差



本調査の全ケースにおいて、加害者と被害者は同居歴を有していた。加害者と被害者の同居年数については、表 2 - 3 - 3 のとおりである。5年以下が43ケース (25.9%) で、6年以上20年以下が76ケース (45.8%) であり、27ケース (16.3%) は20年を超える期間同居していた。同居期間の平均は12.2年で、最長は46年であった。

表 2 - 3 - 3 加害者と被害者の同居年数

区 分	人 員	
総 数	166	(100.0)
1年未満	7	(4.2)
1～5年	36	(21.7)
6～10年	32	(19.3)
11～15年	25	(15.1)
16～20年	19	(11.4)
21～25年	12	(7.2)
26～30年	8	(4.8)
31～35年	2	(1.2)
36～40年	4	(2.4)
40年超	1	(0.6)
不 詳	20	(12.0)

注 () 内は、構成比である。

加害者と被害者の間の実子の有無については、表2-3-4のとおりである。139ケース(83.7%)は実子を有していた。そのうち、人数についての内訳は、2人が57ケース(41.0%)で最も多く、3人以上有しているのは41ケース(29.5%)であった。

表2-3-4 加害者と被害者の間の実子の有無

区 分	人 員
総 数	166 (100.0)
実子なし	25 (15.1)
1 人	41 (24.7)
2 人	57 (34.3)
3 人	31 (18.7)
4 人	6 (3.6)
5 人	3 (1.8)
6 人	1 (0.6)
不 詳	2 (1.2)

注 () 内は、構成比である。

2 家計・経済状況の変化

加害者の就労状況については、表2-3-5のとおりである。被害者との同居開始時には、加害者のうち、112人(67.5%)が、「ほぼ皆勤」で、就労に特段の問題が認められないのに対し、保護命令申立時には、加害者のうち、「ほぼ皆勤」なのは、54人(32.5%)に減っており、その一方で、「ほとんど就労せず」が11人(6.6%)から74人(44.6%)へと増加していた。

表2-3-5 加害者の就労状況

区 分	同居開始時	命令申立時	命令違反時
総数	166 (100.0)	166 (100.0)	166 (100.0)
ほぼ皆勤	112 (67.5)	54 (32.5)	54 (32.5)
病休、怠休、不就労がやや目立つ	15 (9.0)	10 (6.0)	9 (5.4)
病休、怠休、不就労が多い	16 (9.6)	23 (13.9)	18 (10.8)
ほとんど就労せず	11 (6.6)	74 (44.6)	80 (48.2)
暴力団(無職)	3 (1.8)	1 (0.6)	—
不詳	9 (5.4)	4 (2.4)	5 (3.0)

注 () 内は、構成比である。

加害者の家計への貢献の状況については、表2-3-6のとおりである。加害者のうち、被害者との同居開始時には、「中心的に家計を維持」していたのが87人(52.4%)、「被害者等と協力して維持」していたのが45人(27.1%)で、合わせて132人(79.5%)が家計に貢献していたのに対し、保護命令申立時には、「中心的に家計を維持」していたのは54人

(32.5%)で、「被害者等と協力して維持」していた者が26人(15.7%),合わせて80人(48.2%)に減っている。一方、家計について、「主に被害者に依存」している加害者は、被害者との同居開始時には、15人(9.0%)であるのに対して、保護命令申立時には、「主に被害者に依存」しているケースが45人(27.1%)に増加している。

表 2-3-6 加害者の家計への貢献の状況

区 分	同居開始時		命令申立時	
総数	166	(100.0)	166	(100.0)
中心的に家計を維持	87	(52.4)	54	(32.5)
被害者と協力して維持	45	(27.1)	26	(15.7)
主に被害者に依存	15	(9.0)	45	(27.1)
両親等からの援助に依存	5	(3.0)	11	(6.6)
公的扶助(生活保護)	6	(3.6)	10	(6.0)
年金等	—		3	(1.8)
借金	1	(0.6)	3	(1.8)
その他	—		7	(4.2)
不詳	7	(4.2)	7	(4.2)

注 ()内は、構成比である。

また、浪費や借金の経過については、表 2-3-7 のとおりである。同居開始時には、「浪費なし・借金なし」の者が105人(63.3%)であったのに対して、被害者が保護命令の申立てを行った際には、「浪費なし・借金なし」の者が61人(36.7%)に減っている。

被害者と同居した後に、加害者の就労状況が悪化し、借金や浪費の問題を抱える者も増え、被害者に金銭面で依存していた者の割合が増えていることがうかがえる。

表 2-3-7 浪費や借金の経過

区 分	同居開始時		命令申立時		命令違反時	
総数	166	(100.0)	166	(100.0)	166	(100.0)
浪費なし・借金なし	105	(63.3)	61	(36.7)	62	(37.3)
浪費あり・借金なし	13	(7.8)	15	(9.0)	14	(8.4)
浪費なし・借金あり	18	(10.8)	50	(30.1)	49	(29.5)
浪費あり・借金あり	20	(12.0)	34	(20.5)	35	(21.1)
不詳	10	(6.0)	6	(3.6)	6	(3.6)

注 ()内は、構成比である。

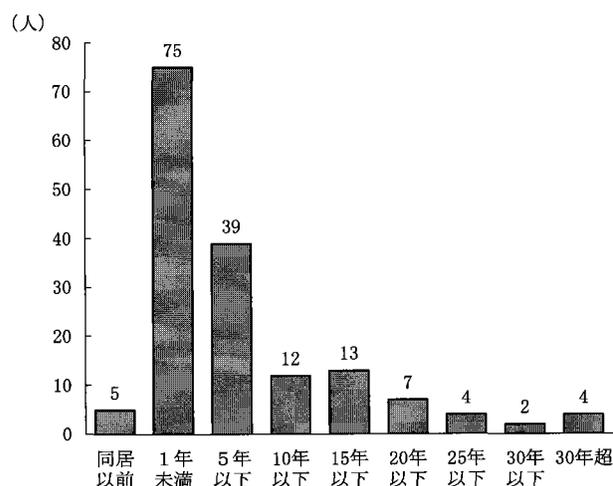
第4節 DV行為の発現から関係悪化の原因・理由

1 DV行為の発現と態様

同居開始からDV行為(被害者が認めたもの。以下、同じ。)開始までの期間については、図2-4-1のとおりである。平均期間は4.7年であり、DV行為の出現が最も遅いケースは、同居後36年目であった。

被害者と同居する前からDV行為を開始していた加害者は、5人(3.0%)であった。また、同居を開始してから1年未満にDV行為を開始した者が、75人(45.2%)であり、全加害者の80人(48.2%)が同居後1年未満(同居前を含む)にDV行為を開始していた。

図2-4-1 同居開始から被害者が認めたDV行為開始までの期間



注 不詳の者を除く。

DV行為開始時の暴力の内容については、表2-4-2のとおりである。DV行為開始時には、加害者のうち(複数回答)、153人(92.2%)が身体的暴力を、94人(56.6%)が精

表2-4-2 被害者が認めたDV行為開始時の暴力の内容

区 分	人 員
総数(複数回答)	166 (100.0)
身体的暴力	153 (92.2)
精神的暴力(威嚇・罵詈雑言・嫌がらせ)	94 (56.6)
金銭面での負担・搾取	32 (19.3)
性的な暴力	10 (6.0)
ストーカー行為	5 (3.0)
自殺のほのめかし	3 (1.8)
その他	5 (3.0)

注 ()内は、総数に対する比率である。

神的暴力を振るっていた。なお、加害者のうち、身体的暴力が認められなかったのは13人(7.8%)であり、うち「精神的暴力(威嚇・罵詈雑言・嫌がらせ)」のみの者は、9人(5.4%)であった。

DV行為開始時に被害者が感じていた危険性は、表2-4-3のとおりである。包丁等を突きつけられるなどして「生命の危険」を感じていた被害者が23人(13.9%)であり、凶器等は未使用ながら首を絞められる等、「相当の生命の危険」を感じていた被害者が23人(13.9%)であった。また、「外傷・ストレス等で日常生活に大きな支障」を感じていた被害者が59人(35.5%)、「ストレス等で日常生活に支障」のあった被害者が45人(27.1%)であり、「それほど大きな問題なし」は、14人(8.4%)であった。DV行為開始時期から、態様・危険性共に、被害者にとって軽視できるものではなかったことがうかがえる。

表2-4-3 被害者が認めたDV行為開始時の危険性

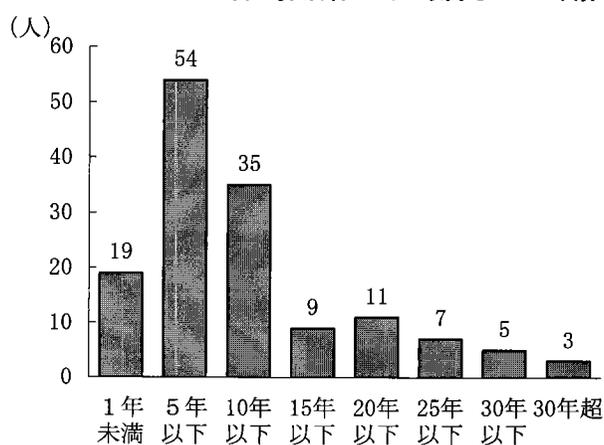
区 分	人 員
総数	166 (100.0)
生命の危険	23 (13.9)
相当の生命の危険	23 (13.9)
外傷・ストレス等で日常生活に大きな支障	59 (35.5)
ストレス等で日常生活に支障	45 (27.1)
それほど大きな問題なし	14 (8.4)
不詳	2 (1.2)

注 ()内は、構成比である。

2 DV行為の開始から別居まで

DV行為開始時から、被害者が加害者と別居するまでの期間については、図2-4-4のとおりである。DV行為開始から別居までの期間は、平均7.9年であり、最長期間は40年で

図2-4-4 DV行為開始から別居までの期間



注 不詳の者を除く。

あった。1年未満が19人（11.4％）であり、5年を超えている者が70人（42.2％）であった。加害者のDV行為開始から相当長期間、同居関係が続いていることがうかがえる。

DV行為開始から別居までの期間と、DV行為開始時の危険性の関係について見たものが、表2-4-5である。被害者が「生命の危険」を感じていた場合においても、同居期間については1年未満のものは少なかった。

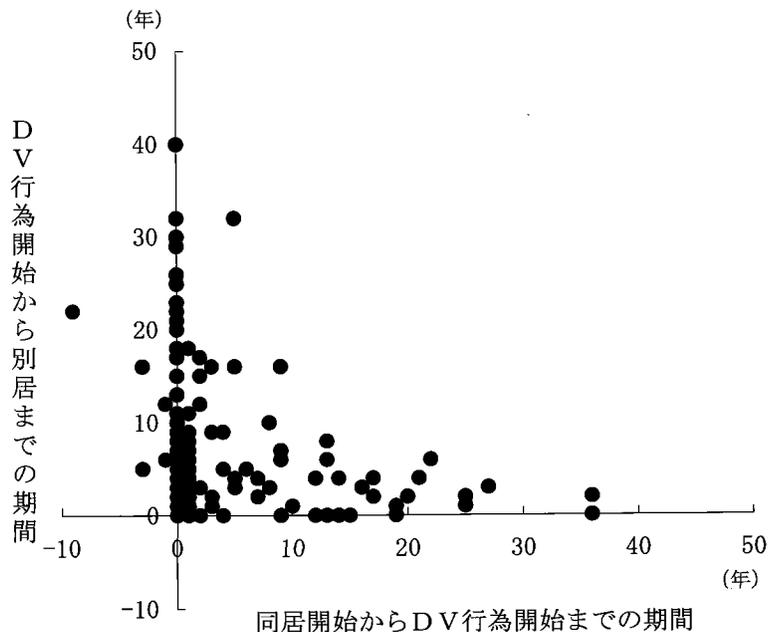
表2-4-5 DV行為開始時の危険性と開始から別居までの期間

区 分	DV行為の危険性（開始時）とDV行為開始から別居までの期間（年）								
	総 数	1年未満	5年以下	10年以下	15年以下	20年以下	25年以下	30年以下	30年超
総数	143 (100.0)	19 (13.3)	54 (37.8)	35 (24.5)	9 (6.3)	11 (7.7)	7 (4.9)	5 (3.5)	3 (2.1)
生命の危険 (包丁等を突きつけられる等)	19 (100.0)	2 (10.5)	8 (42.1)	5 (26.3)	1 (5.3)	1 (5.3)	-	1 (5.3)	1 (5.3)
相当の生命の危険 (凶器等は未使用)	21 (100.0)	1 (4.8)	7 (33.3)	6 (28.6)	3 (14.3)	2 (9.5)	1 (4.8)	-	1 (4.8)
外傷・ストレス等で日常生活継続に 大きな支障	55 (100.0)	8 (14.5)	17 (30.9)	16 (29.1)	2 (3.6)	6 (10.9)	3 (5.5)	3 (5.5)	-
ストレス等で日常生活継続にかな りの支障	37 (100.0)	8 (21.6)	18 (48.6)	3 (8.1)	1 (2.7)	2 (5.4)	3 (8.1)	1 (2.7)	1 (2.7)
それ程大きな問題なし	11 (100.0)	-	4 (36.4)	5 (45.5)	2 (18.2)	-	-	-	-

注（ ）内は、構成比である。

同居開始からDV行為開始までの期間と、DV行為開始から別居までの期間の関係について見たものが、図2-4-6である。DV行為が同居からすぐに開始された場合であって

図2-4-6 同居開始からDV行為開始までの期間とDV行為開始から別居までの期間



も、別居までの期間が比較的長期間であるケースが多数認められる。

被害者が、加害者のDV行為に耐えていた理由(複数回答)について見たものが、表2-4-7である。「家族・子どものため」が88人(53.0%)で最も多く、次いで「生活のため」が39人(23.5%)、「良い面もある人との評価から」が26人(15.7%)であった。

表2-4-7 被害者がDV行為に耐えていた理由

区 分	人 員
総数(複数回答)	166 (100.0)
家族・子どものため	88 (53.0)
生活のため	39 (23.5)
良い面もある人との評価から	26 (15.7)
いつかは真っ当になるとの期待	23 (13.9)
恐怖、逃げられない、報復が怖い	20 (12.0)
なんとか我慢できる範囲	9 (5.4)
自分がいないと駄目になってしまう人	7 (4.2)
あきらめ	4 (2.4)
離婚にためらい	4 (2.4)
自責・自分に原因がある	2 (1.2)
その他	2 (1.2)

注 () 内は、総数に対する比率である。

DV行為の理由について見たものが表2-4-8である。加害者及び被害者のそれぞれの理由(複数回答)について見ると、被害者側から見た加害者のDV行為の理由は、「日常生活での些細なこと」が87人(52.4%)で最も多く、次いで「被害者の言動・態度」が54人(32.5%)、「嫉妬・やきもち」が35人(21.1%)、「加害者の被害者への支配欲」が22人

表2-4-8 DV行為の理由

区 分	被害者から見た	加害者から見た
総数(複数回答)	166 (100.0)	166 (100.0)
被害者の言動・態度	54 (32.5)	101 (60.8)
日常生活での些細なこと	87 (52.4)	44 (26.5)
嫉妬・やきもち	35 (21.1)	38 (22.9)
加害者の被害者への支配欲	22 (13.3)	11 (6.6)
八つ当たり	12 (7.2)	11 (6.6)
金銭問題・金欲しさ	13 (7.8)	9 (5.4)
飲酒の影響	14 (8.4)	8 (4.8)
粗暴な性格	4 (2.4)	—
薬物の影響	3 (1.8)	—
その他	7 (4.2)	12 (7.2)

注 () 内は、総数に対する比率である。

(13.3%)、「飲酒の影響」が14人(8.4%)であった。

加害者から見たDV行為の理由については、「被害者の言動・態度」が101人(60.8%)で最も多く、次いで「日常生活での些細なこと」が44人(26.5%)、「嫉妬・やきもち」が38人(22.9%)であった。

行ったDV行為に対する加害者の認識(複数回答)を見たものが、表2-4-9である。「夫婦げんかに過ぎない」が71人(42.8%)と最も多く、次いで「相手の方が悪い」が67人(40.4%)、「DV行為はしていない」が22人(13.3%)であった。

加害者は自らのDV行為の発現について被害者の言動・態度に原因を帰し、また、DV行為を単なる夫婦げんかにとらえる比率が高いなど、自らのDV行為についての問題認識が乏しい様子が見えがえる。

表2-4-9 (自らの)DV行為に対する認識

区 分	人 員
総数(複数回答)	166 (100.0)
夫婦げんかに過ぎない	71 (42.8)
相手の方が悪い	67 (40.4)
DV行為はしていない	22 (13.3)
殴らないと分からない	12 (7.2)
イライラ・ストレス	9 (5.4)
カッとなって	8 (4.8)
飲酒	5 (3.0)
金欲しさ	5 (3.0)
その他	7 (4.2)

注 () 内は、総数に対する比率である。

被害者が加害者との関係悪化を意識した端緒(複数回答)について見たものが、表2-4-10である。「加害者の暴力」が136人(81.9%)で最も多く、次いで「加害者の不労・失業」が54人(32.5%)、「加害者の飲酒」が39人(23.5%)であった。

関係悪化の背景を被害者から見ると、加害者のDV行為のほかに、不労や飲酒の問題があるとしていることがうかがえる。

保護命令申立てころの、加害者、被害者それぞれの葛藤の原因に対する認識の違い(複数回答)について見たものが、表2-4-11である。被害者は「加害者の暴力的言動」とした者が156人(94.0%)で最も多く、次いで「加害者の不労」が53人(31.9%)、「加害者の浪費や借金」が41人(24.7%)、「加害者の飲酒」が40人(24.1%)であった。

一方、加害者については、「被害者の異性関係」としていた者が56人(33.7%)で最も多く、次いで「被害者の養育・子どもの躾に関する問題」が30人(18.1%)、「被害者の言動・性格」が28人(16.9%)であった。

表 2-4-10 被害者が関係悪化を意識した端緒

区 分	人 員
総数（複数回答）	166 (100.0)
加害者の暴力	136 (81.9)
加害者の不就業・失業	54 (32.5)
加害者の飲酒	39 (23.5)
家族関係の変化（欠損・死別）	14 (8.4)
家族間の不和・不仲	12 (7.2)
加害者の経済状態の悪化（収入減、借金）	10 (6.0)
加害者の病気・体調不良	9 (5.4)
加害者の不倫	8 (4.8)
加害者の薬物使用	4 (2.4)
その他	15 (9.0)

注（ ）内は、総数に対する比率である。

表 2-4-11 加害者と被害者の葛藤の原因に対する認識の違い（保護命令申立てころ）

区 分	被害者から見た	加害者から見た
総数（複数回答）	166 (100.0)	166 (100.0)
加害者の不就業	53 (31.9)	23 (13.9)
被害者の不就業	3 (1.8)	1 (0.6)
加害者の浪費や借金	41 (24.7)	11 (6.6)
被害者の浪費や借金	1 (0.6)	18 (10.8)
加害者の暴力的な言動	156 (94.0)	25 (15.1)
被害者の暴力的な言動	2 (1.2)	4 (2.4)
加害者の異性関係	7 (4.2)	5 (3.0)
被害者の異性関係	3 (1.8)	56 (33.7)
加害者の飲酒	40 (24.1)	16 (9.6)
被害者の飲酒	—	2 (1.2)
加害者の養育・子供の躾に関わる問題	33 (19.9)	3 (1.8)
被害者の養育・子供の躾に関わる問題	1 (0.6)	30 (18.1)
被害者の言動・性格	—	28 (16.9)
被害者が家事をしない	—	12 (7.2)
被害者の就労	—	8 (4.8)
金銭問題	—	7 (4.2)
その他	28 (16.9)	29 (17.5)

注（ ）内は、総数に対する比率である。

被害者の離別への意思表示等（複数回答）について見たものが、表 2-4-12 である。被害者のうち、133人（80.1%）が家出をしており、家出によって、加害者からの離別の意思を示す傾向が強いことがうかがえる。一方、加害者に対して直接意思表示をしていた被害者は、47人（28.3%）にとどまった。これは、被害者が、加害者との問題認識のずれに

よって話し合うことをあきらめたり、被害者が加害者の暴力を恐れたりして、直接、加害者との関係解消の意思表示ができずに、家出をする場合などによるものである。

表 2 - 4 - 12 被害者の離別への意思表示等

区 分	人 員	
総数（複数回答）	166	(100.0)
なし	7	(4.2)
直接意思表示	47	(28.3)
家出	133	(80.1)
離婚調停の申立て（離婚）	64	(38.6)
その他	3	(1.8)

注（ ）内は、総数に対する比率である。

被害者が加害者と別居する時期と保護命令の申立てを行う時期の関係について見たのが、表 2 - 4 - 13 である。別居前に保護命令の申立てを行った被害者は 7 人（4.2%）であり、6 割を越える被害者が、別居後に、保護命令の申立てを行っていた。

表 2 - 4 - 13 別居の時期と保護命令の申立てを行う時期の関係

区 分	人 員	
総数	166	(100.0)
別居前	7	(4.2)
別居後 1 月以内	63	(38.0)
別居後 1 月超	44	(26.5)
不明	52	(31.3)

注（ ）内は、構成比である。

加害者と被害者の婚姻関係等の変化については、表 2 - 4 - 14 のとおりである。保護命令申立前には、離婚調停・訴訟中のものが 19 ケース（11.4%）であるのに対して、保護命令発令後には、離婚成立したものを含め 79 ケース（47.6%）に増加していた。別居し、保

表 2 - 4 - 14 加害者と被害者の婚姻関係の変化

区 分	命令申立前		命令発令後		命令違反時	
総数	166	(100.0)	166	(100.0)	166	(100.0)
配偶者	131	(78.9)	71	(42.8)	59	(35.5)
離婚調停・訴訟中（含む不調）	19	(11.4)	64	(38.6)	67	(40.4)
元配偶者	—		15	(9.0)	24	(14.5)
内縁関係	16	(9.6)	7	(4.2)	7	(4.2)
元内縁関係	—		8	(4.8)	8	(4.8)
その他	—		1	(0.6)	1	(0.6)

注（ ）内は、構成比である。

護命令の申立てを行った後、ほぼ同時期に離婚調停の申立て等を行っている被害者が多いことがうかがえる。

加害者及び被害者の同居(家族)状況の変化について見たのが、表2-4-15①、表2-4-15②である。関係に問題がなかったころは、当然ながら、加害者・被害者は、子どもと共に同居している割合が高いが、保護命令申立時の子どもとの同居率は、被害者が132人(79.5%)と高く、被害者が子どもを連れて家出し、その後、保護命令の申立てを行う場合が多いことがうかがえる。一方、保護命令発令時、加害者が子どもと同居しているのは30人(18.1%)であり、単身生活をしている者が106人(63.9%)と高い。

表2-4-15① 加害者の同居状況

	問題なかった頃		命令発令時		命令違反時	
総数(複数回答)	166	(100.0)	166	(100.0)	166	(100.0)
被害者	165	(99.4)	12	(7.2)	3	(1.8)
子供(実・義子)	148	(89.2)	30	(18.1)	22	(13.3)
自分の親	23	(13.9)	28	(16.9)	32	(19.3)
被害者の親	7	(4.2)	1	(0.6)	1	(0.6)
他の親族	5	(3.0)	9	(5.4)	11	(6.6)
知人	—		2	(1.2)	2	(1.2)
単身	2	(1.2)	106	(63.9)	108	(65.1)

表2-4-15② 被害者の同居状況

区 分	問題なかった頃		命令申立時		命令違反時	
総数(複数回答)	166	(100.0)	166	(100.0)	166	(100.0)
加害者	165	(99.4)	11	(6.6)	3	(1.8)
子供(実・義子)	149	(89.8)	132	(79.5)	129	(77.7)
自分の親	7	(4.2)	47	(28.3)	53	(31.9)
加害者の親	21	(12.7)	1	(0.6)	—	
他の親族	4	(2.4)	16	(9.6)	20	(12.0)
知人	1	(0.6)	8	(4.8)	8	(4.8)
単身	1	(0.6)	21	(12.7)	20	(12.0)

注 1 加害者については、「命令発令時」、被害者については、「命令申立時」について調査している。

2 ()内は、総数に対する比率である。

第5節 配偶者暴力受刑者に対する面接調査の結果

今回の調査は、保護命令違反を犯したDV加害者を対象に実施したが、補足的に、配偶者等に対する暴力により刑事施設入所中の受刑者に対して面接調査を実施し、特に重大・悪質なDV加害者の属性等についても、本章において行った分析の枠組みに基づいて見る

こととした。ここでは、加害者の就労状況、飲酒程度、疾病歴等との関連について見るとともに、受刑生活開始後、自らの配偶者等に対する暴力に対してどのような認識や問題意識を持っているかなどについても調査した。

面接調査は、平成18年6月から19年2月までの間、刑事施設に本研究担当者が赴き、受刑者7人に対して実施した。調査対象者は、被害者が配偶者等であり、かつ、個別の面接の実施に同意が得られた者であって、面接調査を実施した受刑者のDV行為については、必ずしもその代表的・典型的な事例というわけではなく、受刑者すべてのDV行為の特徴を反映したものではない点に留意する必要がある。

配偶者等に対する暴力により刑事施設入所中の受刑者のプロフィールは、表2-5-1のとおりである。

面接対象者は、男子7人で、調査時の年齢は、20代1人、30代2人、40代2人、50代1

表2-5-1 配偶者暴力受刑者の概要

番号	1	2	3	4	5	6	7
年齢	20代	30代	30代	40代	40代	50代	60代
罪名	傷害、覚せい剤取締法違反	傷害致死	傷害	傷害致死	殺人(未遂)	傷害	傷害
入所度数	1度	1度	1度	1度	9度	7度	1度
前科回数	2回	なし	なし	なし	不明	不明	2回
被害者	配偶者	配偶者	配偶者	元配偶者	内妻	元配偶者	配偶者
本件の概要	本人は、覚せい剤を使用中であつたところ、被害者に自らの要求が思うように伝わらなかったことから、同人を平手打ちにし、さらに、はさみで顔を切りつけた。	本人は、被害者と飲酒し帰宅したところ、口論となり、同人から本人の親との関係をなじられたことに激高し、横臥していた同人の腹部に足蹴りを加え、死亡させた。	本人は、飲酒をしていたところ、被害者と口論となり、同人を投げ飛ばし足を骨折させた。	本人は、復縁するために自宅に来た被害者に対し、飲酒の上、同人の生活態度等について説教していたところ、同人がその途中で逃げ出したため、かっとなり殴る蹴るの暴行を加え、死亡させた。	本人は、被害者に預けていた実子の体にあざがあるのを見つけたため同人を問い詰めたところ、口論となった末、同人の体を包丁で刺した。	本人は、同居中の被害者の発言に憤慨し、同人と口論となったところ、家から逃げ出した同人を追いかけ、平手で顔を叩いた。	本人は、朝から飲酒していたところ、被害者からこれ以上飲まないように注意を受けたことに立腹し、包丁でもって、配偶者の腕を切りつけた。
本件時凶器使用の有無	はさみ	なし	なし	なし	包丁	なし	包丁
被害者との間にあったトラブル	特になし	被害者の本人の友人関係に対する嫉妬、本人の借金の発覚	特になし	連れ子の結婚に関する意見の相違及びその結果の離婚	内妻が実子の面倒をよく見てくれていなかった	前刑受刑中の被害者との離婚	被害者が酒を隠したことに立腹していた
被害者への暴力の開始時期及び頻度	結婚2年後から覚せい剤使用時に	結婚前から週に2～3回程度	結婚当初から月に1～2回程度	結婚当初から日常的に	口論はあつたが、これまで暴力はない	結婚1年後から数回	退職後
被害者への暴力のきっかけ	覚せい剤の使用時の些細なこと	本人の女友達に対する被害者の嫉妬	些細なこと	家事の不足	実子の養育	些細なこと	飲酒して帰宅後の些細なこと
暴力に対する認識	みんなやっていること	飲酒の上での被害者の暴力を制止するため	悪いとは思ふが、飲酒をすると手が出してしまう	このくらいだったら大丈夫、悪いことではない	被害者が悪い	被害者の挑発に引っかけたと思う	みんなやっていること
身体的暴力の有無	物で殴る、刃物で切りつける	平手で打つ、足で蹴る、髪を引っ張る	平手で打つ、げんこつで殴る	平手で打つ、げんこつで殴る、足で蹴る	本件以外にはない	平手で打つ	物をぶつける、刃物で切りつける、火を近づける
精神的暴力の有無	大声で怒鳴る	大声で怒鳴る、無視する、子どもに危害を加えると脅す	大声で怒鳴る	大声で怒鳴る、行動に制限を加える	大声で怒鳴る	大声で怒鳴る	命令口調で接する

番号	1	2	3	4	5	6	7
性的暴力の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
暴力時の被害者の態度	怖がっていた	被害者の本心はつかみどころがなかった	普通であったと思う	開き直っているようだった	口論中に被害者から叩かれることがあった	別れるきっかけを探していたと思う	飲酒を止めてほしいと思っていたと思う
被害者への嫉妬の有無	なし	なし	なし	あり(被害者が夜間に飲食業をされており、その客との関係を嫉妬していた)	なし	あり(被害者は浮気をしていると思う)	なし
夫婦間の主導権	本人	互いに気を遣っていた	配偶者	本人	どちらとも言えない	本人の方が強いと思う	本人
暴力歴の有無	なし	妻の連れ子への暴力あり	なし	飲酒時にけんかあり	20代の頃、仕事相手への暴行あり	多数回あり(本人、暴力団組員)	なし
被虐待歴の有無	あり(実父)	あり(両親, 兄)	なし	なし	なし(ただし、実父は後妻に暴力を振るっていた)	あり(実母, 実父不在)	なし
犯時の就業状況	有職	有職	有職	有職	無職(生活保護)	有職	無職(年金生活)
金銭状況	仕事上の借金あり	交通事故による借金あり	借金等なし	借金等なし	借金等なし	借金等なし	借金等なし
健康状況	チック症	良好	C型肝炎	良好	糖尿病	喘息	糖尿病
問題飲酒	なし	なし	飲酒時に暴力を振るう	飲酒時のけんかが多数回ある	なし	アルコール性せん妄症	アルコール依存症
犯時飲酒	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり
薬物使用歴	覚せい剤, シンナー	シンナー	覚せい剤	なし	覚せい剤	覚せい剤	なし
犯時薬物使用	覚せい剤	なし	なし	なし	なし	なし(睡眠薬は服用していた)	なし
精神科受診歴	なし	あり	なし	なし	なし	あり	なし
保護命令歴	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
刑の軽重に対する認識	仕方がない	軽い	普通である	軽い	仕方がない	重い(被害者にはめられた)	重いとは思っていない
暴力を繰り返さないための方策	覚せい剤の使用を止める	相手が自分を追い詰めない限り、自分は暴力は振るわない	酒を止める	些細なことで手を上げないように注意する	相手の話を聞き、互いの長所短所を認め合う	よくわからない	酒をコントロールする必要がある
暴力を止めることを目的とした治療プログラムへの参加希望及びその受講希望内容	希望する, 自分の感情を抑えることができる方法を学びたい	希望する	希望する, 我慢することを学びたい	希望する, かつとした時に気持ちを抑える方法を勉強したい	どちらとも言えない	希望しない	希望する
その他の参加したいプログラム等	なし	なし	なし	断酒	なし	なし	退職者を中心として、夫婦関係を良好に維持していけるようなもの

人, 60代1人であった。刑事施設への入所度数は、今回が初めての者が5人であった。

1 本件の概要等

罪名別に見ると、傷害4人、傷害致死2人、殺人(未遂)1人であった。

被害者を種類別に見ると、配偶者4人、元配偶者2人、内妻1人であった。

本件の概要は表中に記載のとおりであるが、突発的に起こった事件は少なく、「本人の借

金の発覚」,「養育に対する考えの相違」,「それぞれの異性関係への嫉妬」など被害者との関係において,本件以前から何らかのトラブルを抱えていた事案が多かった。

配偶者暴力受刑者に見られる本件時の共通の特徴として目立つのは,飲酒又は薬物と事案との関連性である。本件への影響を否定している者もいたが,7人中6人が本件直前に飲酒をしていて,アルコールの影響下にあった。そのうち4人は生活上の様々な問題の原因に飲酒が深く影響していると思われ,中には,本件以前に同一の被害者に対し,飲酒の上,その着衣に灯油を浴びせた後に,ライターの火を近づけ,「火をつけたるか。殺したるか。」と言って畏怖させる事件を起こし,執行猶予付判決を受けていた者もいた。また,本件時に飲酒の影響のなかった1人は,覚せい剤乱用の影響下で本件をじゃっ起していた。

本件時の就業の状況を見ると,有職5人,無職2人であった。それぞれの内訳を見ると,有職者は運転手2人,会社員2人,自営業1人であり,無職者は,定年退職後の年金生活者1人と,生活保護受給者1人であった。

2 被害者への暴力行為の概要

ほとんどの者が本件以前から被害者に暴力を振るっていたことを認めており,暴力の開始時期については,結婚前からの者が1人,結婚直後,又は結婚後早期からが4人いた。その他,長期間の結婚生活の後,加害者の退職後に暴力を開始した者が1人いた。

暴力の内容を見ると,身体的暴力としては,「平手で打つ」,「げんこつで殴る」,「足で蹴る」等が共通して見られ,中には,「髪を引っ張る」,「はさみで切りつける」,「ビールのジョッキで殴る」,「熱したはんだごてを押し付ける」等の行為をしていた者もいた。精神的暴力としては「大声で怒鳴る」が共通して見られたほか,「無視をする」,「いつも命令口調で話す」などで,中には被害者の連れ子に危害を加えると脅していた者もいた。なお,今回の面接調査では性的暴力歴について述べる者はいなかった。

加害者の暴力に対する認識を見ると,「このくらいなら大丈夫」,「みんなやっていること」等を口実にして暴力のわい小化を図っていた者が3人,「被害者の挑発にひっかかった」,「被害者が暴力を振るうので,制止するため」等,被害者を非難したり,責任転嫁していた者が3人,飲酒を原因に挙げている者が1人いた。また,被害者以外への暴力歴を見ると,被害者に非があるととらえている者は,全員,被害者以外への暴力歴が見られた。なお,それぞれの被虐待経験の有無を見ると,被虐待経験のあった者が3人,なかった者が4人であった。

3 処分の重さに対する認識

本件の処分の重さに対する認識について,被害者が死亡した2人はいずれも「軽い」と回答していた。その他の5人は,「仕方がない」や「重いとは思っていない」と回答しており,1人は受刑中の現在においても,「重い(被害者にはめられたものである)」と回答し

ていた。

4 治療プログラム等への希望

暴力を止めることを目的とした治療プログラムへの参加については、5人が「参加を希望したい」と回答しており、その内容として「我慢すること」、「かっとしたときに気持ちを抑える方法」、「自分の感情を抑えることができる方法」を会得したいとしていた。また、その他の治療プログラムとして、「断酒」指導への参加、あるいは治療プログラムではないが、退職後の家庭生活への助言等を希望していた。

暴力を止めるための方策として、「飲酒や覚せい剤の使用を止めること」と回答した者が3人、「暴力否定」や「他者理解」といった考えを身につけることに関する回答をした者が2人いた一方で、「分からない」や「相手が自分を極度に追い詰めない限り、自分は暴力を振るわない」と回答している者もいた。

以上のように、配偶者等に対する暴力により刑事施設入所中の受刑者を見ると、被害者以外への暴力歴の有無にかかわらず、比較的良好な二者関係があったと思われる結婚当初や結婚前から被害者に対する暴力が始まっていた例が多かった。また、被害者への暴力に対する認識においても、死に至らしめる程の暴力であっても「このくらいなら大丈夫」と自らの暴力行為を過小に評価している者や、固定的な性別役割分担意識（女性蔑視）に基づき「みんなやっていること」と思い込み暴力を振るっていた者、あるいは、被害者の言動や飲酒の影響に原因を求める者が見られた。

第6節 DV行為の認められる保護観察対象者の処遇状況等

1 保護観察付執行猶予処分を受けた者の保護観察経過等

166人の調査対象中、本件により保護観察付執行猶予の処分を受けた者が26人いた。ここでは、このうち、保護観察状況を把握することができた23人について、その処遇経過等を紹介する。

(1) 概観

23人の平成18年3月31日時点における保護観察係属・終了状況は、表2-6-1のとおりである。

表 2 - 6 - 1 保護観察係属・終了状況

区 分	総 数	係属中	終 了			
			期間満了	執行猶予 取消し	死 亡	
対象者	23	10	13	5	5	3
	(100.0)	(43.5)	(56.5)	(21.7)	(21.7)	(13.0)
	(100.0)	(38.5)	(38.5)	(23.1)
(参考) 平成18年の4号観察 終了事由別構成比	64.7	32.5	2.8

注 上段の（ ）内は総数に対する構成比，下段の（ ）内は終了人員に対する構成比である。

保護観察が終了していた者は13人おり，終了事由の内訳は，「期間満了」が5人(38.5%)，「執行猶予取消し」が5人(38.5%)，「死亡」が3人(23.1%)であった。実人員が少ないため単純に比較することはできないものの，平成18年に保護観察付執行猶予が終了した者の終了事由別構成比と比べると，著しく「期間満了」の比率が低く，「死亡」の比率が高かった。死亡の原因は，病死，事故死，自殺が各1人ずつであった。

表 2 - 6 - 2 は，保護観察終了事由を本件の内容別に見たものである。保護観察が終了している者のうち，本件が「退去命令違反」の者は2人，「被害者への接近禁止命令違反」の者は11人であった。「執行猶予取消し」により終了した者は全員，本件が「被害者への接近禁止命令違反」の者であった。なお，保護観察係属中の者も含め，「子どもへの接近禁止命令違反」など，複数の種類の命令違反で保護観察付執行猶予の処分を受けた者はいなかった。

表 2 - 6 - 2 本件内容別保護観察終了事由

区 分	終 了		期間満了		執行猶予 取消し		死 亡	
	総数	13	(100.0)	5	(38.5)	5	(38.5)	3
退去命令違反	2	(100.0)	1	(50.0)	—		1	(50.0)
被害者への接近禁止命令違反	11	(100.0)	4	(36.4)	5	(45.5)	2	(18.2)

注 () 内は構成比である。

本件の内容別に保護観察の成績を見たところ，表 2 - 6 - 3 に示したとおり，全体のうち過半数，本件が退去命令違反であった者については2人とも，「おおむね普通・良好で安定」していた。

表 2-6-3 本件内容別保護観察の成績

区 分	総 数	おおむね普通・ 良好で安定		おおむね 不良		経過につれ 上昇		経過につれ 下降	
総数	22 (100.0)	13 (59.1)	5 (22.7)	1 (4.5)	3 (13.6)				
退去命令違反	2 (100.0)	2 (100.0)	—	—	—				
被害者への接近禁止命令違反	20 (100.0)	11 (55.0)	5 (25.0)	1 (5.0)	3 (15.0)				

注 1 () 内は構成比である。

2 不詳の者1人を除く。

保護観察担当者との接触状況は、表 2-6-4 のとおりであった。ほとんど接触できなかった者が18.2%いたものの、月2回以上接触が保たれていた者が半数以上おり、接触状況は比較的良好といえた。

表 2-6-4 保護観察担当者との接触状況

区 分	人 員
総 数	22 (100.0)
月2回以上	12 (54.5)
月1回程度	6 (27.3)
ほとんどなし	4 (18.2)

注 1 () 内は構成比である。

2 不詳の者1人を除く。

表 2-6-5 は、保護観察中の DV 行為の有無を、保護観察係属・終了状況別に見たものである。保護観察期間中、9人(40.9%)に DV 行為が認められた。保護観察の終了しているケースについて見ると、「期間満了」、「死亡」で終了した者には DV 行為がなく、同行為のあった者は全員「執行猶予取消し」で終了していた。

表 2-6-5 保護観察の係属・終了状況別保護観察中の DV 行為の有無

区 分	終 了		
	な し	あ り	
総数	13 (59.1)	9 (40.9)	
係属中	4 (44.4)	5 (55.6)	
期間満了	5 (100.0)	—	
執行猶予取消し	1 (20.0)	4 (80.0)	
死亡	3 (100.0)	—	

注 1 () 内は構成比である。

2 不詳の者1人を除く。

表2-6-6は、保護観察中に加害者が抱えていた問題を、本件の内容別に示したものである。「就職」、「被害者との関係」に関する問題を抱えていた者が最も多く、52.2%の者がこれに該当した。ただし、「就職」の問題は、本件が「被害者への接近禁止命令違反」の者については半数、「退去命令違反」の者については全員が抱えていたのに対し、「被害者との関係」の問題は、本件が「退去命令違反」の者には認められず、すべて「被害者への接近禁止命令違反」の者であった。本件が「退去命令違反」の者は、調査対象全体(166人)で見ると、健康状態に問題を抱えた者が多かった(表3-2-5参照)が、保護観察付執行猶予となった者に限定した場合は、「健康」が問題となっていた者はいなかった。

表2-6-6 本件内容別保護観察中に加害者が抱えていた問題

区 分	総 数 (複数回答)	就 職	被害者 との関係	借 金	飲 酒	健 康	子どもの 養育	住居、 所持金	親との 関係
総数	23(100.0)	12 (52.2)	12 (52.2)	5 (21.7)	5 (21.7)	5 (21.7)	2 (8.7)	1 (4.3)	1 (4.3)
退去命令違反	2(100.0)	2(100.0)	—	1 (50.0)	1 (50.0)	—	1 (50.0)	—	—
被害者への接近禁止命令違反	21(100.0)	10 (47.6)	12 (57.1)	4 (19.0)	4 (19.0)	5 (23.8)	1 (4.8)	1 (4.8)	1 (4.8)

注 () 内は構成比である。

保護観察終了事由を加害者の抱えていた問題別に見たところ、表2-6-7のような結果となった。いずれも人数は少ないものの、「被害者との関係」、「飲酒」の問題を抱えていた者では、3分の2の者が「執行猶予取消し」で保護観察が終了していた。

表2-6-7 保護観察中に加害者が抱えていた問題別保護観察終了事由

区 分	総 数 (複数回答)	期間満了	執行猶予 取消し	死 亡
就職	7 (100.0)	3 (42.9)	2 (28.6)	2 (28.6)
被害者との関係	6 (100.0)	2 (33.3)	4 (66.7)	—
借金	4 (100.0)	3 (75.0)	1 (25.0)	—
飲酒	3 (100.0)	1 (33.3)	2 (66.7)	—
健康	2 (100.0)	—	1 (50.0)	1 (50.0)
子どもの養育	2 (100.0)	1 (50.0)	—	1 (50.0)
住居、所持金	1 (100.0)	—	1 (100.0)	—

注 () 内は構成比である。

表2-6-8は、「保護命令発令前」、「発令時」、「本件逮捕後」における、DV行為に対する加害者の問題意識(責任の所在に対する認識)について見たものである。調査対象全体(166人)の傾向と同様、後になるにつれ、問題の所在を「被害者」に置く者が減り、「自分」に置く者が増えていく様子が認められた(表3-2-24, 25参照)が、「執行猶予取消し」で保護観察が終了した者については、いずれの段階においても被害者の行動だけに問

題があったと考えていた者はいなかった。

表 2-6-8 配偶者暴力行為に対する加害者の問題意識

① 発令前

区 分	総 数	自分の言動に問題があった	被害者の行動に問題があった	双方に問題があった	特に問題はなかった
総数	22(100.0)	7 (31.8)	7 (31.8)	7 (31.8)	1 (4.5)
係属中	10(100.0)	4 (40.0)	4 (40.0)	2 (20.0)	—
期間満了	5(100.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	—
執行猶予取消し	4(100.0)	2 (50.0)	—	2 (50.0)	—
死亡	3(100.0)	—	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)

② 発令時

区 分	総 数	自分の言動に問題があった	被害者の行動に問題があった	双方に問題があった	双方以外に問題があった	特に問題はなかった
総数	22(100.0)	7 (31.8)	6 (27.3)	7 (31.8)	—	2 (9.1)
係属中	10(100.0)	4 (40.0)	3 (30.0)	3 (30.0)	—	—
期間満了	5(100.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	—	1 (20.0)
執行猶予取消し	4(100.0)	2 (50.0)	—	2 (50.0)	—	—
死亡	3(100.0)	—	1 (33.3)	1 (33.3)	—	1 (33.3)

③ 逮捕後

区 分	総 数	自分の言動に問題があった	被害者の行動に問題があった	双方に問題があった	双方以外に問題があった	特に問題はなかった
総数	22(100.0)	9 (40.9)	4 (18.2)	8 (36.4)	—	1 (4.5)
係属中	10(100.0)	4 (40.0)	2 (20.0)	2 (20.0)	—	—
期間満了	5(100.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	—	—
執行猶予取消し	4(100.0)	3 (75.0)	—	1 (25.0)	—	—
死亡	3(100.0)	—	1 (33.3)	1 (33.3)	—	1 (33.3)

注 1 () 内は構成比である。

2 不詳の者1人を除く。

(2) 執行猶予取消し事例

表 2-6-9 は、保護観察が「執行猶予取消し」により終了した5事例について詳細を示したものである。

表 2 - 6 - 9 執行猶予取消しにより保護観察が終了した事例

事 例	1	2	3	4	5
本件確定時 年齢層	50代	30代	60代	40代	50代
前 科	3回	なし	2回	なし	1回
本件刑名刑期	懲役1年	懲役2年	懲役6月	懲役1年6月	懲役8月
執行猶予期間	3年	3年	3年	3年	2年
再犯罪名	器物損壊・住居侵入	脅迫	傷害	詐欺	銃刀法違反
再犯刑名刑期	懲役10月	懲役2年	懲役6月	不明	懲役8月
本件確定から再 犯までの日数	21日	1か月3日	1か月18日	1か月18日	3か月23日
本件確定から執 行猶予取消し確 定までの日数	3か月28日	8か月29日	3か月24日	6か月27日	7か月23日
本件概要	内妻に対し、飲酒の上、暴行を繰り返したことにより、保護命令を受けたが、家を出た内妻の住居を突き止めて復縁を迫り、度々同女方に居座るなどした末、深夜同女方に無施錠のトイレの窓から侵入した。	本人の暴力に耐えかね、子供を連れて出て行った妻の申立てにより、保護命令を受けたが、同女の勤務先や避難先の付近を徘徊した上、4回にわたり、扉の鍵穴に接着剤を流し込む、ガラスを割る等の行為に及んだ。	別居中の妻の浮気を疑い、電話で「殺しに行く」などと申し向けた上、帰宅を待ち伏せし、同女に暴行脅迫を加えたことにより、保護命令を受けたが、以後も電話による脅迫や同女宅付近の徘徊を続けた末、同女の乗る車を追跡し、同車のドアを蹴り付けるなどの行為に及んだ。	1 金銭問題が原因で不仲になった妻に対し、酔余暴行を加え、加療5日間を要する傷害を負わせた。 2 1により保護命令を受けたが、その後2回にわたり妻方を訪問してつきまとった。	妻がした借金や浮気への疑惑から、同女に対し暴行や脅迫を行うようになり、保護命令を受けたが、同女が運転する車を追跡してつきまとい、停止中の同車の運転席窓ガラスを破損した。
保護観察開始時 における本件 (処分)に対する 本人の言い分	「内妻に米を届けただけ。」	「復縁を試みようとしたが、拒否されたため、職場や住居にいられないような状況にして自分の元に戻ってこさせようとした。」	「自分はこんなに努力(苦勞)したのに妻がそれを理解しない。」「妻の行動は許せない。」	「既に妻とは離婚していたので、保護命令は守らなくてもよいと思っていた。」「被害者からお金がないと連絡があったから工面して持っていっただけなのに、法律違反になるのは納得できない。」	「家を出て行った理由を聞くために話合いをしに行っただけなのに、一方的に拒否されたので、怒りに任せてやってしまった。」「原因となった妻の借金のことには一切触れず、金目の物や車を勝手に持ち出した妻には何のおとがめもなく、自分だけ妻に近づくなというの納得できない。配偶者暴力防止法など不公平な法律である。」

事 例	1	2	3	4	5
保護観察の状況	確定前に単独で出頭。逮捕前の住居に引き続き居住できるか否かの見通し及び生活保護再受給の見通しを確認の上、再出頭するよう指示したが、以後本人と連絡が取れず、逮捕前住居について居住確認を行おうとしていた矢先に再犯通知書を受理した。	確定前に実母同伴で出頭。初回面接においては特段の問題は認められなかったが、間もなく妻への未練や復讐心、配偶者暴力防止法や本件処分についての不満をあらわに示すようになり、保護観察官や担当保護司の指導や助言を聞き入れることなく、周囲に恐怖感を与える言動を続けていた。	確定前に単独で出頭。担当保護司と2回面接したところ、警察から再犯による逮捕の連絡があった。保護司には、「早く就職したいが、妻と浮気相手を見かけたら同じような事件を起こすかもしれないので、離れた土地で働きたい」などと述べていた。	確定前に単独で出頭。住込み就職する予定を申し述べ、同所を住居として届け出たが、就職できなかったことから、翌日任意で再出頭し、更生保護施設への入所を希望した。同所は本件被害者宅と近距離にあったことから受入れ不可となったため、更生援助金を支給の上、住込み就職先を探すよう指示して帰らせたが、以後所在不明となった。	確定前に養子同伴で出頭。担当保護司宅への来訪は不定期であったが、妻らに対する不信感や恨み言を興奮して述べる事が多く、再犯直前の面接においても、「妻や息子を必ず見つけ出してやっつけてやる」と激昂していた。同居中の実母は、本人の暴言や暴行をおそれ度々家出。本人はうつ病の診断を受けており、頭痛を訴える事が多かったため、担当者は服薬や通院についても指導していた。
再犯事件の概要	自宅の大家から退去を迫られ、金もなかったことから、元内妻(DV被害者)に頼る目的で、同女宅のトイレの窓ガラスを割って侵入した。	1 妻の離婚訴訟代理人弁護士及び妻を一時保護していた施設の責任者を脅迫する目的で、「殺しに行く」等申し向けた。 2 この件で訴追されたことから、兩名を更に脅迫しようとして、拘留所内から「必ずお礼に伺います。私は決して忘れません。」等記載した封書を郵送した。	保護命令の効力が切れた5日後に、妻の勤務先に押し掛け、同女の乗る車に手を差し入れ、同女の頸部を押しさえつける等の暴行を加え、通院加療約7日間を要する頸部打撲の傷害を負わせた。	居酒屋において無銭飲食に及んだ。	車の中に包丁2本を隠し持っていた。

ア 再犯内容

「執行猶予取消し」で保護観察が終了した者5人について見たところ、1人が1か月以内、3人が2か月以内、1人が4か月以内と、いずれも短期間で再犯に及んでいた。単純執行猶予中に本件処分を受け、必要的に保護観察に付された者はおらず、どのケースも、初めての執行猶予でありながら裁判官の裁量により保護観察に付されたものであり（5人のうち3人に前科があったが、いずれも罰金刑のみであった。）、更生には専門家による指導や援助が必要という判断が敢えてなされたものと思われるが、全員、裁判官から期待されていた保護観察の機能が十分果たされる前に再犯に至ってしまっていた。

再犯時に保護命令の付いていた者はいなかった。再犯の内容は、1人についてはDV行為と関係のない無銭飲食であったが、2人については保護命令が有効であれば同命令違反を問える事犯であり、残り2人についても、DV行為との関連性が極めて高い行為に及んでいた。

イ 本件処分及び被害者に対する心情

表2-6-8で示したとおり、「執行猶予取消し」で保護観察が終了した者については、

「保護命令発令前」、「発令時」、「本件逮捕後」のいずれの段階においても被害者の行動だけに問題があったと考えていた者はおらず、自らの言動の問題性はそれなりに自覚しているようであったが、保護観察における面接では全員が処分や被害者に対する不満を述べていた。処分の言渡し前には殊勝なことを述べていても、実際には保護命令や被害者に対する強い不満を内面に抱えていた者も相当数存在するものと思われ、中には、刑事処分を受けたことにより、その不満が更に増幅され、容易に解消できるようなものではなくなってしまっているケースもあるように見受けられた。

ウ 保護観察処遇経過

全員が本件処分の確定前に保護観察所に出頭して初回面接を受けていたが、うち2人は、処分確定時には連絡が取れなくなっており、所在不明の状態のまま再犯に至っていた。保護観察処遇を受けていた3人については、仕事はほとんどしておらず、1人は、保護司との面接を2回受けただけで再犯により逮捕された。他の2人は、開始後まもなく周囲に恐怖感を与えるような不穏な言動を頻発するようになったため、保護観察官が家庭訪問して長時間にわたる面接を行っており、その結果、再犯危険性が高い等の判断がなされ、分類評定^(注)をBからAに変更して処遇強化が図られていたが、本人に指導助言を聞き入れる姿勢は認められなかった。

(注) 分類処遇制度：一定の基準に基づき、保護観察対象者を処遇の困難性に応じてA・Bに分類するもの。資質、環境等に問題が多く、処遇が困難と予測されるA分類の対象者に対しては、保護観察官が専門的な立場から、保護司と密接に連絡・協議しながら、より積極的・計画的に対象者本人や家族その他の関係者と面接して指導・助言を行うなど、処遇への直接的な関与を高め、重点的に対応している。

エ 再犯の原因

再犯の原因を大きく2つに分けてみると、生活上の困窮によるもの（以下「困窮型」という。）と、被害者に対する強い執着や復讐心によるもの（以下「執着・復讐型」という。）が認められた。処分確定時から接触が取れず、無銭飲食に及んだケースは「困窮型」の典型であり、当初から住居や金銭面での問題を抱えており、窮状が再犯につながっていた。他方、周囲に恐怖感を与える言動を重ね、保護観察官が介入して処遇強化を図っていた2ケースは「執着・復讐型」の典型であり、親と暮らして生活上の心配はなかったが、精神疾患症状を有していたことにもよるのか被害者への未練や復讐心が極めて強く、それが再犯に結びついていた。残り2ケースについては両方の原因が含まれていたが、大家から退去を迫られて被害者を頼っていったケースは「困窮型」、保護命令の効力が切れた5日後に被害者への嫉妬心から再犯に及んだケースは「執着・復讐型」の要素が強かった。

2 保護観察類型別処遇「DV」類型対象者の概況

平成18年中に保護観察が終了した者（事件移送によるものを除く。）のうち、保護観察類

型別処遇の「DV」類型対象者として調査が可能となった93人について、保護観察の種類別主要罪名別終了事由をまとめたものが、表2-6-10である。

保護観察の種類別の人員内訳は、保護観察処分少年が12人、少年院仮退院者が3人、仮釈放者が42人、保護観察付執行猶予者が36人であった。

主要罪名を見たところ、全体的に粗暴犯が多く、いずれの種類保護観察においても、人数が最も多かったのは傷害で、配偶者暴力防止法違反は、保護観察処分少年に1人、仮釈放者に3人いたのみであった。(ただし、保護観察関係の統計の性質上、複数の罪名が付いている場合、法定刑の最も重いものが1つだけ挙げられているため、優先順位の高い傷害が多くなる傾向があることには注意しておく必要がある。配偶者暴力防止法違反についても、より重い罪名の者の中に、配偶者暴力防止法違反も犯した者が存在する可能性はある。)

次に終了事由を見てみると、少年については、保護観察処分少年、少年院仮退院者ともに、保護処分取消しや戻し収容の措置が執られた者はおらず、保護観察処分少年では91.7%が解除となっており、全体として比較的良好な状態で終了していた。なお、表2-6-11は終了時の就労状況を示したものであるが、これを見ても、無職であった者はおらず、いずれのケースも、少なくとも表面的には安定した生活を送っていたものと思われた。

成人についても、終了時の就労状況は表2-6-11に示したように全ケースについて見たものと比べて無職率が高かったものの、仮釈放や執行猶予の取消しにより終了した者の率は表2-6-10のとおり全体と比べて低く、再犯等重大な問題の認められたケースは少なかった。ただし、配偶者暴力防止法違反により保護観察付執行猶予となった者は、3人全員が犯罪による取消しで終了しており、取消しまでの期間も、7か月以内、10か月以内、1年5か月以内と短かった。

表 2 - 6 - 10 平成18年に保護観察が終了した DV 類型認定者の保護観察の種類別主要罪名別終了事由

保護観察の種類	罪 名	総 数	解 除	期間満了	期間満了者の成績	取消し(遵守事項違反)	取消し(犯罪)	死 亡
保護観察 処分少年	総数	12(100.0)	11 (91.7)	1 (8.3)				-
	殺人未遂	1	1	-	普通			-
	傷害	5	4	1		-		
	窃盗	2	2	-		-		
	建造物侵入	1	1	-		-		
	暴行	2	2	-		-		
	配偶者暴力防止法違反	1	1	-		-		
少年院仮 退院者	総数	3(100.0)		3(100.0)				
	傷害	2		2	良好1 普通1			-
	道路交通法違反	1		1	普通			-
仮釈放者	総数	42(100.0)		41 (97.6)		1 (2.4)	-	-
	殺人	1		1	普通	-	-	-
	強姦	1		1	普通	-	-	-
	傷害	20		20	良好6 普通13不良1	-	-	-
	監禁致傷	1		1	良好	-	-	-
	危険運転致死傷	1		1	普通	-	-	-
	建造物等以外放火	1		1	普通	-	-	-
	窃盗	2		2	良好1 普通1	-	-	-
	窃盗未遂	1		1	普通	-	-	-
	詐欺	3		2	良好1 普通1	1	-	-
	恐喝	1		1	普通	-	-	-
	逮捕監禁	1		1	良好	-	-	-
	業務上過失致死傷	1		1	良好	-	-	-
	住居侵入	1		1	普通	-	-	-
	器物損壊	1		1	普通	-	-	-
	暴行	1		1	良好	-	-	-
	脅迫	1		1	普通	-	-	-
	覚せい剤取締法違反	1		1	良好	-	-	-
	暴力行為等処罰に関する法律違反	1		1	良好	-	-	-
出入国管理及び難民認定法違反	1		1	その他	-	-	-	
銃砲刀剣類所持等取締法違反	1		1	普通	-	-	-	
保護観察 付執行猶 予者	総数	36(100.0)		25 (69.4)		1 (2.8)	8 (22.2)	2 (5.6)
	傷害	19		17	良好11 普通5 仮解除中1	-	2	-
	窃盗	2		1	所在不明中	-	1	-
	公務執行妨害	1		1	良好	-	-	-
	住居侵入	2		2	良好1 仮解除中1	-	-	-
	放火予備	1		-		-	-	1
	暴行	1		-		-	1	-
	脅迫	1		1	普通	-	-	-
	その他の刑法犯	1		-		1	-	-
	暴力行為等処罰に関する法律違反	1		1	普通	-	-	-
	覚せい剤取締法違反	1		-		-	1	-
	配偶者暴力防止法違反	3		-		-	3	-
	その他の特別法犯	3		2	良好1 普通1	-	-	1

注 ()内は構成比である。

(参考) 平成18年に保護観察が終了した者の終了事由別構成比

区 分	解除等	期間満了	取消し	その他
保護観察処分少年	75.4	9.9	14.5	0.2
少年院仮退院者	17.5	66.5	15.7	0.5
仮釈放者		93.1	6.3	0.6
保護観察付執行猶予者		64.7	32.5	2.8

注 1 保護統計年報による。

2 「解除等」は、少年院仮退院者の「退院」を含む。

3 少年院仮退院者の「取消し」は、戻し収容を含む。

4 「その他」は、保護観察停止中時効完成(仮釈放者のみ)、死亡等を含む。

表 2-6-11 平成18年に保護観察が終了したDV類型認定者の終了時就労状況

区 分	総 数	有 職	無 職	その他
総数	86 (100.0)	52 (60.5)	29 (33.7)	5 (5.8)
保護観察処分少年	12 (100.0)	9 (75.0)	—	3 (25.0)
少年院仮退院者	3 (100.0)	3 (100.0)	—	—
仮釈放者	39 (100.0)	22 (56.4)	17 (43.6)	—
保護観察付執行猶予者	32 (100.0)	18 (56.3)	12 (37.5)	2 (6.3)

注 1 「その他」は、家事従事者、学生・生徒等である。

2 ()内は構成比である。

3 不詳の者を除く。

(参考) 平成18年に保護観察が終了した者の終了時就労状況別構成比

区 分	有 職	無 職	その他
保護観察処分少年	61.9	12.2	25.8
少年院仮退院者	66.1	21.5	12.4
仮釈放者	64.2	25.3	10.5
保護観察付執行猶予者	53.4	35.2	11.4

注 1 保護統計年報による。

2 「その他」は、家事従事者、学生・生徒等である。

3 まとめ

1(1)で見てきたとおり、配偶者暴力防止法違反により保護観察付執行猶予となった者については、保護観察担当者との接触状況や保護観察の成績は比較的良好な者が多かった。また、2においても、DV類型保護観察対象者には、重大な問題のあるケースが少なかったことが示された。

ところが、その一方で、配偶者暴力防止法違反で保護観察付執行猶予となった者の執行猶予取消し率が比較的高いことや、取消しとなった者はいずれも短期間で取り消されてい

ることなども明らかになった。

さらに、DVの認められる成人保護観察対象者においては就労の問題を抱えている者が多いこと、再犯に至った者には住居の問題を有していた者が多いこと、開始時に被害者や処分に対する不満を述べている者が少なくなく、保護観察期間中も被害者との関係が問題とされていた者が多かったことなども示された。

以上のことから、DV行為が認められる保護観察対象者については、規範意識や一般的な犯罪性といった面で問題のあるケースは比較的少なく、どちらかという和生活力の乏しい、福祉的な援助を要する者が多いと考えられる。また、開始当初の再犯危険性がかなり高いケースも一部に存在し、住居の確保や被害者に対する心情整理等については初期段階に特に重点的に行っていくことが大切であると思われる。

第7節 小 括

以下、第1節から第6節の調査結果から、配偶者暴力加害者の主たる問題点の解明を行い、それらを踏まえて、処遇への指針を述べることにしたい。

1 加害者の問題性

配偶者暴力防止法違反者を対象とした調査(第1節から第4節)の結果を見ると、DV行為は、その48.2%が同居後、1年未満に始まっており(DV行為同居前から始まっているものを含む。)、DV行為の開始時期の相当早いものが多い(図2-4-1参照)。また、DV行為の開始時の態様を見ると、「身体的暴力」が92.2%を占め、DV行為の危険性についても、「生命の危険」、「相当の生命の危険」がそれぞれ13.9%、「外傷・ストレス等で日常生活に大きな支障」が35.5%である一方で、「それほど大きな問題なし」が8.4%に過ぎないなど、重大・悪質なものが少なくない(表2-4-2参照)。

しかし、多くの被害者は、DV行為の発現後、すぐに加害者との関係解消を図るのではなく、平均7.9年もの間、同居を続けていた。

被害者がDV行為に耐えていた理由(複数回答)を見ると、「家族や子どものため」(53.0%)、「生活のため」(23.5%)の比率が、相当高いことが分かる(表2-4-7参照)。このように、被害者がDV行為に耐える理由の多くは、家族・子どもや被害者の経済的な事情等であって、加害者の暴力が大したことがないものだからではない。相当危険性の高いDV行為であっても、被害者の忍従が続いており、相当期間顕在化せず、暴力が繰り返し行われている場合も少なからずあると推測されるのである。

それでは、このように重大・悪質なDV行為を繰り返す加害者の主たる問題点は何か。

この点、被害者は、両者関係の悪化の端緒として、DV行為のほかにも、加害者の不就労(経済的な問題)や飲酒の問題を挙げる者が多かった。こうした不就労、飲酒の問題につい

では、加害者のDV行為の原因であるにとらえる被害者も少なからず存在することからすると(表2-4-8参照)、就労、飲酒を巡る問題は、加害者の粗暴傾向と合わせて、処遇上、加害者の問題として見逃せないものとなろう。

以下、粗暴傾向、就労、飲酒の問題に焦点を当てて、それらの特徴とDV行為との関連を見ていきたい。

ア 粗暴傾向

DV行為の加害者の中には、家庭内に限らず、一般的に粗暴傾向を有しており、DV行為はそのような粗暴傾向の発現の一態様に過ぎないという者もいると思われる。そのような加害者の粗暴性の指標として、傷害・同致死、暴行、暴力行為等処罰法の、いずれかの前科(以下「粗暴前科」という。)を有しているか否かを見た。これらの前科を有している者(以下「粗暴前科者」という。)は、加害者全体のうち38人(22.9%)であり、粗暴前科者に該当しない者(以下「粗暴前科なし」という。)は128人(77.1%)であった(表2-1-10参照)。以降では、粗暴前科者の特徴を挙げる。

まず、目につくのは、被害者から見た関係悪化の端緒として、「加害者の暴力」を挙げた比率が、粗暴前科なしの場合には79.7%であるのに比して、粗暴前科者においては89.5%と高いことである。また、前科(粗暴前科以外を含む)を3回以上持つものの割合を見ると、粗暴前科なしの場合には6.3%であるのに対して、粗暴前科者では55.3%と高かった。また、暴力団所属歴を有する者の割合について、粗暴前科なしの場合には3.2%であるのに対して、粗暴前科者においては26.3%と高かった。受刑歴を有する者の割合について、粗暴前科なしが6.3%に比して、粗暴前科者は34.2%と高かった。さらに、薬物使用経験の割合について見ると、粗暴前科なしにおいては10.8%であるのに比して、粗暴前科者においては21.6%と高かった。以上のことから、粗暴前科者は、粗暴前科なしと比べて、犯罪傾向が強いことがうかがえる。

さらに、問題飲酒者の割合について見ると、粗暴前科なしが36.0%であるのに比して、粗暴前科者は、54.1%と顕著に高く、問題飲酒との関連の強さもうかがえた。

イ 就労状況

加害者の不就労は、加害者と被害者の関係悪化の大きな要因となっていると思われるが(表2-4-10参照)、不就労者はどのような特徴を有しているのだろうか。本調査では、就労状況において、同居開始時・保護命令申立時・保護命令違反時のいずれの時期においても、「ほぼ皆勤」に該当し(表2-3-5参照)、就労に問題の認められない者(以下「就労安定者」という。)と、それ以外、就労に何らかの問題が認められた者(以下「就労不安定者」という。)に分けて見た。全加害者中、就労安定者は、47人(28.3%)が該当し、就労不安定者は119人(71.7%)が該当した。

まず、目につくのは、被害者から見た関係悪化の端緒として、「加害者の不就労・失業」の比率が、就労安定者が12.8%であるのに比して、就労不安定者において40.3%と、当然

ながら顕著に高いことである。

一方、犯罪傾向にかかわるものとして、暴力団所属歴を有する者の割合を見ると、就労安定者が2.1%であるのに比して就労不安定者が11.2%と高いが、前科(粗暴前科以外を含む)を3回以上持つものの割合を見ると、就労安定者が12.8%であるのに比して、就労不安定者は19.3%で若干高いものの、あまり差が見られない。受刑歴を有している者の割合も、就労安定者が10.6%であるのに比して、就労不安定者が13.4%で、あまり差がない。したがって、就労状況と犯罪性との関連は、強くはいえないと考えられる。

就労状況について見ると、就労不安定者は、同居開始時に59.1%の者が「ほぼ皆勤」であり、「ほとんど就労せず」の割合は12.7%であった。しかし、保護命令申立時には、「ほぼ皆勤」の割合は6.1%で、「ほとんど就労せず」の割合が65.2%と顕著に高く、同居時よりも保護命令申立時において不就労の問題が顕在化している様子が分かる。保護命令申立時の加害者の家計への貢献状況を見ると、中心的に家計を維持している割合が、就労安定者は61.7%であるのに比して、就労不安定者は22.3%で、被害者、両親等への依存する割合が46.4%と非常に高かった。

保護命令申立時の加害者の浪費や借金の状況を見ると、浪費も借金もない者の割合が、就労安定者が56.5%であるのに比して、就労不安定者は30.7%であり、浪費も借金もある割合が、就労安定者が8.7%であるのに比して、就労不安定者は26.3%と高かった。

疾病については、保護命令申立時に疾病が認められる者の割合が、就労安定者が19.1%であるのに比して、就労不安定者は38.7%と高く、就労が不安定である原因に疾病が挙げられる者が少なくないといえる。

問題飲酒者の割合については、就労安定者が32.6%であるのに比して就労不安定者は43.1%であり、やや高めであった。また、ギャンブルの問題を有している割合を見ると、就労安定者が8.5%なのに比して、就労不安定者は20.4%と高い。

薬物使用経験の割合について、就労安定者が2.2%であるのに比して、就労不安定者は18.0%と高かった。薬物使用経験については、就労不安定者の享乐的志向を示唆していると思われる。

また、DV行為の危険性については、開始時、保護命令申立時ともに特徴は見られないものの、DV開始時の内容について見ると、就労不安定者については、「金銭面での負担・搾取」の割合が高い。このように、就労不安定者は、一般的には犯罪傾向が強いとは言えないものの、享乐的な生活を送る者、浪費や借金のある者が多いと思われる。

ウ 問題飲酒

加害者の問題飲酒についても加害者と被害者の関係悪化の要因となっている上(表2-3-5参照)、問題飲酒によってDV行為が誘発されていると思われる事案も多い。以下において、問題飲酒が認められた者(以下「問題飲酒者」という。)をそうでない者(以下「問題飲酒なし」という。)と比較してみる。加害者のうち、問題飲酒者は、65人(39.2%)で

あり、問題飲酒なしは、97人（58.4%）であった。

まず、目につくのは、被害者から見た関係悪化の端緒として、当然ながら、「加害者の飲酒」に係る問題行動の悪化を挙げた者の比率が、問題飲酒なしが1.0%であるのに比して、問題飲酒者は58.5%と、極めて高いことである。

一方、犯罪傾向にかかわるものとして、前科（粗暴前科以外を含む）を3回以上持つものの割合を見ると、問題飲酒なしが13.4%であるのに比して、問題飲酒者は23.1%とやや高いものの、暴力団所属歴を有する割合は、問題飲酒なしが11.6%であるのに対し、問題飲酒者の方が4.6%とやや低く、受刑歴を有する者の割合も問題飲酒者が13.8%であるのに対し、12.4%と、それほど変わらず、問題飲酒と犯罪傾向の強さには特段の関連が認められなかった。

就労状況を見ると、同居開始時の就労状況が「ほぼ皆勤」であった者の割合が、問題飲酒なしが72.8%であるのに対し、問題飲酒者が69.4%と、それほど差は認められないものの、保護命令申立時の就労状況を見ると、「ほとんど就労せず」の者の割合が、問題飲酒なしの者は36.2%であるのに比して、問題飲酒者は59.4%と高くなっている。保護命令申立時の家計協力の状況を見ても、主に被害者に依存している者の割合が、問題飲酒なしの者の19.1%に比して、問題飲酒者は41.9%と高く、不就労の問題が時間の経過とともに顕在化していることがうかがえる。

保護命令申立てころの、疾病を有する者の割合は、問題飲酒なしが28.9%、問題飲酒者が36.9%と高いが、問題飲酒者で疾病を有した者の内訳をみると、アルコール依存歴のあった者の割合が29.2%を占めていた。

また、薬物使用経験を有している割合については、問題飲酒なしが16.5%であるのに対し、問題飲酒者の方が9.5%とやや少なく、問題となるようなギャンブルの認められる者の割合も、問題飲酒なしが17.2%であるのに比して、問題飲酒者の方が15.6%と差が見られなかった。

このように、問題飲酒者には、一般的に犯罪傾向が顕著に進んでいる、あるいは、薬物やギャンブルにも親和性が高いとは言えないものの、まさに問題飲酒とそれに伴う不就労が主たる問題性となっている者が多い。

2 問題の多層性

これまで、加害者の粗暴傾向、就労状況及び問題飲酒、それぞれについて特徴を見てきた。しかし、DV行為の加害者の中には、これらの問題が重複している者もいると推測される。そこで、各問題性の指標とした「粗暴前科」、「就労不安定」、「問題飲酒」について、組合せ及び他属性との重複を示したのが、表2-7-1、表2-7-2である。

これによると、全加害者中の67人（40.4%）について、「粗暴前科」、「就労不安定」、「問題飲酒」のうち、複数の問題が重なっていた。その内訳をみると、「粗暴前科・就労不安定・

表 2-7-1 問題性重複による分類

区 分	人 員
総数	166 (100.0)
問題なし	28 (16.9)
粗暴前科のみ	4 (2.4)
就労不安定のみ	55 (33.1)
問題飲酒のみ	12 (7.2)
粗暴前科・就労不安定	14 (8.4)
粗暴前科・問題飲酒	3 (1.8)
問題飲酒・就労不安定	33 (19.9)
粗暴前科・就労不安定・問題飲酒	17 (10.2)

注 () 内は、構成比である。

表 2-7-2 問題性重複による分類とその他の問題性との関係

区 分	総 数	疾病あり (申立時)	暴力団所 属歴あり	薬物経験 あり	問題ギャン ブルあり
総数	166(100.0)	55 (33.1)	14 (8.4)	21 (12.7)	27 (16.3)
問題なし	28(100.0)	6 (21.4)	—	—	2 (7.1)
粗暴前科のみ	4(100.0)	—	1 (25.0)	—	—
就労不安定のみ	55(100.0)	19 (34.5)	3 (5.5)	9 (16.4)	13 (23.6)
問題飲酒のみ	12(100.0)	3 (25.0)	—	1 (8.3)	1 (8.3)
粗暴前科・就労不安定	14(100.0)	6 (42.9)	7 (50.0)	6 (42.9)	2 (14.3)
粗暴前科・問題飲酒	3(100.0)	—	—	—	1 (33.3)
問題飲酒・就労不安定	33(100.0)	15 (45.5)	1 (3.0)	3 (9.1)	6 (18.2)
粗暴前科・就労不安定・問題飲酒	17(100.0)	6 (35.3)	2 (11.8)	2 (11.8)	2 (11.8)

注 () 内は、不詳を含む各分類の総数に対する比率である。

「問題飲酒」の問題がすべて重なっている者が17人(10.2%)であり、2つの問題性が重なっている者が50人(30.1%)、2つの問題が重なっている者のうち、「問題飲酒・就労不安定」が33人(66.0%)であった。

また、問題の重複がないのは71人(42.8%)であり、その内訳を見ると、「就労不安定」が55人(77.5%)で多数を占めた。なお、「いずれの問題にも該当なし」が28人(16.9%)であった。

他属性との関係で見ると、「暴力団所属歴あり」が該当した割合は、「粗暴前科・就労不安定」が7人(50.0%)と比較的高く、「薬物経験あり」が該当した割合も「粗暴前科・就労不安定」が6人(42.9%)と比較的高かった。

3 個別類型的理解

配偶者暴力防止法違反者を対象とした調査では、粗暴前科、就労不安定、問題飲酒につ

いて、約4割のケースにおいて、これらの問題が重複していた。

さらに、各事例を見れば、それぞれについて様々な態様や程度があって、どの問題がより中心となっているか異なっており、これに加害者の他の属性や、加害者・被害者の関係が複雑に影響し合って、DV行為の態様と危険性、その経過に影響を及ぼしていると思われる。

したがって、加害者の処遇を考えるに当たっては、これらの様々な要因を吟味した上での個別的なアプローチがより実際的であるといえる。

以下、加害者の粗暴傾向、就労不安定、問題飲酒の各問題性が様々な型で現れたいくつかの典型事例を通してその特徴を示し、それらを類型化することによって、処遇への指針を探ることとしたい。

ア 反社会性

① 反社会性が問題となる事例

保護命令違反時54歳。非行歴あり。前科として、傷害3件、覚せい剤1件、恐喝未遂・傷害1件（配偶者暴力防止法違反事件）がある。中学卒業後、主に水商売等で生計をたて、20代に1度婚姻歴がある。

30代前半、知人の影響で暴力団組員になり、傷害事件で最初の服役をした。40代後半に、組を脱退したが、その1年前くらいに、被害者と知り合い、被害者と被害者の連れ子との同居が始まった。被害者とは内縁関係のまま、飲食店を始め、主に被害者に店の仕事をさせていた。

加害者は同居当初こそ、被害者に優しくだったが、間もなく被害者に対して暴言を吐くようになり、被害者の目の前で、知人に暴行して失神させ、被害者は恐怖のため心身不安定になり、1年くらいで別居した。その後約3年間、被害者との関係は続いたが、加害者が、被害者の浮気を疑うなどして、被害者に包丁や模造刀を突きつけて脅したり、暴力を振るって怪我を負わせたりした。被害者は耐え切れずに離別することを決意し、警察に相談し、保護施設に一時転居したが、その後も加害者が被害者の居場所を探し回ったので、被害者は、保護命令の申立てを行った。

保護命令（被害者への接近禁止命令）発令後、1か月足らずで、加害者は、被害者が身を寄せていた被害者の子どもの住居へ押しかけ、被害者を「ぶっ殺してやる」などと殴るなどしたりした。配偶者暴力防止法違反で逮捕され、執行猶予となったが、釈放された翌日、「調停の場等において被害者が種々の嘘をいった。どうしても認めさせて謝らせた。」として、またも被害者の住居へ押しかけ、再度の配偶者暴力防止法違反となった。

粗暴傾向の強いDV行為加害者の特徴を見たとき、犯罪性、それも暴力団所属歴を有す

るなど反社会性を有するケースが目立った。事例は、加害者の問題の中心が、反社会性の強さにあると考えられるものである。

加害者は、規範意識が低い。規範に従わないことに対して、抵抗感が乏しい上に、積極的に犯罪に向かう傾向があって、薬物等、犯罪は多岐にわたる。暴力団は脱退してはいるものの、暴力団特有の行動様式を身に付けており、暴力肯定的で、些細なトラブルが暴力に結び付きやすい。

生活歴を見ると、地道に働く姿勢に乏しく、金銭面は乱脈である。社会生活上の様々なトラブルが多く、生活が安定しにくい。被害者とは内縁関係であるが、安定的な関係とはいえ、加害者が被害者の浮気を疑うなど、不安定さゆえの要因が加わって、トラブルが一層生じやすい。そうしたトラブルと上記の粗暴傾向が結び付いて、DV行為が起こる。暴力を正当化し、暴力に対するためらいが少なく、保護命令を無視し、あえて警察官の前でも被害者を追及しようとするなど、法的な規制を軽く考えている。被害者への執着心からというよりも、自らの正当性を誇示するために保護命令違反に至っているものと思われる。

イ 感情統制の悪さ

② 感情統制の悪さが問題となる事例

保護命令違反時、53歳。恐喝1件、傷害3件、競馬法1件、有価証券偽造1件の計6件の前科がある。

中学校卒業後、トラック運転手として稼働。20代前半、1回目の結婚をし、2人の子どもをもうけた。しかし、仕事上のいざこざから同じ相手に3度の傷害事件を繰り返す、服役となり、離婚され、仕事を失った。出所後、トラック運転手としてアルバイト先を転々としていたが、友人とのトラブルがらみで金銭を要求して2回目の服役となり、40歳ごろ出所。その後、地元を離れて、ダンプ運転手などしていたが、40代後半、被害者とスナックで知り合って、結婚し、子どもを1人もうけた。

被害者は、結婚前から、加害者の酒癖の悪さを知っていて我慢していたが、結婚後6年ほどして、加害者の職場が倒産したことを巡って喧嘩になり、被害者は子連れで実家に戻った。被害者が離婚したい旨、加害者に持ちかけたところ、加害者が逆上したため、被害者は恐怖から保護命令の申立てを行った。保護命令（被害者への接近禁止命令）発令から約2週間後、加害者は、息子を花火に連れて行きたいとの意向を被害者に伝えたところ、被害者に拒否されたことに逆上し、酔っ払って何度も被害者の勤務先に脅しの電話をした末、酔ったまま被害者の職場へ押しかけて、配偶者暴力防止法違反となった。

粗暴傾向の強いDV行為の加害者の特徴を見たとき、感情統制の悪さ、取り分け、酒癖の悪さによるものを特徴とする者が目立った。すなわち、加害者の感情統制が悪く、問題

に当たって暴力的になりやすいと見られるが、飲酒の影響によって自己統制力が低下したり、気が荒くなったりする傾向が影響している者が目立った。

事例は、加害者の問題性の中心が、感情統制の悪さにあると考えられるものである。

健全な社会生活を送ろうとの態度はあって、正業に就き、安定した生活を送る時期も認められるが、粗暴な言動による対人関係のトラブルが生じやすく、その程度が顕著で犯罪性を帯びてくる。婚姻して子をもうけ、表面的には安定した生活を送る時期も見受けられるが、様々なトラブルにより生活は不安定になりやすく、生活が破綻している。

被害者は、交際時から、ある程度、加害者の粗暴傾向（酒癖の悪さ）を承知しており、加害者も、多少の暴力は容認されていると受け止めている様子がうかがえる。しかし、実際は被害者が我慢しているだけで、加害者は、仕事が長続きせず、生活が不安定になり、飲酒しては被害者に言い掛りをつけたり、八つ当たりしたりして、DV行為がエスカレートしていくばかりであるので、被害者が我慢の限界を感じて離別を決意している。事例の加害者は、子どもに執着しており、子どもとの接触を断たれたことに怒り、飲酒の勢いが加わって、保護命令違反に至っている。

ウ 就労不安定

③ 就労が不安定であることが問題となる事例

保護命令違反時24歳。前科前歴なし。

高校中退。20代前半、被害者が妊娠したことをきっかけに結婚し、長男が生まれた。加害者の実家で両親に依存して生活しており、加害者はアルバイトをしたりしなかったりで、不就労状態が長かった。被害者の妊娠中からDV行為が開始され、加害者が自分の父親に暴力を振るってけがをさせ、加害者の両親が家出し、生活できなくなったので、被害者は子を連れて実家に戻った。

別居後も、加害者は定職に就かず、毎日のように被害者宅へ押しかけ、被害者と会っていた。そのような状態が半年ほど続いた後、被害者の懇願にもかかわらず、加害者が暴力を加えて子どもを勝手に連れ出したので、被害者が警察に通報する騒ぎになり、それをきっかけに被害者は警察から助言を受け、離婚調停及び保護命令の申立てを行い、保護命令（被害者への接近禁止命令）が発令された。その後も加害者は、被害者と別れるつもりはなく、ちよくちよく押しかけては被害者に会っており、被害者が加害者と会う約束を守らなかったことに腹を立て、文句を言ってやろうと考えて、家に押しかけた（なお、このケースは保護観察付執行猶予となったが、親族からの援助を受けられるようになって、復縁し、第2子が生まれている）。

不就労の問題については、その原因が様々であり、粗暴傾向や問題飲酒がその原因となっている者が相当数存在するが、事例は、それらに該当せず、加害者の怠惰な態度が中心的

な問題となっているものである。

加害者は、被害者との交際時には働いていたが、長続きせず、被害者と同居生活開始後、間もなく失業している。不就労の原因は、加害者が社会的に未熟で、依存・自立の葛藤等、心理的な問題を抱えている可能性も否定できないが、明確ではなく、怠惰で依存的な態度が目につく。生活費は、被害者や加害者の両親に頼るか、借金で賄っており、2人の関係も、周囲の援助に左右されている。

粗暴傾向について見ると、暴力の対象は、家族のみに限られ、他の犯罪傾向は認められない。保護命令違反に関しては、被害者との関係に執着が強いこともあるが、怠惰な生活を送っていて、他に行くあてもないという生活状況も背景にある。

エ 疾病

④ 疾病が問題となる事例

違反時55歳。前科前歴なし。

20代前半、被害者と結婚。長女・次女をもうける。結婚後、鉄工所に勤務して家庭の生計を担っており、DV行為は認められなかった。50歳ごろ、交通事故に遭い、妄想などが出て精神病院に入院、適応障害・精神発達遅滞（外傷性痴呆状態）と診断された。治療を終えて退院したが、交通事故がもとでリストラされた。家では、いらいらするようになり、被害者のいびきがうるさいとして被害者の首を絞めるなどのDV行為があり、被害者は恐怖を感じて保護命令の申立てを行い、保護命令（被害者への接近禁止命令）が発令された。

被害者は実弟宅に身を寄せたが、加害者に被害者と別れたとの認識は乏しく、2か月ほどして、そこに加害者が「早よ帰ろ」、「おかず3人分買ってきたから食べよう」などと言って、入り込み、抵抗する被害者ともみ合いになって逮捕された。

「就労不安定」を見ていくと、不就労の原因として「疾病」の問題が認められる者が少なからずいた。事例は、疾病が問題の中心となっているものである。

加害者には犯罪性は認められず、仕事に就き、被害者と婚姻し、子どももできて安定した生活を送っていた時期が長く、特段の粗暴傾向は認められない。しかし、病気になった後、不就労となると共に、DV行為が始まっている。交際時からある程度加害者の粗暴傾向を認識していたケースと異なり、被害者は恐怖のあまり、短期間に別離を決意し、保護命令の申立てを行っている。

事例の場合、疾患の影響が否定できず、自己統制力が低下している様子が認められ、暴力の危険性が相当程度高い。

疾病のため、加害者は、就労できずに生活力を失っている。加えて、被害者との別離についての認識が十分とはいえず、被害者に執着している様子がある。

オ アルコール依存

⑤ アルコール依存が問題となる事例

違反時45歳。前科前歴なし。

中学校を卒業後、大工として稼働、羽振りが良かった。若いころから酒好きで、酔いつぶれるまで飲んだが、30代半ば、被害者と結婚してからは、酒を控え、まじめに働いていた。結婚後2年して、子どもが死産になったころから、加害者は酒におぼれるようになり、飲酒しては、被害者に物を投げつけたり、殴ったり、包丁を畳に突き立てる等の暴力を振るうようになった。仕事にも飲酒し、解雇された。長男の誕生等により、進んでアルコール依存の治療を受けた時期もあったが、飲酒は中止できず、被害者が家計を支えたものの、借金に頼る生活から、自己破産となった。被害者は生活に疲れ、飲んでいいる加害者と仕事を巡って口論となり、ひどく殴られ、我慢できなくなり離婚を決意し、長男を連れて家出した。女性相談センターに避難し、相談して保護命令の申立てを行ったが、加害者は、金銭がないとして審尋には行かなかった。保護命令（退去命令）が発令されたが、親戚などに無心し金が入れば飲酒してしまう一方で、自宅を出れば行く所もない、家にいれば妻子に会える、なぜ自分が出て行かねばならないのかと居直り、警察の再三の警告にもかかわらず、退去せず、逮捕された。

問題飲酒については、前述したように、感情統制に影響を与えているほか、アルコール依存によって生活が崩れているケースが目立った。

事例は、アルコール依存の問題が中心にあるものである。

加害者は定職に就き、健全な社会生活を安定的に維持していた時期が比較的長い。被害者との関係においても、健全な家庭を築こうとする構えが認められ、婚姻し、安定した家庭を望んでおり、一時期は飲酒も控えている。

しかし、様々な人生のつまずき（子の死、リストラ）をきっかけに、加害者は酒浸りの生活になり、生活を立て直せないまま、アルコールへの依存を深めている。酔っ払って寝てしまう時もあり、飲酒時に必ずしも暴力が頻発するわけではないが、飲酒により気は荒くなっており、些細ないさかいが、たやすく暴力に結び付く。アルコールへの依存のため、生活が成り立たず、生活を支えるのは被害者となり、さらに、被害者は飲酒代のために金銭を搾取されるなどで、精神的に疲労していく。

急速に問題が顕在化するわけではないので、被害者は比較的長期間にわたって我慢を重ねる。被害者が、別離を決意したとき、加害者のアルコール依存は進行し、既に生活力を失っている。被害者から見捨てられた形で、どうにもできず、被害者に執着せざるを得ない状況であることがうかがえる。

カ 顕著な価値観・認知の歪み

⑥ 顕著な価値観・認知の歪みが問題となる事例

違反時50歳。前科前歴なし。

大卒。営業職としてまじめに働き、営業所の管理職となっていた。20代前半、結婚し、2人の子をもうけた。40代半ば、仕事場で被害者と知り合い、交際が始まった。当時、被害者も別の男性と結婚しており、加害者も被害者も不倫関係にあったが、3年ほどの間にそれぞれ離婚が成立し、40代後半に被害者と入籍した。交際時から、被害者は加害者から、かみつかれたり首を絞められたりしていたが、加害者が暴力の後、土下座して謝罪するので、暴力は改められると信じていた。また、加害者には前妻との結婚にも悪いうわさがあったため、被害者は入籍に当たって周囲からの反対に遭い、被害者にはこれに反発する気持ちも手伝って信念を曲げなかった。

入籍後、被害者と被害者の実家名義の家で、加害者は被害者の連れ子1人と被害者と住むようになった。加害者は、給料を被害者に渡したので、被害者は生活面では特に困ることはなかったが、些細なことで口論になっては、加害者は、被害者の頭を床や壁にたたきつけたり、性的な関係を強要したりということが続いた。加害者は、性的な関係を強要することについて仲直りのつもりでいたようで、被害者の認識とはかなりずれていた。

加害者が単身赴任になって、週末のみ被害者の家に戻るようになってからは、暴力が更に悪化し、被害者は精神的に不安定になって通院するようになった。被害者が実家に逃げ帰るなどすると、加害者が平謝りして反省するので、一時的に関係は修復されたが、結局、暴力が改善されることはなく、被害者は保護命令の申立てを行った。

保護命令（被害者への接近禁止命令）が発令されたが、加害者は、被害者の離別の決意を理解せず、6か月我慢しさえすれば復縁できると考え、その6か月が耐えられないと思うようになり、被害者の住居付近をはいかいしたり、住居に侵入したり、遺書めいた手紙を送ったりした上、騒ぎを起こせば被害者が心細くなって加害者を頼り、よりを戻せるかもしれないと考え、被害者の自宅に侵入し、放火した。

本調査対象者において、粗暴前科、就労不安定、問題飲酒、いずれにも該当しない者が、28人（16.9%）いた。それらの中で、数は多いとは言えないが、価値観や認知の歪みが顕著で、DVの態様や危険性が高く、その問題性が見逃せない事例が認められたので、ここで挙げておく。

事例は、健全な社会生活を維持しており、相応の学歴や職業上の地位を有していることもあって表面的には何ら問題が見られないが、独特な異性観や認知の歪みによってDV行為が生じていると見られる。

加害者は、女性蔑視の価値観、暴力による支配欲、その他、女性にかかわる屈折した心理的な問題を抱えていると見られ、加害者独特の一方的な思い込みによる偏った行動が生じており、保護命令違反の態様が、非常に危険である。

キ 被害者との葛藤

① 被害者との葛藤が強い事例

違反時、56歳。前科前歴なし。

高校卒業後、家業を継いだ。20代前半、被害者と結婚し、長女、次女、長男をもうけている。40代後半、自宅兼店舗を4階建のビルに改築し、店舗・自宅以外の室の賃貸を始めた。この間、DV行為は認められない。50歳ごろ、加害者は室を貸していたスナック経営の女性と不倫関係となり(加害者は否定)、それ以降、被害者との関係が悪化、加害者は離婚を望んだが、被害者は拒否し、加害者は言い争いの中で、被害者の衣服をつかんで引き倒したり、突き倒したりすることが繰り返された。被害者は、夫婦関係調停の申立てをしたが、加害者が調停後、怒って被害者を殴るなど暴力がエスカレートしたため、被害者は子どもを連れて家を出た。調停は、お金のことで争いとなった。婚姻費用分担申立事件で裁判所の決定が出たが、加害者がそれに従わないので、被害者は、加害者の銀行口座の差押えを行ったところ、加害者は、銀行口座が差押えられたことに納得せず、被害者と直接話し合おうと被害者に電話で怒鳴ったり、家に押しかけたりした。被害者は加害者の様子に恐怖を感じ、保護命令の申立てを行い、保護命令(被害者への接近禁止命令)が発令されたが、加害者は「穏やかに話し合えば、まさか逮捕されるわけがない。」などと軽く考えて、被害者の住居に押しかけた。

本調査対象者において、粗暴前科、就労不安定、問題飲酒、価値観や認知の歪みといった問題のいずれにも該当しない中に、被害者との葛藤が問題の中心となる事例があったので、ここで挙げる。

加害者は、健全な社会生活を維持していく構えと生活力を持ち、被害者との安定した家庭生活を長期間送っている。価値観・思考に特段の歪みは認められず、長い間、問題となるようなDV行為も認められない。

加害者と被害者の関係悪化・複雑化に伴い、DV行為が出現し、加害者が不利であると感じていることから、DV行為がエスカレートしたと見られる。加害者の生活態度や規範意識に顕著な問題は認められないが、被害者との葛藤の中で感情的になり、加害者の現実認識が低下している様子がうかがえる。他の問題性に比べると加害者の暴力にかかわる問題性は少なく、比較的DV行為の危険性も小さいが、加害者と被害者の関係が相当にこじれ、その乖離が大きくなっているにもかかわらず、加害者にその認識が乏しく、問題の解決は

決して容易ではない。加害者が被害者との話し合いを強引に求めて、保護命令違反に至る傾向が認められる。

4 処遇への提言

本調査では、配偶者暴力防止法違反者を対象として、DV行為に係る加害者の問題性に注目し、その客観的指標として、粗暴前科、就労不安定、問題飲酒を取り上げ、それらの問題の重複や軽重について検討していった結果、加害者の問題性に応じた個別事例から7つの類型を指摘した。以下、これら類型に応じた処遇を検討していきたい。

「反社会性」がDV行為の問題の核心にあると考えられる場合、そもそも価値観や規範意識に反社会的な偏りが顕著であり、暴力を問題解決の正当な手段と位置づける傾向があつて、暴力は配偶者に向けられるものに限らない。犯罪の種類も、粗暴事犯に限らず広範囲に及ぶ可能性がある。したがって、配偶者間の暴力に特化した処遇というよりは、まずは犯罪性一般の除去が必要である。典型的な例の一つは暴力団組員であり、現構成員であれば、当然、離脱指導が必要であるが、過去に暴力団所属歴を有し、そこでの行動傾向を取り込んでいると思われる者についても、反社会的な傾向が残っていることを自覚させ、問題意識や、改善の意欲を持たせて、健全な価値観や規範意識を持てるよう、強力に指導する必要がある。就労に問題を抱えている者も多いので、地道な就労態度を養うことも必要になる。もっとも、これらは容易ではないと考えられ、処遇は困難である。規範に対する遵守意識も低く、法的な規制による効果が働かず、保護命令違反に至る危険性があるため、加害者の指導に当たる側と被害者の支援に当たる側、特に、各機関が綿密に連携して処遇していく必要があろう。

「感情統制の悪さ」が配偶者暴力の問題の核心にあると考えられる場合、それがために対人関係のトラブルを招きやすく、さらに、そうしたトラブルが感情統制の悪さを顕在化させるという悪循環となって、社会生活が破たんしやすい。このような者に対しては、感情統制の訓練とともに、対人関係面での適応力を向上させるため、対人スキル訓練や、適切な感情発散を獲得させる指導が必要である。生活破たんやトラブルを繰り返すうちにそれらを正当化し、反社会的な犯罪性を帯びてくる者もいるので、その場合には上記類型の亜型と認めて「犯罪性」の除去も必要になる。また、その多くに、飲酒の影響によって感情統制が悪くなったり、粗暴性が増したりといった傾向が見られるので、酒害教育や問題飲酒に関する指導が必要である。飲酒については、その頻度や量のみが問題となるのではなく、たとえ飲酒習慣が常識的範囲内であると思われても、それに伴う行動に問題が認められる場合には、断酒を指導したり、適切な飲酒機会の持ち方について検討したりする必要があるであろう。

「就労不安定」が配偶者暴力の問題の核心にある場合、一言でいえば加害者に生活力がないう状態で被害者への依存や執着を強め、半ば捨て鉢になって保護命令違反に至る可能性が

あるため、この点について何らかの指導や支援が必要である。加害者の享乐的志向や怠惰な態度が顕著である場合には、加害者の未熟な点について、周囲の支援体制を整えるなどの配慮をしつつも、強力な指導・監督による就労指導が必要になろう。ただし、「就労不安定」については、各類型で見たとおり、「疾病・障害」や「アルコール依存」が問題の中核にある場合があるので、そうした場合には、就労にかかる指導よりも、これらの治療的処遇が優先されるべきであり、医療機関や福祉機関等との連携が必要になる。

「顕著な価値観・認知の歪み」が配偶者暴力の中核にある事例は、我々の調査対象の中で数は多くなかったが、加害者独自の価値観・認知の歪みが顕著で、その違反態様の予測がしづらい上に、偏狭な悪質さが見受けられるため、注意が必要である。この場合、加害者の社会生活には破綻がない上に、社会生活を送る上での全般にわたってそうした歪みが認められるわけではないため、「顕著な価値観・認知の歪み」について判断するに当たっての客観的な指標は得られにくく、見立てに当たって特段の注意が必要であろう。より厳密には専門家による鑑別などが考えられようが、処遇に当たってはDV行為に特化した教育・治療的アプローチがより有効と考えられる。

一方、「被害者との葛藤」が配偶者暴力の中核的な問題にある場合については、DV行為に特化した教育・治療アプローチよりも、被害者との乖離や、自分の置かれた立場や状況についての加害者の現実認識に対する助言・指導等、より実際的で調整的な働き掛けが有効と考えられる。

以上、配偶者暴力防止法違反者を対象とした調査から、以上に述べた7つの類型を抽出したが、保護観察付執行猶予処分を受けた者の保護観察処遇経過を見ると（第6節参照）、保護観察処遇の中でも、不就労、及び被害者との関係が問題となっており、取り分け、不就労による生活困窮から比較的早期に再犯に至る者が認められた。また、より重大・悪質な配偶者暴力による受刑者に対する調査結果からは（第5節参照）、受刑歴が複数回あり暴力団組員歴やそれに準じた生活を送っていて、反社会性が問題の中心にあると考えられるケースや、飲酒が問題の中心にあると考えられるケースが多数を占めていた。

したがって、ここで抽出した7類型がDV加害者について属性面での主な問題性をほぼ網羅すると考えられるが、最後に、類型を抽出した調査対象者は配偶者暴力防止法違反者の範囲という制約があり、すべてのDV加害者を対象としているわけではない点については付記しておきたい。本調査において、薬物使用歴のある者については、反社会的な問題が中心で薬物使用は多岐にわたる犯罪歴の一部であるケースと、不就労で怠惰・享乐的な生活態度が問題の中心で、薬物使用はその遊興志向の一部であるケースが多数を占めたが、より重大・悪質な配偶者暴力による受刑者に対する調査結果においては、加害者の薬物使用そのものが問題の中心となる者がいた。薬物依存が問題となる加害者においては、アルコール依存同様に、薬物治療が優先されるべきであり、DV加害者をいかなる範囲でとらえるかを含めて、更なる検討・分析が必要であろう。

第3章 調査結果II（保護命令違反の実態とその分析）

本章においては、前章で用いた166人の調査対象者について、保護命令違反の態様及び処分結果を紹介するとともに、加害者が違反に至った理由・背景を分析することとした。

まず第1節においては、加害者に発令された保護命令の内容を、DV行為の内容や危険性、生活状況の違い等の関連を見ながら示していく。その上で、第2節において、保護命令発令までの経緯や発令後の加害者の生活状況、加害者のDV行為に対する認識や命令についての受止め方等と保護命令違反の態様との関係を分析し、さらに第3節では、違反の態様と処分の関係を見ていきたい。第4節及び第5節においては、保護命令違反の具体的な事例を取り上げ、第6節では、ロジスティック回帰分析による検討を行うこととする。

なお、ここでの分析には、加害者・被害者双方からの主観的な情報が多く含まれており、そうした情報は、必ずしも客観的な事実と合致するわけではないことを付言しておきたい。

第1節 保護命令の内容とその背景

1 保護命令の内容

保護命令の内容別人数は、表3-1-1のとおりであった。

表3-1-1 保護命令の内容

被害者への 接近禁止命令	退去命令	子どもへの 接近禁止命令
あり 166 (100.0)	あり 54 (32.5)	あり 11 (6.6)
		なし 43 (25.9)
	なし 112 (67.5)	あり 18 (10.8)
		なし 94 (56.6)

注 () 内は構成比である。

被害者への接近禁止命令は166人全員、退去命令は54人(32.5%)、子どもへの接近禁止命令は29人(17.5%)に対して発令されていた(子どもへの接近禁止命令は、平成16年の配偶者暴力防止法改正時に付加されたものであるため、人数が少なくなっている)。被害者への接近禁止命令のみの者が94人(56.6%)と最も多く、これに退去命令が加えられた者が43人(25.9%)、子どもへの接近禁止命令が加えられた者が18人(10.8%)、3種類すべての命令が発せられた者が11人(6.6%)いた。

表3-1-2は、申立直前に認められたDV行為(複数回答)を保護命令の内容別に見たものである。「身体的暴力」のあった者が保護命令の対象となる前提からして、同暴力は

全員行っているはずであるが、加害者と被害者の別居から申立てまでに相当の期間があったケースもあり、申立直前に認められたDV行為として同暴力が認められたのは、全体の84.3%にとどまった。3種類すべての命令が出ている者については、それ以外の者と比較して多種類の行為を行ってきた者が多く、11名中8名に3種類以上(平均3.1種類)のDV行為が認められた。

表3-1-2 保護命令の内容別保護命令申立直前に認められたDV行為

区 分	総 数	被害者への 接近禁止 命令のみ	被害者への 接近禁止命令 と退去命令	被害者及び 子どもへの 接近禁止命令	被害者及び 子どもへの 接近禁止命令 と退去命令
総数(複数回答)	166 (100.0)	94 (100.0)	43 (100.0)	18 (100.0)	11 (100.0)
身体的暴力	140 (84.3)	75 (79.8)	37 (86.0)	18 (100.0)	10 (90.9)
精神的暴力	100 (60.2)	51 (54.3)	25 (58.1)	14 (77.8)	10 (90.9)
金銭面での負担	28 (16.9)	15 (16.0)	8 (18.6)	1 (5.6)	4 (36.4)
性的暴力	9 (5.4)	5 (5.3)	2 (4.7)	1 (5.6)	1 (9.1)
ストーカー行為	45 (27.1)	30 (31.9)	8 (18.6)	3 (16.7)	4 (36.4)
自殺のほのめかし	15 (9.0)	8 (8.5)	4 (9.3)	1 (5.6)	2 (18.2)
その他	15 (9.0)	6 (6.4)	4 (9.3)	2 (11.1)	3 (27.3)
延べ回答数	352 (2.1)	190 (2.0)	88 (2.0)	40 (2.2)	34 (3.1)

注 ()内は、総数に対する比率である。ただし、「延べ回答数」欄の()内は、延べ回答数を総数で除いたものである。

表3-1-3は、保護命令の内容と、申立前のDV行為の危険性との関係を示したものである。人数が少ないとはいえ、3種類すべての命令が出ている者には、被害者が「生命の危機」を認めるような悪質かつ危険な行為を行っていた者が多く、これに対して「被害者への接近禁止命令のみ」の者は、最も軽い「外傷、ストレス等で日常生活に支障」レベル

表3-1-3 保護命令の内容別申立前のDV行為の危険性

区 分	総 数	被害者への 接近禁止 命令のみ	被害者への 接近禁止命令 と退去命令	被害者及び 子どもへの 接近禁止命令	被害者及び 子どもへの 接近禁止命令 と退去命令
総数	164 (100.0)	92 (100.0)	43 (100.0)	18 (100.0)	11 (100.0)
生命の危機	42 (25.6)	22 (23.9)	11 (25.6)	4 (22.2)	5 (45.5)
治療を要する身体的な 怪我又は精神的な不調	56 (34.1)	27 (29.3)	20 (46.5)	7 (38.9)	2 (18.2)
外傷・ストレス等で 日常生活に支障	66 (40.2)	43 (46.7)	12 (27.9)	7 (38.9)	4 (36.4)

注 1 ()内は構成比である。

2 不詳の者2人を除く。

ルの行為にとどまっていた者が多かった。

保護命令の内容と、命令申立時の加害者の就労状況の関係を見たところ、表3-1-4のとおりであった。「退去命令」が付されていた者は、付されていなかった者と比較して、「ほぼ皆勤」の比率が低く（前者17.3%，後者40.9%）、「ほとんど就労せず」の比率が高くなっており（前者63.5%，後者37.3%）、就労状況が不安定という傾向がうかがえた。

表3-1-4 保護命令の内容別申立時の勤労状況

区 分	総 数	被害者への 接近禁止 命令のみ	被害者への 接近禁止命令 と退去命令	被害者及び 子どもへの 接近禁止命令	被害者及び 子どもへの 接近禁止命令 と退去命令
総数	162 (100.0)	93 (100.0)	41 (100.0)	17 (100.0)	11 (100.0)
ほぼ皆勤	54 (33.3)	37 (39.8)	7 (17.1)	8 (47.1)	2 (18.2)
病休、怠休、不就労 がやや目立つ	10 (6.2)	5 (5.4)	3 (7.3)	1 (5.9)	1 (9.1)
病休、怠休、不就労 が多い	23 (14.2)	14 (15.1)	3 (7.3)	3 (17.6)	3 (27.3)
ほとんど就労せず	74 (45.7)	36 (38.7)	28 (68.3)	5 (29.4)	5 (45.5)
暴力団（無職）	1 (0.6)	1 (1.1)	—	—	—

注 1 () 内は構成比である。

2 不詳の者4人を除く。

表3-1-5は、申立前のDV行為の危険性の程度による、保護命令の申立てから発令までの日数の違いを見たものである。申立前のDV行為が「生命の危機」レベルであった者については、38人中4人（10.5%）が「3日以内」、14人（36.8%）が「4～7日」で発令されているのに対し、「外傷・ストレス等で日常生活に支障」レベルであった者については、「3日以内」は46人中2人（4.3%）、「4～7日」は13人（28.3%）となっており、危険性の高い行為を行っていた者の方が迅速に発令されている傾向がうかがわれた。

表3-1-5 申立前のDV行為の危険性別保護命令の発令に要した日数

区 分	総 数	3日以内	4～7日	8～14日	15日以上
総数	128 (100.0)	8 (6.3)	41 (32.0)	54 (42.2)	25 (19.5)
生命の危機	38 (100.0)	4 (10.5)	14 (36.8)	14 (36.8)	6 (15.8)
治療を要する身体的な 怪我又は精神的な不調	44 (100.0)	2 (4.5)	14 (31.8)	20 (45.5)	8 (18.2)
外傷・ストレス等で 日常生活に支障	46 (100.0)	2 (4.3)	13 (28.3)	20 (43.5)	11 (23.9)

注 1 () 内は構成比である。

2 不詳の者38人を除く。

発令時の加害者の同居状況（複数回答）と、保護命令の申立てから発令までの日数の関

係は、表3-1-6のとおりである。被害者と同居していた者については、人数は少ないものの、4分の1が3日以内という短い期間内に発令されていた。

表3-1-6 保護命令発令時の加害者の同居状況別保護命令の発令に要した日数

区 分	総 数	3日以内	4～7日	8～14日	15日以上
総数（複数回答）	129 (100.0)	8 (6.2)	42 (32.6)	54 (41.9)	25 (19.4)
被害者	12 (100.0)	3 (25.0)	3 (25.0)	4 (33.3)	2 (16.7)
子ども	22 (100.0)	3 (13.6)	6 (27.3)	10 (45.5)	3 (13.6)
自分の親	22 (100.0)	—	10 (45.5)	9 (40.9)	3 (13.6)
他の親族	7 (100.0)	—	3 (42.9)	2 (28.6)	2 (28.6)
知人	1 (100.0)	—	—	1 (100.0)	—
単身	83 (100.0)	5 (6.0)	26 (31.3)	35 (42.2)	17 (20.5)
延べ回答数	147 (1.1)	11 (1.4)	48 (1.1)	61 (1.1)	27 (1.1)

注 1 ()内は、総数に対する比率である。ただし、「延べ回答数」欄の ()内は、延べ回答数を総数で除したものである。

2 不詳の者37人を除く。

2 保護命令申立前のDV行為に対する加害者の認識

表3-1-7は、加害者側の考えるDV行為に至った理由と、自らが行ったDV行為に関する認識との関係を示したものである（いずれも複数回答）。「嫉妬・やきもち」を理由に挙げた者には「相手の方が悪い」と認識していた者が、「日常生活での些細なこと」を理

表3-1-7 加害者のDV行為の理由別DV行為に対する加害者の認識

区 分	総 数 (複数回答)	被害者の 言動・態度	日常生活 での些細 なこと	嫉妬・ やきもち	被害者への 支配欲	八つ当たり (ストレス、 イライラ)	金銭問題	飲酒の影響	その他	延べ回答数
総数 (複数回答)	166 (100.0)	101 (100.0)	44 (100.0)	38 (100.0)	11 (100.0)	11 (100.0)	9 (100.0)	8 (100.0)	12 (100.0)	234 (1.4)
夫婦喧嘩に過ぎない	71 (42.8)	45 (44.6)	30 (68.2)	18 (47.4)	6 (54.5)	3 (27.3)	2 (22.2)	2 (25.0)	3 (25.0)	109 (1.5)
相手の方が悪い	67 (40.4)	47 (46.5)	14 (31.8)	26 (68.4)	6 (54.5)	2 (18.2)	2 (22.2)	—	7 (58.3)	104 (1.6)
DV行為はしていない	22 (13.3)	18 (17.8)	7 (15.9)	3 (7.9)	1 (9.1)	—	1 (11.1)	1 (12.5)	3 (25.0)	34 (1.5)
殴らないと分からない	12 (7.2)	10 (9.9)	4 (9.1)	1 (2.6)	4 (36.4)	—	1 (11.1)	1 (12.5)	—	21 (1.8)
ストレス・イライラ	9 (5.4)	4 (4.0)	2 (4.5)	—	—	4 (36.4)	1 (11.1)	—	1 (8.3)	12 (1.3)
カッとなって	8 (4.8)	8 (7.9)	3 (6.8)	2 (5.3)	—	—	—	—	1 (8.3)	14 (1.8)
飲酒の影響	5 (3.0)	2 (2.0)	1 (2.3)	1 (2.6)	—	2 (18.2)	1 (11.1)	2 (25.0)	—	9 (1.8)
金ほしき	5 (3.0)	—	—	—	—	—	4 (44.4)	—	1 (8.3)	5 (1.0)
その他	7 (4.2)	3 (3.0)	3 (6.8)	—	—	1 (9.1)	—	1 (12.5)	1 (8.3)	9 (1.3)
延べ回答数	206 (1.2)	137 (1.4)	64 (1.5)	51 (1.3)	17 (1.5)	12 (1.1)	12 (1.3)	7 (0.9)	17 (1.4)	

注 ()内は、総数に対する比率である。ただし、「延べ回答数」欄の ()内は、延べ回答数を総数で除したものである。

由に挙げた者には「夫婦喧嘩に過ぎない」と認識していた者が非常に多かった。「被害者への支配欲」を理由に挙げた者は、11人と少ないものの、そのうち4人(36.4%)が「殴らないと分からない」と認識しており、他の理由における同認識の比率が10%前後であることからすると、かなり高いといえた。

命令申立前のDV行為の危険性について、行為の理由(複数回答)別に見ると、表3-1-8のとおりである。「被害者への言動・態度」、「日常生活での些細なこと」を理由に挙げた者については、比較的危険性の低い「外傷・ストレス等で日常生活に支障」レベルの者が最も多く、危険性が上がるにつれ人数が減少していたが、「嫉妬・やきもち」については、反対に、きん差ながら「生命の危機」レベルの者が最も多く、危険性が下がるにつれ人数が減少していた。その他の理由を挙げた者は少数であったが、「金銭問題」を挙げた者については、「嫉妬・やきもち」と同様、より危険性の高い行為を行ってきた者の方が多く、「被害者への支配欲」、「飲酒の影響」を理由に挙げた者については、「治療を要する身体的な怪我又は精神的な不調」を被害者に与えた者が多かった。

表3-1-8 加害者のDV行為の理由別申立前のDV行為の危険性

区 分	総 数 (複数回答)	被害者の 言動・態度	日常生活 での些細 なこと	嫉妬・ やきもち	被害者への 支配欲	八つ当たり (ストレス, イライラ)	金銭問題	飲酒の影響	その他	延べ回答数
総 数	164 (100.0)	101 (100.0)	44 (100.0)	38 (100.0)	10 (100.0)	11 (100.0)	9 (100.0)	8 (100.0)	12 (100.0)	233
生命の危機	42 (25.6)	27 (26.7)	11 (25.0)	14 (36.8)	3 (30.0)	5 (45.5)	4 (44.4)	2 (25.0)	2 (16.7)	68
治療を要する身 体的な怪我又は 精神的な不調	56 (34.1)	32 (31.7)	14 (31.8)	13 (34.2)	6 (60.0)	1 (9.1)	3 (33.3)	4 (50.0)	3 (25.0)	76
外傷・ストレ ス等で日常生 活に支障	66 (40.2)	42 (41.6)	19 (43.2)	11 (28.9)	1 (10.0)	5 (45.5)	2 (22.2)	2 (25.0)	7 (58.3)	89

注 1 ()内は総数に対する比率である。

2 不詳の者2人を除く。

表3-1-9は、DV行為の理由についての加害者側と被害者側の認識の違いを見たものである(いずれも複数回答)。加害者側が理由として挙げたのは、「被害者の言動・態度」が101人(60.8%)と突出して多かったが、被害者側で同理由を挙げたのは54人(32.5%)にとどまり、DVの理由が被害者側にあるか否かという点の認識において加害者と被害者の間に食い違いが認められた。加害者側がDV行為の理由として「日常生活での些細なこと」、「嫉妬、やきもち」、「被害者への支配欲」、「飲酒の影響」を挙げている場合は、被害者も同じ理由を同時に挙げていることが多く、認識はある程度一致していた。

表 3 - 1 - 9 加害者の DV 行為の理由別被害者側から見た DV 行為の理由

区 分	加 害 者 側									延べ回答数
	総 数 (複数回答)	被害者の 言動・態度	日常生活 での些細 なこと	嫉妬・ やきもち	被害者への 支配欲	八つ当たり (ストレス, イライラ)	金銭問題	飲酒の影響	その他	
総 数 (複数回答)	166 (100.0)	101 (100.0)	44 (100.0)	38 (100.0)	11 (100.0)	11 (100.0)	9 (100.0)	8 (100.0)	12 (100.0)	234 (1.4)
被害者側										
被害者の言動・態度	54 (32.5)	44 (43.6)	12 (27.3)	11 (28.9)	6 (54.5)	1 (9.1)	1 (11.1)	2 (25.0)	3 (25.0)	80 (1.5)
日常生活での些細なこと	87 (52.4)	56 (55.4)	33 (75.0)	15 (39.5)	2 (18.2)	9 (81.8)	4 (44.4)	5 (62.5)	5 (41.7)	129 (1.5)
嫉妬・やきもち	35 (21.1)	19 (18.8)	4 (9.1)	22 (57.9)	5 (45.5)	1 (9.1)	-	2 (25.0)	2 (16.7)	55 (1.6)
被害者への支配欲	22 (13.3)	17 (16.8)	8 (18.2)	5 (13.2)	6 (54.5)	1 (9.1)	-	1 (12.5)	-	38 (1.7)
八つ当たり(ストレス, イライラ)	12 (7.2)	6 (5.9)	3 (6.8)	2 (5.3)	-	4 (36.4)	1 (11.1)	-	-	16 (1.3)
金銭問題	13 (7.8)	6 (5.9)	3 (6.8)	1 (2.6)	-	-	4 (44.4)	-	2 (16.7)	16 (1.2)
飲酒の影響	14 (8.4)	10 (9.9)	2 (4.5)	1 (2.6)	-	3 (27.3)	1 (11.1)	5 (62.5)	2 (16.7)	24 (1.7)
粗暴な性格	4 (2.4)	3 (3.0)	1 (2.3)	2 (5.3)	-	-	-	-	1 (8.3)	7 (1.8)
薬物の影響	3 (1.8)	1 (1.0)	-	2 (5.3)	-	-	-	-	-	3 (1.0)
その他	7 (4.2)	2 (2.0)	2 (4.5)	-	-	-	-	-	1 (8.3)	5 (0.7)
延べ回答数	251 (1.5)	164 (1.6)	68 (1.5)	61 (1.6)	19 (1.7)	19 (1.7)	11 (1.2)	15 (1.9)	16 (1.3)	

注 () 内は、総数に対する比率である。ただし、「延べ回答数」欄の () 内は、延べ回答数を総数で除したものである。

第 2 節 保護命令違反の態様

1 違反の内容

表 3 - 2 - 1 は、保護命令違反に至った者の数を、命令及び命令違反の内容別に示したものである。

表 3 - 2 - 1 保護命令違反行為の内容

区 分	総 数	退去命令	被害者への 接近禁止命令	子どもへの 接近禁止命令
総 数	166 (100.0)	54 (100.0)	166 (100.0)	29 (100.0)
違反行為の内容	退去命令違反のみ	18 (10.8)	21 (38.9)	8 (27.6)
	退去命令違反及び被害者への接近禁止命令違反	3 (1.8)		
	被害者への接近禁止命令違反のみ	137 (82.5)	143 (86.1)	
	被害者及び子どもへの接近禁止命令違反	3 (1.8)		
	子どもへの接近禁止命令違反のみ	5 (3.0)		

注 1 総数は、各命令における命令を発令された人員である。

2 () 内は総数に対する比率である。

退去命令違反のみの者が18人（10.8%）、被害者への接近禁止命令違反のみの者が137人（82.5%）、子どもへの接近禁止命令違反のみの者が5人（3.0%）、退去命令違反及び被害者への接近禁止命令違反の者が3人（1.8%）、被害者及び子どもへの接近禁止命令違反の者が3人（1.8%）いた。

退去命令については54人中21人（38.9%）、被害者への接近禁止命令については166人中143人（86.1%）、子どもへの接近禁止命令については29人中8人（27.6%）が違反に至っていた。

本件保護命令違反として認定された行為は、保護命令発令後に出現したDV行為の一部にすぎない場合もあることから、本件違反の内容別に、発令後のDV行為の有無（複数回答）を見たのが表3-2-2である。

表3-2-2 保護命令違反行為の内容別保護命令発令後のDV行為の内容

区 分	総 数	退去命令 違反のみ	被害者への 接近禁止命 令違反のみ	退去命令及 び被害者へ の接近禁止 命令違反	子どもへの 接近禁止命 令違反のみ	被害者及び 子どもへの 接近禁止 命令違反
総数（複数回答）	166 (100.0)	18 (100.0)	137 (100.0)	3 (100.0)	5 (100.0)	3 (100.0)
身体的暴力	18 (10.8)	1 (5.6)	17 (12.4)	—	—	—
精神的暴力	70 (42.2)	4 (22.2)	63 (46.0)	2 (66.7)	1 (20.0)	—
金銭面での負担	7 (4.2)	1 (5.6)	5 (3.6)	1 (33.3)	—	—
性的暴力	5 (3.0)	1 (5.6)	4 (2.9)	—	—	—
ストーカー行為	121 (72.9)	—	112 (81.8)	2 (66.7)	4 (80.0)	3 (100.0)
自殺のほのめかし	12 (7.2)	—	11 (8.0)	1 (33.3)	—	—
不退去	22 (13.3)	18 (100.0)	1 (0.7)	3 (100.0)	—	—
その他	8 (4.8)	—	7 (5.1)	—	—	1 (33.3)
延べ回答数	263 (1.6)	25 (1.4)	220 (1.6)	9 (3.0)	5 (1.0)	4 (1.3)

注（ ）内は、総数に対する比率である。ただし、「延べ回答数」欄の（ ）内は、延べ回答数を総数で除したものである。

被害者が認めたDV行為を、申立直前及び保護命令発令後の別に見たところ（いずれも複数回答）、表3-2-3に示したとおり、申立直前においては、「身体的暴力」140人、「精神的暴力」100人、「ストーカー行為」45人の順であったが、発令後においては、「ストーカー行為」121人、「精神的暴力」70人、「身体的暴力」18人の順になっていた。直接的な身体的暴力に及ぶ前に逮捕されてしまったということもあるであろうが、命令違反に及んでいない大多数の存在も考慮すると、保護命令は暴力の内容を緩和する効果を有しているといえる。

表 3-2-3 保護命令発令後の DV 行為の内容別申立直前に認められた DV 行為

区 分	申立直前に認められた DV 行為								延べ 回答数	
	総 数 (複数回答)	身体的暴力	精神的暴力	金銭面 での負担	性的暴力	ストーカー 行為	自殺の ほめかし	その他		
命令発令後の事実上の違反行為	総数 (複数回答)	166 (100.0)	140 (100.0)	100 (100.0)	28 (100.0)	9 (100.0)	45 (100.0)	15 (100.0)	15 (100.0)	352 (2.1)
	身体的暴力	18 (10.8)	14 (10.0)	12 (12.0)	1 (3.6)	2 (22.2)	9 (20.0)	2 (13.3)	2 (13.3)	42 (2.3)
	精神的暴力	70 (42.2)	60 (42.9)	51 (51.0)	17 (60.7)	4 (44.4)	29 (64.4)	10 (66.7)	8 (53.3)	179 (2.6)
	金銭面での負担	7 (4.2)	6 (4.3)	5 (5.0)	4 (14.3)	—	1 (2.2)	1 (6.7)	—	17 (2.4)
	性的暴力	5 (3.0)	5 (3.6)	4 (4.0)	1 (3.6)	1 (11.1)	2 (4.4)	1 (6.7)	1 (6.7)	15 (3.0)
	ストーカー行為	121 (72.9)	102 (72.9)	77 (77.0)	18 (64.3)	8 (88.9)	41 (91.1)	12 (80.0)	10 (66.7)	268 (2.2)
	自殺のほめかし	12 (7.2)	10 (7.1)	10 (10.0)	5 (17.9)	2 (22.2)	4 (8.9)	5 (33.3)	5 (33.3)	41 (3.4)
	不退去	22 (13.3)	19 (13.6)	14 (14.0)	6 (21.4)	1 (11.1)	2 (4.4)	2 (13.3)	3 (20.0)	47 (2.1)
	その他	8 (4.8)	8 (5.7)	6 (6.0)	1 (3.6)	1 (11.1)	3 (6.7)	2 (13.3)	2 (13.3)	23 (2.9)
	延べ回答数	263 (1.6)	224 (1.6)	179 (1.8)	53 (1.9)	19 (2.1)	91 (2.0)	35 (2.3)	31 (2.1)	

注 () 内は、総数に対する比率である。ただし、「延べ回答数」欄の () 内は、延べ回答数を総数で除したものである。

表 3-2-4 は、保護命令申立前及び発令後における、DV 行為に対して被害者が認めた危険性を見たものである。これによると、発令後の方が全体として危険性が低くなっており、申立前の行為の危険性が「生命の危機」であった者でも、その半数は、発令後の行為においては「外傷・ストレス等で日常生活に支障」レベルにとどまっていた。ただし、この表を横（行）方向に見て比較すると、どの危険性レベルにおいても、発令後の行為と申立前の行為の危険性レベルが一致している者の比率は、不一致の者と比べて高くなっており、従前から危険性の高い DV 行為を行っていた者については、命令発令後もより危険性の高い行為に及ぶ可能性が相対的には高いといえた。

表 3-2-4 申立前の DV 行為の危険性別発令後の DV 行為の危険性

区 分	申 立 前				
	総 数	生命の危機	治療を要する 身体的な怪我又は 精神的な不調	外傷・ストレス等 で日常生活に支障	
発令後	総数	163 (100.0)	42 (100.0)	55 (100.0)	66 (100.0)
	生命の危機	18 (11.0)	9 (21.4)	7 (12.7)	2 (3.0)
	治療を要する身体的な 怪我又は精神的な不調	19 (11.7)	5 (11.9)	13 (23.6)	1 (1.5)
	外傷・ストレス等で日 常生活に支障	78 (47.9)	21 (50.0)	20 (36.4)	37 (56.1)
	それほど大きな問題なし	48 (29.4)	7 (16.7)	15 (27.3)	26 (39.4)

注 1 () 内は構成比である。

2 不詳の者 3 人を除く。

本件の内容別に保護命令申立時の加害者の疾病の有無を見たところ（複数有している場

合は、主要なもの一つを挙げている。), 表3-2-5のとおりであった。疾病を有していた者の割合は、全体では約3分の1であったが、「退去命令違反」に及んだ者では約半数となっていた。

表3-2-5 保護命令違反行為の内容別保護命令申立時の疾病

区 分	総 数	退去命令 違反のみ	被害者への 接近禁止命令 違反のみ	退去命令及び 被害者への接近 禁止命令違反	子どもへの 接近禁止命令 違反のみ	被害者及び子 どもへの接近 禁止命令違反
総 数	166 (100.0)	18 (100.0)	137 (100.0)	3 (100.0)	5 (100.0)	3 (100.0)
なし	111 (66.9)	8 (44.4)	96 (70.1)	2 (66.7)	3 (60.0)	2 (66.7)
身体疾患	31 (18.7)	6 (33.3)	21 (15.3)	1 (33.3)	2 (40.0)	1 (33.3)
うつ病	7 (4.2)	1 (5.6)	6 (4.4)	—	—	—
その他の精神疾患	10 (6.0)	—	10 (7.3)	—	—	—
アルコール依存	7 (4.2)	3 (16.7)	4 (2.9)	—	—	—

注 () 内は構成比である。

表3-2-6は、保護命令申立時及び違反時の就労状況と、本件との関係を見たものである。「退去命令違反」に及んだ者については、命令申立時と違反時で就労状況に変化のあった者はいなかった。退去命令が発令された者のうち、申立時の就労状況が「ほぼ皆勤」であった者は9人いたが(表3-1-4参照)、退去命令違反に至ったのはそのうち1人(11.1%)であったのに対し、申立時の就労状況が「ほとんど就労せず」であった者については、33人のうち14人(42.4%)が同命令違反に至っていた。子どもへの接近禁止命令違反があった者については、就労状況の良好な者が多く、8人中5人(62.5%)が申立時、違反時ともに「ほぼ皆勤」であった。

表3-2-7は、加害者による他者への相談の有無を見たものである。保護命令発令前、発令後のいずれにおいても、他者に相談をした者は1割前後にとどまっていた。

表3-2-8は、本件と審尋等への対応の関係を示したものである。本件に被害者や子どもへの接近禁止命令違反が含まれている者については、75%以上が審尋等に「出頭」していたのに対し、本件が退去命令違反のみの者については、57.1%が「不出頭」であった。

審尋等への対応と、命令発令後のDV行為に被害者が認めた危険性との関係は、表3-2-9のとおりである。審尋等に「出頭」した者については、発令後に被害者が「生命の危機」を感じた行為に及んだ者が10.1%、「治療を要する身体的な怪我又は精神的な不調」を与える行為に及んだ者が7.1%、「それほど大きな問題なし」が29.3%、「不出頭」であった者については、順に7.9%、2.6%、42.1%となっており、「出頭」した者の方が、より危険性の高い行為に及んだ者の比率が高かった。

表 3 - 2 - 6 保護命令違反行為の内容別勤労状況

保護命令 申立時	保護命令違反時	総 数	退去命令 違反のみ	被害者への 接近禁止命 令違反のみ	退去命令及 び被害者へ の接近禁止 命令違反	子どもへの 接近禁止命 令違反のみ	被害者及び 子どもへの 接近禁止 命令違反
総 数	総数	161 (100.0)	18 (11.2)	132 (82.0)	3 (1.9)	5 (3.1)	3 (1.9)
ほぼ皆勤	総数	53 (100.0)	1 (1.9)	47 (88.7)	—	4 (7.5)	1 (1.9)
	ほぼ皆勤	47 (100.0)	1 (2.1)	41 (87.2)	—	4 (8.5)	1 (2.1)
	病休, 怠休, 不 就労がやや目立つ	—	—	—	—	—	—
	病休, 怠休, 不 就労が多い	2 (100.0)	—	2 (100.0)	—	—	—
	ほとんど就労せず	4 (100.0)	—	4 (100.0)	—	—	—
病休, 怠 休, 不 就 労 が や や 目 立 つ	総数	10 (100.0)	1 (10.0)	8 (80.0)	1 (10.0)	—	—
	ほぼ皆勤	1 (100.0)	—	1 (100.0)	—	—	—
	病休, 怠休, 不 就労がやや目立つ	7 (100.0)	1 (14.3)	5 (71.4)	1 (14.3)	—	—
	病休, 怠休, 不 就労が多い	—	—	—	—	—	—
	ほとんど就労せず	2 (100.0)	—	2 (100.0)	—	—	—
病休, 怠 休, 不 就 労 が 多 い	総数	23 (100.0)	4 (17.4)	17 (73.9)	—	—	2 (8.7)
	ほぼ皆勤	2 (100.0)	—	1 (50.0)	—	—	1 (50.0)
	病休, 怠休, 不 就労がやや目立つ	1 (100.0)	—	—	—	—	1 (100.0)
	病休, 怠休, 不 就労が多い	16 (100.0)	4 (25.0)	12 (75.0)	—	—	—
	ほとんど就労せず	4 (100.0)	—	4 (100.0)	—	—	—
ほとんど 就 労 せ ず	総数	74 (100.0)	12 (16.2)	59 (79.7)	2 (2.7)	1 (1.4)	—
	ほぼ皆勤	4 (100.0)	—	4 (100.0)	—	—	—
	病休, 怠休, 不 就労がやや目立つ	1 (100.0)	—	1 (100.0)	—	—	—
	病休, 怠休, 不 就労が多い	—	—	—	—	—	—
	ほとんど就労せず	69 (100.0)	12 (17.4)	54 (78.3)	2 (2.9)	1 (1.4)	—
暴力団 (無職)	ほとんど就労せず	1 (100.0)	—	1 (100.0)	—	—	—

注 1 ()内は構成比である。

2 不詳の者5人を除く。

表3-2-7 加害者による他者への相談の有無

区 分		保護命令発令後					
		総 数		あ り		な し	
保護命令 発令前	総 数	156	(100.0)	17	(10.9)	139	(89.1)
	あ り	15	(9.6)	5	(3.2)	10	(6.4)
	な し	141	(90.4)	12	(7.7)	129	(82.7)

注 1 () 内は構成比である。

2 不詳の者10人を除く。

表3-2-8 保護命令違反行為の内容別審尋等への対応

区 分	総 数	出 頭	不出頭
総 数	137 (100.0)	99 (72.3)	38 (27.7)
退去命令違反のみ	14 (100.0)	6 (42.9)	8 (57.1)
被害者への接近禁止命令 違反のみ	115 (100.0)	86 (74.8)	29 (25.2)
退去命令及び被害者への 接近禁止命令違反	2 (100.0)	2 (100.0)	—
子どもへの接近禁止命令 違反のみ	4 (100.0)	3 (75.0)	1 (25.0)
被害者及び子どもへの接 近禁止命令違反	2 (100.0)	2 (100.0)	—

注 1 () 内は構成比である。

2 不詳の者29人を除く。

表3-2-9 保護命令発令後のDV行為の危険性別審尋等への対応

区 分	総 数	出 頭	不出頭
総数	137 (100.0)	99 (100.0)	38 (100.0)
生命の危機	13 (9.5)	10 (10.1)	3 (7.9)
治療を要する身体的な怪我 又は精神的な不調	8 (5.8)	7 (7.1)	1 (2.6)
外傷・ストレス等で日常生 活に支障	71 (51.8)	53 (53.5)	18 (47.4)
それほど大きな問題なし	45 (32.8)	29 (29.3)	16 (42.1)

注 1 () 内は構成比である。

2 不詳の者29人を除く。

2 違反に至った理由

(1) 加害者の認識

加害者が述べた保護命令違反の理由は、表3-2-10のとおりである（複数回答）。「関係を修復するため」が73人(44.0%)と最も多く、次いで「子どもへの愛着」の48人(28.9%)、「被害者の浮気を糾弾する」、「被害者に報復や嫌がらせをしたい」の26人(15.7%)の順で

あった。

表 3 - 2 - 10 保護命令違反に対する加害者の理由

区 分	度 数	
総 数 (複数回答)	166	(100.0)
関係を修復するため	73	(44.0)
子どもへの愛着	48	(28.9)
被害者の浮気を糾弾する	26	(15.7)
被害者に報復や嫌がらせをしたい	26	(15.7)
会って話し合いたい	23	(13.9)
金銭・物品の問題解決	23	(13.9)
他に行くところがない	18	(10.8)
被害者がいないと生きていけない	12	(7.2)
被害者が警察に連絡するはずがない	11	(6.6)
法律が介入するような問題ではない	9	(5.4)
被害者から接触を図ってきた	7	(4.2)
被害者の住居近くが職場 (住居)	1	(0.6)
その他	39	(23.5)
延べ回答数	316	(1.9)

注 ()内は、総数に対する比率である。ただし、「延べ回答数」欄の ()内は、延べ回答数を総数で除したものである。

表 3 - 2 - 11は、違反の理由(複数回答)を本件の内容別に見たものである。本件に「被害者への接近禁止命令違反」が含まれている者については、「関係を修復するため」が多かったが、「退去命令違反」が含まれている者については、「他に行くところがない」が多く、3分の2の者がこの理由を挙げていた。

命令発令後のDV行為の危険性のレベル別に違反の理由(複数回答)を見たところ、表 3 - 2 - 12のようになった。全レベルにおいて「関係を修復するため」が最も多かったが、「それほど大きな問題なし」では「子どもへの愛着」も同数で最多であった。「子どもへの愛着」は、「治療を要する身体的な怪我又は精神的な不調」、「外傷、ストレス等で日常生活に支障」においても2番目に多かったが、「生命の危機」においてだけは少なく、このレベルで2番目に多い理由は、「被害者の浮気を糾弾する」、「被害者に報復や嫌がらせをしたい」であった。

退去命令違反行為を行った者について、更に詳しく理由を見ていったところ(複数回答)、表 3 - 2 - 13のとおり、最も多かったのは「金が不足」の10人(47.6%)で、次に多かったのは「移転したくない」の8人(38.1%)であった。

(2) 保護命令に対する受止め方

加害者が挙げた保護命令に対する不満の内容(複数回答)は、表 3 - 2 - 14に示したと

表 3 - 2 - 11 保護命令違反の内容別保護命令違反に対する加害者の理由

区 分	総 数	退去命令 違反のみ	被害者への 接近禁止命 令違反のみ	退去命令及 び被害者へ の接近禁止 命令違反	子どもへの 接近禁止命 令違反のみ	被害者及び 子どもへの 接近禁止 命令違反
総数（複数回答）	166 (100.0)	18 (100.0)	137 (100.0)	3 (100.0)	5 (100.0)	3 (100.0)
関係を修復するため	73 (44.0)	1 (5.6)	68 (49.6)	2 (66.7)	—	2 (66.7)
子どもへの愛着	48 (28.9)	1 (5.6)	41 (29.9)	—	5 (100.0)	1 (33.3)
被害者の浮気を糾弾 する	26 (15.7)	1 (5.6)	25 (18.2)	—	—	—
被害者に報復や嫌が らせをしたい	26 (15.7)	—	26 (19.0)	—	—	—
会って話し合いたい	23 (13.9)	—	21 (15.3)	—	—	2 (66.7)
金銭・物品の問題解 決	23 (13.9)	1 (5.6)	20 (14.6)	2 (66.7)	—	—
他に行くところがない	18 (10.8)	12 (66.7)	4 (2.9)	2 (66.7)	—	—
被害者がいないと生 きていけない	12 (7.2)	1 (5.6)	11 (8.0)	—	—	—
被害者が警察に連絡 するはずがない	11 (6.6)	2 (11.1)	9 (6.6)	—	—	—
法律が介入するよう な問題ではない	9 (5.4)	2 (11.1)	6 (4.4)	1 (33.3)	—	—
被害者から接触を 図ってきた	7 (4.2)	—	7 (5.1)	—	—	—
被害者の住居近くが 職場（住居）	1 (0.6)	—	1 (0.7)	—	—	—
その他	39 (23.5)	10 (55.6)	28 (20.4)	—	1 (20.0)	—
延べ回答数	316 (1.9)	31 (1.7)	267 (1.9)	7 (2.3)	6 (1.2)	5 (1.7)

注（ ）内は、総数に対する比率である。ただし、「延べ回答数」欄の（ ）内は、延べ回答数を総数で除したものである。

おりである。「被害者が裁判所に訴えたこと」が41人（24.7%）、「子どもに会えなくなるなど」が40人（24.1%）、「申立内容に事実誤認があること」が38人（22.9%）と、この3つの内容が多かった。

保護命令の受止め方による不満の内容（複数回答）の違いを見たところ、表 3 - 2 - 15 のようになった。保護命令について「一応納得」していた者は47人いたが、それらの者についても不満が全くないわけではなく、11人（23.4%）は「子どもに会えなくなるなど」を不満と感じていた。「一応納得」していた者の中には「被害者が裁判所に訴えたこと」を不満としていた者はいなかったが、「非常に不満」であった者については半数がこれを不満としており、保護命令に対する不満の度合いが高じるにつれ、このことを不満の具体的内容として挙げる者の比率が高まる傾向があった。

表 3 - 2 - 16は、保護命令申立前及び発令後における DV 行為の危険性と、保護命令に

表 3-2-12 発令後の DV 行為の危険性別保護命令違反に対する加害者の理由

区 分	総 数	生命の危機	治療を要する身体的な怪我又は精神的な不調	外傷・ストレス等で日常生活に支障	それほど大きな問題なし
総数（複数回答）	165 (100.0)	18 (100.0)	19 (100.0)	79 (100.0)	49 (100.0)
関係を修復するため	72 (43.6)	12 (66.7)	10 (52.6)	34 (43.0)	16 (32.7)
子どもへの愛着	47 (28.5)	3 (16.7)	8 (42.1)	20 (25.3)	16 (32.7)
被害者の浮気を糾弾する	26 (15.8)	7 (38.9)	3 (15.8)	11 (13.9)	5 (10.2)
被害者に報復や嫌がらせをしたい	26 (15.8)	7 (38.9)	1 (5.3)	14 (17.7)	4 (8.2)
会って話し合いたい	23 (13.9)	1 (5.6)	—	18 (22.8)	4 (8.2)
金銭・物品の問題解決	23 (13.9)	3 (16.7)	3 (15.8)	13 (16.5)	4 (8.2)
他に行くところがない	18 (10.9)	—	4 (21.1)	4 (5.1)	10 (20.4)
被害者がいないと生きていけない	12 (7.3)	4 (22.2)	2 (10.5)	5 (6.3)	1 (2.0)
被害者が警察に連絡するはずがない	11 (6.7)	1 (5.6)	1 (5.3)	6 (7.6)	3 (6.1)
法律が介入するような問題ではない	9 (5.5)	1 (5.6)	1 (5.3)	5 (6.3)	2 (4.1)
被害者から接触を図ってきた	7 (4.2)	—	1 (5.3)	2 (2.5)	4 (8.2)
被害者の住居近くが職場（住居）	1 (0.6)	—	—	—	1 (2.0)
その他	39 (23.6)	5 (27.8)	9 (47.4)	14 (17.7)	11 (22.4)
延べ回答数	314 (1.9)	44 (2.4)	43 (2.3)	146 (1.8)	81 (1.7)

注 1 ()内は、総数に対する比率である。ただし、「延べ回答数」欄の ()内は、延べ回答数を総数で除したものである。

2 不詳の者1人を除く。

表 3-2-13 退去命令違反の理由

区 分	度 数
総数（複数回答）	21 (100.0)
金が不足	10 (47.6)
移転したくない	8 (38.1)
近日移転の予定	3 (14.3)
移転先を探している	3 (14.3)
ペットの世話	2 (9.5)
病気	2 (9.5)
移転する必要がない	2 (9.5)
嫌がらせ	2 (9.5)
その他	7 (33.3)
延べ回答数	39 (1.9)

注 1 ()内は、総数に対する比率である。ただし、「延べ回答数」欄の ()内は、延べ回答数を総数で除したものである。

2 本件以外の命令違反の理由を含む。

表3-2-14 加害者の保護命令に対する不満の内容

区 分	度 数	
総数（複数回答）	166	(100.0)
被害者が裁判所に訴えたこと	41	(24.7)
子どもに会えなくなるなど	40	(24.1)
申立内容に事実誤認がある	38	(22.9)
金のこと	18	(10.8)
住居のこと	11	(6.6)
一方的過ぎる	9	(5.4)
直接話し合いたかった	9	(5.4)
被害者にも悪いところがある	8	(4.8)
その他	13	(7.8)
延べ回答数	187	(1.1)

注（ ）内は、総数に対する比率である。ただし、「述べ回答数」欄の（ ）内は、延べ回答数を総数で除したものである。

表3-2-15 加害者の保護命令に対する不満の内容別加害者の保護命令の受止め方

区 分	総 数		一応納得		やや不満		不 満		非常に不満	
総数（複数回答）	161	(100.0)	47	(100.0)	23	(100.0)	71	(100.0)	20	(100.0)
被害者が裁判所に訴えたこと	40	(24.8)	—		4	(17.4)	26	(36.6)	10	(50.0)
子どもに会えなくなるなど	39	(24.2)	11	(23.4)	6	(26.1)	18	(25.4)	4	(20.0)
申立内容に事実誤認がある	37	(23.0)	1	(2.1)	7	(30.4)	19	(26.8)	10	(50.0)
金のこと	18	(11.2)	2	(4.3)	4	(17.4)	10	(14.1)	2	(10.0)
住居のこと	11	(6.8)	—		2	(8.7)	7	(9.9)	2	(10.0)
一方的過ぎる	9	(5.6)	—		—		7	(9.9)	2	(10.0)
直接話し合いたかった	9	(5.6)	4	(8.5)	1	(4.3)	4	(5.6)	—	
被害者にも悪いところがある	8	(5.0)	2	(4.3)	1	(4.3)	5	(7.0)	—	
その他	13	(8.1)	8	(17.0)	4	(17.4)	—		1	(5.0)
延べ回答数	184	(1.1)	28	(0.6)	29	(1.3)	96	(1.4)	31	(1.6)

注 1（ ）内は、総数に対する比率である。ただし、「述べ回答数」欄の（ ）内は、延べ回答数を総数で除したものである。

2 不詳の者5人を除く。

表3-2-16 加害者の保護命令に対する不満の内容別DV行為の危険性

① 申立前

区 分	総 数	生命の危機	治療を要する身 体的な怪我又は 精神的な不調	外傷・ストレス 等で日常生活 に支障
総 数 (複数回答)	164 (100.0)	42 (25.6)	56 (34.1)	66 (40.2)
被害者が裁判所 に訴えたこと	41 (100.0)	13 (31.7)	10 (24.4)	18 (43.9)
子どもに会えな くなるなど	40 (100.0)	10 (25.0)	14 (35.0)	16 (40.0)
申立内容に事実 誤認がある	38 (100.0)	10 (26.3)	10 (26.3)	18 (47.4)
金のこと	18 (100.0)	7 (38.9)	6 (33.3)	5 (27.8)
住居のこと	11 (100.0)	5 (45.5)	5 (45.5)	1 (9.1)
一方的過ぎる	9 (100.0)	2 (22.2)	3 (33.3)	4 (44.4)
直接話し合いた かった	9 (100.0)	2 (22.2)	1 (11.1)	6 (66.7)
被害者にも悪い ところがある	8 (100.0)	1 (12.5)	3 (37.5)	4 (50.0)
その他	13 (100.0)	4 (30.8)	7 (53.8)	2 (15.4)
延べ回答数	187 (1.1)	54 (1.3)	59 (1.1)	74 (1.1)

注 1 ()内は、総数に対する比率である。ただし、「述べ回答数」欄の()内は、延べ回答数を総数で除したものである。

2 不詳の者2人を除く。

② 発令後

区 分	総 数	生命の危機	治療を要する身 体的な怪我又は 精神的な不調	外傷・ストレス 等で日常生活 に支障	それほど 大きな問題なし
総 数 (複数回答)	165 (100.0)	18 (10.9)	19 (11.5)	79 (47.9)	49 (29.7)
被害者が裁判所 に訴えたこと	41 (100.0)	6 (14.6)	5 (12.2)	18 (43.9)	12 (29.3)
子どもに会えな くなるなど	40 (100.0)	4 (10.0)	8 (20.0)	18 (45.0)	10 (25.0)
申立内容に事実 誤認がある	38 (100.0)	6 (15.8)	3 (7.9)	14 (36.8)	15 (39.5)
金のこと	18 (100.0)	5 (27.8)	4 (22.2)	7 (38.9)	2 (11.1)
住居のこと	11 (100.0)	—	5 (45.5)	5 (45.5)	1 (9.1)
一方的過ぎる	9 (100.0)	—	2 (22.2)	7 (77.8)	—
直接話し合いた かった	9 (100.0)	1 (11.1)	—	7 (77.8)	1 (11.1)
被害者にも悪い ところがある	8 (100.0)	1 (12.5)	2 (25.0)	4 (50.0)	1 (12.5)
その他	13 (100.0)	3 (23.1)	1 (7.7)	7 (53.8)	2 (15.4)
延べ回答数	187 (1.1)	26 (1.4)	30 (1.6)	87 (1.1)	44 (0.9)

注 1 ()内は、総数に対する比率である。ただし、「述べ回答数」欄の()内は、延べ回答数を総数で除したものである。

2 不詳の者1人を除く。

対する不満の内容（複数回答）の関係を見たものである。

被害者が認めたDV行為の危険性は、保護命令申立前と発令後のいずれにおいても、「外傷・ストレス等で日常生活に支障」レベルの者が最も多かったが、不満内容に「金のこと」、「住居のこと」が含まれている者については、人数自体は少ないものの申立前に「生命の危機」レベルの行為を行っていた者の比率が最も高かった。これらの者は、発令後においても、他の不満内容の者と比べ、危険性のより高い行為に及んでいる率が高かった。

表3-2-17は、加害者が述べた保護命令に対する不満の内容と違反の理由との関係を見たものである（いずれも複数回答）。

保護命令違反の理由に「関係を修復するため」、「被害者に報復や嫌がらせをしたい」、「会って話し合いたい」、「他に行くところがない」、「法律が介入するような問題ではない」を挙げた者が、保護命令に対する不満の内容として挙げたのは、「被害者が裁判所に訴えたこと」が最も多かった。「被害者の浮気を糾弾するため」を違反の理由に挙げた者については、「申立内容に事実誤認がある」ことを不満とした者が最も多かった。また、「子どもへの愛着」を違反の理由に挙げた者については、命令に対する不満に「子どもに会えなくなるなど」を挙げた者が、「金銭・物品の問題解決」を違反の理由に挙げた者については、不満に「金のこと」を挙げた者が最も多く、当然のこととも言えようが、不満の内容と違反の理由が直結している場合が多かった。その他、違反の理由に「被害者がいないと生きて

表3-2-17 加害者の保護命令に対する不満の内容別保護命令違反に対する加害者の理由

区分	総数 (複数 回答)	関係を 修復する ため	子どもへ の愛着	被害者の 浮気を 糾弾する	被害者に 報復や 嫌がらせ をしたい	会って 話し合 いたい	金銭・ 物品の 問題解決	他に行く ところ がない	被害者が いないと 生きて いけない	被害者が 警察に連 絡するは ずがない	法律が介 入するよ うな問題 ではない	被害者 から接触 を因って きた	被害者の 住居近く が職場 (住居)	その他	延べ 回答数
総数(複数回答)	166 (100.0)	73 (100.0)	48 (100.0)	26 (100.0)	26 (100.0)	23 (100.0)	23 (100.0)	18 (100.0)	12 (100.0)	11 (100.0)	9 (100.0)	7 (100.0)	1 (100.0)	39 (100.0)	316 (1.9)
被害者が裁判所に訴えたこと	41 (24.7)	23 (31.5)	5 (10.4)	8 (30.8)	7 (26.9)	7 (30.4)	6 (26.1)	7 (38.9)	5 (41.7)	3 (27.3)	4 (44.4)	1 (14.3)	-	8 (20.5)	84 (2.0)
子どもに会えなくなるなど	40 (24.1)	15 (20.5)	27 (56.3)	3 (11.5)	5 (19.2)	2 (8.7)	2 (8.7)	1 (5.6)	-	4 (36.4)	1 (11.1)	1 (14.3)	1 (100.0)	9 (23.1)	71 (1.8)
申立内容に事実誤認がある	38 (22.9)	18 (24.7)	9 (18.8)	10 (38.5)	6 (23.1)	2 (8.7)	6 (26.1)	5 (27.8)	3 (25.0)	3 (27.3)	2 (22.2)	1 (14.3)	-	7 (17.9)	72 (1.9)
金のこと	18 (10.8)	11 (15.1)	2 (4.2)	3 (11.5)	3 (11.5)	2 (8.7)	9 (39.1)	4 (22.2)	6 (50.0)	2 (18.2)	1 (11.1)	-	-	3 (7.7)	46 (2.6)
住居のこと	11 (6.6)	4 (5.5)	1 (2.1)	1 (3.8)	-	-	4 (17.4)	5 (27.8)	2 (16.7)	1 (9.1)	2 (22.2)	-	-	5 (12.8)	25 (2.3)
一方的過ぎる	9 (5.4)	4 (5.5)	3 (6.3)	1 (3.8)	3 (11.5)	3 (13.0)	-	2 (11.1)	-	-	1 (11.1)	-	-	3 (7.7)	20 (2.2)
直接話し合いたかった	9 (5.4)	3 (4.1)	1 (2.1)	1 (3.8)	1 (3.8)	4 (17.4)	-	-	1 (8.3)	-	-	-	-	2 (5.1)	13 (1.4)
被害者にも悪いところがある	8 (4.8)	3 (4.1)	2 (4.2)	5 (19.2)	2 (7.7)	1 (4.3)	1 (4.3)	-	-	-	1 (11.1)	-	-	-	15 (1.9)
その他	13 (7.8)	9 (12.3)	3 (6.3)	2 (7.7)	3 (11.5)	-	1 (4.3)	-	-	1 (9.1)	1 (11.1)	1 (14.3)	-	5 (12.8)	26 (2.0)
延べ回答数	187 (1.1)	90 (1.2)	53 (1.1)	34 (1.3)	30 (1.2)	21 (0.9)	29 (1.3)	24 (1.3)	17 (1.4)	14 (1.3)	13 (1.4)	4 (0.6)	1 (1.0)	42 (1.1)	

注 () 内は、総数に対する比率である。ただし、「延べ回答数」欄の () 内は、延べ回答数を総数で除したものである。

いけない」を挙げた者には、被害者に生計を頼ってきた者が多いのか、半数が「金のこと」を不満としていた。

審尋等への対応による保護命令の受止め方の違いを見たところ、表3-2-18に示したとおり、「一応納得」の比率は大差なかったが、「非常に不満」の比率は、「出頭」12.2%、「不出頭」21.1%と、「不出頭」の者の方が高かった。

表3-2-18 審尋等への対応別加害者の保護命令の受止め方

区分	総数	一応納得	やや不満	不満	非常に不満
総数	136 (100.0)	38 (27.9)	17 (12.5)	61 (44.9)	20 (14.7)
出頭	98 (100.0)	27 (27.6)	15 (15.3)	44 (44.9)	12 (12.2)
不出頭	38 (100.0)	11 (28.9)	2 (5.3)	17 (44.7)	8 (21.1)

注 1 ()内は構成比である。

2 不詳の者30人を除く。

3 保護命令発令からDV行為再発までの日数(退去命令違反者を除く。)

表3-2-19は、保護命令申立直前に認められたDV行為(複数回答)の違いによる、発令からDV行為再発までの日数の長短を4つのカテゴリーに分けて示したものである。「ストーカー行為」のあった者が若干短く(平均27.8日)、「自殺のほのめかし」のあった者が若干長い傾向(平均52.8日)はあったものの、他の行為については特段目立つような差はなかった(平均40~44日)。

表3-2-19 申立直前に認められたDV行為別発令からDV行為再発までの日数

区分	総数	7日以内	8~30日	31~90日	91日以上
総数(複数回答)	136 (100.0)	28 (20.6)	45 (33.1)	41 (30.1)	22 (16.2)
身体的暴力	113 (100.0)	22 (19.5)	38 (33.6)	34 (30.1)	19 (16.8)
精神的暴力	85 (100.0)	19 (22.4)	28 (32.9)	23 (27.1)	15 (17.6)
金銭面での負担	22 (100.0)	5 (22.7)	7 (31.8)	6 (27.3)	4 (18.2)
性的暴力	8 (100.0)	2 (25.0)	3 (37.5)	1 (12.5)	2 (25.0)
ストーカー行為	42 (100.0)	14 (33.3)	15 (35.7)	9 (21.4)	4 (9.5)
自殺のほのめかし	13 (100.0)	1 (7.7)	4 (30.8)	5 (38.5)	3 (23.1)
その他	12 (100.0)	5 (41.7)	4 (33.3)	2 (16.7)	1 (8.3)
延べ回答数	295 (2.2)	68 (2.4)	99 (2.2)	80 (2.0)	48 (2.2)

注 1 ()内は、総数に対する比率である。ただし、「延べ回答数」欄の()内は、延べ回答数を総数で除いたものである。

2 退去命令違反者及び不詳の者を除く。

表3-2-20は、保護命令の申立前及び発令後におけるDV行為の危険性のレベルと、発令からDV行為再発までの日数の関係を見たものである。「申立前」「発令後」を問わず、

被害者が感じた危険性が「生命の危機」であった者については、「7日以内」にDV行為に及んだ者の率が高かった。ただし、「91日以上」の比率も、より危険性の低い行為と比べて高く、必ずしも危険性の高い者は短期間にDV行為再発に及ぶというわけでもなかった。

表3-2-20 DV行為の危険性別発令からDV行為再発までの日数

① 申立前

区 分	総 数	7日以内	8～30日	31～90日	91日以上
総 数	134 (100.0)	28 (20.9)	44 (32.8)	41 (30.6)	21 (15.7)
生命の危機	30 (100.0)	10 (33.3)	6 (20.0)	7 (23.3)	7 (23.3)
治療を要する身体的な怪我又は精神的な不調	48 (100.0)	7 (14.6)	18 (37.5)	15 (31.3)	8 (16.7)
外傷ストレス等で日常生活に支障	56 (100.0)	11 (19.6)	20 (35.7)	19 (33.9)	6 (10.7)

② 発令後

区 分	総 数	7日以内	8～30日	31～90日	91日以上
総 数	136 (100.0)	28 (20.6)	45 (33.1)	41 (30.1)	22 (16.2)
生命の危機	18 (100.0)	7 (38.9)	3 (16.7)	3 (16.7)	5 (27.8)
治療を要する身体的な怪我又は精神的な不調	15 (100.0)	1 (6.7)	7 (46.7)	3 (20.0)	4 (26.7)
外傷ストレス等で日常生活に支障	64 (100.0)	14 (21.9)	24 (37.5)	19 (29.7)	7 (10.9)
それほど大きな問題なし	39 (100.0)	6 (15.4)	11 (28.2)	16 (41.0)	6 (15.4)

注 1 ()内は構成比である。

2 退去命令違反者及び不詳の者を除く。

保護命令発令からDV行為再発までの日数を、保護命令の申立時及び違反時の加害者の居住状況別に見たところ、表3-2-21のようになった。申立時違反時を問わず、「実家」に居住していた者は、それ以外の者に比して日数が短い傾向が見受けられ、3割前後の者が「7日以内」、7割強の者が30日以内にDV行為再発に至っていた。申立時から「不定」であった者の中には、比較的短期間でDV行為に至った者もいたが、申立時には住居があつて違反時に「不定」となった者のDV行為までの日数は、最も早いもので64日後と、他の居住状況の者と比べるとかなり長かった。

加害者の保護命令の受止め方の違いと、発令からDV行為再発までの日数の長短の関係は、表3-2-22のとおりであった。保護命令について「一応納得」していた者は、DV行為に至るまで「7日以内」であった者が12.2%、「91日以上」であった者が22.0%であった(平均48.1日)のに対し、「非常に不満」であった者については、「7日以内」が37.5%、「91日以上」が12.5%となっており(平均33.9日)、命令に対する不満の強い者の方が早期にDV行為に至っている傾向がうかがわれた。

表3-2-21 加害者の居住状況別発令からDV行為再発までの日数

① 保護命令申立時→保護命令違反時

申立時	違反時	総 数	7日以内	8～30日	31～90日	91日以上
総 数		136 (100.0)	28 (20.6)	45 (33.1)	41 (30.1)	22 (16.2)
実 家	総 数	27 (100.0)	9 (33.3)	11 (40.7)	3 (11.1)	4 (14.8)
	実 家	26 (100.0)	8 (30.8)	11 (42.3)	3 (11.5)	4 (15.4)
	知人宅等	1 (100.0)	1 (100.0)	—	—	—
自 宅	総 数	36 (100.0)	7 (19.4)	10 (27.8)	11 (30.6)	8 (22.2)
	実 家	1 (100.0)	—	—	1 (100.0)	—
	自 宅	35 (100.0)	7 (20.0)	10 (28.6)	10 (28.6)	8 (22.9)
借 家	総 数	64 (100.0)	11 (17.2)	21 (32.8)	24 (37.5)	8 (12.5)
	実 家	3 (100.0)	1 (33.3)	2 (66.7)	—	—
	借 家	55 (100.0)	9 (16.4)	19 (34.5)	21 (38.2)	6 (10.9)
	知人宅等 不 定	1 (100.0) 5 (100.0)	1 (100.0) —	— —	— 3 (60.0)	— 2 (40.0)
不 定	不 定	5 (100.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	1 (20.0)
知人宅等 そ の 他	総 数	4 (100.0)	—	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)
	実 家	2 (100.0)	—	1 (50.0)	1 (50.0)	—
	知人宅等	1 (100.0)	—	1 (100.0)	—	—
	不 定	1 (100.0)	—	—	—	1 (100.0)

② 保護命令違反時

区 分	総 数	7日以内	8～30日	31～90日	91日以上
総 数	136 (100.0)	28 (20.6)	45 (33.1)	41 (30.1)	22 (16.2)
実 家	32 (100.0)	9 (28.1)	14 (43.8)	5 (15.6)	4 (12.5)
自 宅	35 (100.0)	7 (20.0)	10 (28.6)	10 (28.6)	8 (22.9)
借 家	55 (100.0)	9 (16.4)	19 (34.5)	21 (38.2)	6 (10.9)
不 定	11 (100.0)	1 (9.1)	1 (9.1)	5 (45.5)	4 (36.4)
知人宅等	3 (100.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	—	—

注 1 ()内は構成比である。

注 2 退去命令違反者及び不詳の者を除く。

表3-2-22 加害者の保護命令の受止め方別発令からDV行為再発までの日数

区 分	総 数	7日以内	8～30日	31～90日	91日以上
総 数	132 (100.0)	27 (20.5)	44 (33.3)	41 (31.1)	20 (15.2)
一応納得	41 (100.0)	5 (12.2)	15 (36.6)	12 (29.3)	9 (22.0)
やや不満	21 (100.0)	5 (23.8)	5 (23.8)	7 (33.3)	4 (19.0)
不 満	54 (100.0)	11 (20.4)	21 (38.9)	17 (31.5)	5 (9.3)
非常に不満	16 (100.0)	6 (37.5)	3 (18.8)	5 (31.3)	2 (12.5)

注 1 ()内は構成比である。

注 2 退去命令違反者及び不詳の者を除く。

加害者の審尋等への対応別に、発令からDV行為再発までの日数を見たところ、表3-2-23に示したとおり、「7日以内」でDV行為再発に至った者の比率は、審尋等に出頭したの方が高かった。ただし、平均日数は、「出頭」した者が37.3日、「不出頭」の者が37.6日で、差はほとんど認められなかった。

表3-2-23 加害者の審尋等への対応別発令からDV行為再発までの日数

区分	総数	7日以内	8～30日	31～90日	91日以上
総数	115 (100.0)	27 (23.5)	37 (32.2)	35 (30.4)	16 (13.9)
出頭	85 (100.0)	22 (25.9)	26 (30.6)	24 (28.2)	13 (15.3)
不出頭	30 (100.0)	5 (16.7)	11 (36.7)	11 (36.7)	3 (10.0)

注 1 () 内は構成比である。

2 退去命令違反者及び不詳の者を除く。

4 加害者の問題意識

表3-2-24は、「保護命令発令前」、「保護命令発令時」、「本件逮捕後」における、加害者の自分の言動に対する問題意識（責任の所在に対する認識）の変化を見たものである。「発令前」を振り返って「自分の言動に問題があった」と考えている者は、その後もほとんどのケースにおいて「自分」に問題があったと考えており、「発令時」や「逮捕後」に問題の所在を「被害者」に帰属させた者はいなかった。全体として、時を追うにつれ、「被害者」→「双方」→「自分」と、より自分の責任を認める方向へ変化させていっている者が多いように見受けられたが、「発令前」の行為について「被害者の行動に問題があった」と考えている者には、「発令時」に「自分」に問題があったと考えた者はおらず、また、「逮捕後」の行為について「自分」に問題があったと考えた者も21.3%にとどまっていた。なお、「発令前」を振り返ったときに「被害者」に問題があったと考えた者のうち44.3%、「双方」に問題があったとした者のうち43.6%が、「発令時」、「逮捕後」まで認識が一貫していた。

表3-2-25は、「保護命令発令前」、「保護命令発令時」、「本件逮捕後」の3つの時点における加害者の自分の言動に対する問題意識（責任の所在に対する認識）を、命令発令後の行為の危険性のレベル別に見たものである。

すべてのレベルにおいて、「発令前」の言動を振り返ったときには、「被害者」あるいは「双方」に問題があったと考えている者の比率が高かったが、「逮捕後」には、「自分」の言動に問題があったと考えている者の比率が最も高くなっていた。

ただし、「外傷・ストレス等で日常生活に支障」を与えた者や「それほど大きな問題なし」の者については、「発令前」、「発令時」においても、「自分の言動に問題があった」とした者の割合が比較的高く、他方、「生命の危機」を感じさせた者については、「被害者の行動に問題があった」と考えている者の比率が他の危険レベルの者と比べて高かった。他罰的で内省力に乏しい者が危険性の高い行為に及びがちであるのか、実際に被害者の問題が大

表 3 - 2 - 24 加害者の問題意識（責任の帰属）の変化

保護命令発令前を振り返っての問題意識（責任の帰属）		保護命令発令時を振り返っての問題意識（責任の帰属）		逮捕後の問題意識	
自分の言動に問題があった	38 (100.0)	自分の言動	33 (86.8)	自分の言動	32 (84.2)
				双 方	1 (2.6)
		双 方	4 (10.5)	自分の言動	3 (7.9)
				双 方	1 (2.6)
特に問題なし	1 (2.6)	自分の言動	1 (2.6)		
被害者の行動に問題があった	61 (100.0)	被害者の行動	50 (82.0)	自分の言動	8 (13.1)
				被害者の行動	27 (44.3)
				双 方	13 (21.3)
				特に問題なし	2 (3.3)
		双 方	10 (16.4)	自分の言動	5 (8.2)
				双 方	5 (8.2)
特に問題なし	1 (1.6)	特に問題なし	1 (1.6)		
双方に問題があった	55 (100.0)	自分の言動	5 (9.1)	自分の言動	4 (7.3)
				双 方	1 (1.8)
		被害者の行動	8 (14.5)	自分の言動	3 (5.5)
				被害者の行動	1 (1.8)
				双 方	4 (7.3)
		双 方	41 (74.5)	自分の言動	15 (27.3)
				被害者の行動	1 (1.8)
				双 方	24 (43.6)
特に問題なし	1 (1.8)	特に問題なし	1 (1.8)		
特に問題はなかった	7 (100.0)	自分の言動	2 (28.6)	自分の言動	2 (28.6)
		被害者の行動	2 (28.6)	被害者の行動	1 (14.3)
				双 方	1 (14.3)
		双 方	1 (14.3)	自分の言動	1 (14.3)
		特に問題なし	2 (28.6)	双 方	1 (14.3)
				特に問題なし	1 (14.3)

注 () 内は「保護命令発令前を振り返っての問題意識（責任の帰属）」の回答数に対する構成比である。

表3-2-25 命令発令後のDV行為の危険性別加害者の問題意識（責任の帰属）

① 保護命令発令前を振り返っての問題意識（責任の帰属）

区 分	総 数	自分の言動 に問題が あった	被害者の行 動に問題が あった	双方に問題 があった	特に問題は なかった
総 数	161 (100.0)	38 (23.6)	62 (38.5)	54 (33.5)	7 (4.3)
生命の危機	18 (100.0)	3 (16.7)	10 (55.6)	5 (27.8)	—
治療を要する身体的な 怪我又は精神的な不調	18 (100.0)	3 (16.7)	9 (50.0)	6 (33.3)	—
外傷ストレス等で 日常生活に支障	78 (100.0)	22 (28.2)	25 (32.1)	26 (33.3)	5 (6.4)
それほど大きな問題 なし	47 (100.0)	10 (21.3)	18 (38.3)	17 (36.2)	2 (4.3)

② 保護命令発令時を振り返っての問題意識（責任の帰属）

区 分	総 数	自分の言動 に問題が あった	被害者の行 動に問題が あった	双方に問題 があった	双方以外に 問題が あった	特に問題は なかった
総 数	163 (100.0)	42 (25.8)	61 (37.4)	55 (33.7)	1 (0.6)	4 (2.5)
生命の危機	18 (100.0)	2 (11.1)	12 (66.7)	3 (16.7)	—	1 (5.6)
治療を要する身体的な 怪我又は精神的な不調	19 (100.0)	3 (15.8)	9 (47.4)	7 (36.8)	—	—
外傷ストレス等で 日常生活に支障	78 (100.0)	24 (30.8)	27 (34.6)	24 (30.8)	1 (1.3)	2 (2.6)
それほど大きな問題 なし	48 (100.0)	13 (27.1)	13 (27.1)	21 (43.8)	—	1 (2.1)

③ 逮捕後の問題意識（責任の帰属）

区 分	総 数	自分の言動 に問題が あった	被害者の行 動に問題 があった	双方に問題 があった	双方以外に 問題が あった	特に問題は なかった
総 数	163 (100.0)	76 (46.6)	30 (18.4)	50 (30.7)	1 (0.6)	6 (3.7)
生命の危機	18 (100.0)	7 (38.9)	6 (33.3)	5 (27.8)	—	—
治療を要する身体的な 怪我又は精神的な不調	19 (100.0)	12 (63.2)	3 (15.8)	4 (21.1)	—	—
外傷ストレス等で 日常生活に支障	77 (100.0)	35 (45.5)	15 (19.5)	23 (29.9)	1 (1.3)	3 (3.9)
それほど大きな問題 なし	49 (100.0)	22 (44.9)	6 (12.2)	18 (36.7)	—	3 (6.1)

注 1 ()内は構成比である。

2 不詳の者を除く。

きいたために対応が過激で危険性の高いものになってしまっているのかは不明なるも、「生命の危機」を感じさせた者については、「逮捕後」においてもなお3分の1の者が問題は「被害者」にあるとしており、「自分の言動に問題があった」とした者の比率は38.9%にとどまった。

「保護命令発令前」と「本件逮捕後」における加害者の自分の言動に対する問題意識の変化を、命令発令前のDV行為についての加害者の認識(複数回答)別に見たところ、表3-

表3-2-26 行ったDV行為に対する加害者の認識別加害者の問題意識(責任の帰属)

① 保護命令発令前を振り返っての問題意識(責任の帰属)

区 分	総 数	自分の言動 に問題が あった	被害者の行 動に問題が あった	双方に問題 があった	特に問題は なかった
総 数 (複数回答)	162(100.0)	38 (23.5)	62 (38.3)	55 (34.0)	7 (4.3)
夫婦喧嘩にすぎない	70(100.0)	12 (17.1)	34 (48.6)	22 (31.4)	2 (2.9)
相手の方が悪い	67(100.0)	4 (6.0)	34 (50.7)	29 (43.3)	—
DV行為はしていない	22(100.0)	1 (4.5)	15 (68.2)	3 (13.6)	3 (13.6)
殴らないと分からない	12(100.0)	2 (16.7)	4 (33.3)	6 (50.0)	—
イライラ、ストレス	9(100.0)	8 (88.9)	—	1 (11.1)	—
カッとなって	8(100.0)	1 (12.5)	1 (12.5)	5 (62.5)	1 (12.5)
飲酒	5(100.0)	3 (60.0)	—	2 (40.0)	—
金欲しさ	5(100.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	—
その他	7(100.0)	4 (57.1)	1 (14.3)	1 (14.3)	1 (14.3)
延べ回答数	205 (1.3)	37 (1.0)	90 (1.5)	71 (1.3)	7 (1.0)

② 逮捕後の問題意識(責任の帰属)

区 分	総 数	自分の言動 に問題が あった	被害者の行 動に問題が あった	双方に問題 があった	双方以外に 問題が あった	特に問題は なかった
総 数 (複数回答)	164(100.0)	76 (46.3)	30 (18.3)	51 (31.1)	1 (0.6)	6 (3.7)
夫婦喧嘩にすぎない	70(100.0)	34 (48.6)	14 (20.0)	20 (28.6)	—	2 (2.9)
相手の方が悪い	66(100.0)	16 (24.2)	15 (22.7)	31 (47.0)	1 (1.5)	3 (4.5)
DV行為はしていない	22(100.0)	8 (36.4)	9 (40.9)	4 (18.2)	1 (4.5)	—
殴らないと分からない	12(100.0)	4 (33.3)	3 (25.0)	5 (41.7)	—	—
イライラ、ストレス	9(100.0)	9 (100.0)	—	—	—	—
カッとなって	8(100.0)	5 (62.5)	—	3 (37.5)	—	—
飲酒	5(100.0)	5 (100.0)	—	—	—	—
金欲しさ	5(100.0)	4 (80.0)	1 (20.0)	—	—	—
その他	6(100.0)	4 (66.7)	—	2 (33.3)	—	—
延べ回答数	203 (1.2)	89 (1.2)	42 (1.4)	65 (1.3)	2 (2.0)	5 (0.8)

注 1 ()内は、総数に対する比率である。ただし、「延べ回答数」欄の()内は、延べ回答数を総数で除いたものである。

2 不詳の者を除く。

2-26のような結果となった。いずれも、「被害者」→「双方」→「自分」と、自分の責任を認める方向に比率が増えていたが、認識として「イライラ、ストレス」、「飲酒」、「金欲しさ」を挙げていた者については、いずれも人数は少ないものの、「発令前」から「自分の言動に問題があった」と考えている者が多かった。また、「相手の方が悪い」、「殴らないと分からない」と考えている者は、逮捕後においても「双方に問題があった」とする者が最も多く、「自分の言動に問題があった」とする者はそれぞれ24.2%、33.3%と、他の認識の者と比べて相対的に少なかった。「DV行為はしていない」と否認している者については、「逮捕後」においても、「被害者の行動に問題があった」とする者の数が、「自分の言動に問題があった」とする者の数を上回っていた。

保護命令発令前を振り返っての加害者の問題意識（責任の所在に対する認識）を審尋等への対応別に見ると、表3-2-27のとおりであった。審尋等に「出頭」した者については25.3%、「不出頭」であった者については18.9%が「自分の言動に問題があった」とし、「出頭」した者のうち33.3%、「不出頭」の者のうち45.9%が「被害者の行動に問題があった」としており、「出頭」した者の方が自分自身の問題性を認識している比率が高い傾向がうかがえた。

表3-2-27 加害者の審尋等への対応別保護命令発令前を振り返っての問題意識(責任の帰属)

区分	総数	自分の言動に問題があった	被害者の行動に問題があった	双方に問題があった	特に問題はなかった
総数	136 (100.0)	32 (23.5)	50 (36.8)	47 (34.6)	7 (5.1)
出頭	99 (100.0)	25 (25.3)	33 (33.3)	38 (38.4)	3 (3.0)
不出頭	37 (100.0)	7 (18.9)	17 (45.9)	9 (24.3)	4 (10.8)

注 1 ()内は構成比である。

2 不詳の者30人を除く。

第3節 保護命令違反に対する処分

保護命令違反の内容別による、本件に対する措置・処分は、表3-3-1のとおりであった。「被害者への接近禁止命令違反」に及んだ者については、同命令違反単独(137人)でも他の違反と併せて行った者を含めて(143人)も、60%近くが「公判請求」となっていたが、「子どもへの接近禁止命令違反」に及んだ者については、「公判請求」となったのは8人中1人(12.5%)だけであり、同命令違反のみ(5人)で公判請求された者はいなかった。「退去命令違反のみ」の者は、「接近禁止命令のみ」の者と比べて公判請求に至った者の比率は低かったが、そのうちの3分の1が実刑となっていた。

表 3-3-1 保護命令違反の内容別本件処分

区 分	総 数	不起訴	略式請求	公判請求	罰 金	単純 執行猶予	保護 観察付 執行猶予	実 刑
総数	166 (100.0)	28 (16.9)	44 (26.5)	94 (56.6)	5 (3.0)	43 (25.9)	26 (15.7)	20 (12.0)
退去命令違反のみ	18 (100.0)	4 (22.2)	5 (27.8)	9 (50.0)	1 (5.6)	3 (16.7)	2 (11.1)	3 (16.7)
被害者への接近 禁止命令違反のみ	137 (100.0)	22 (16.1)	34 (24.8)	81 (59.1)	3 (2.2)	38 (27.7)	24 (17.5)	16 (11.7)
退去命令及び 被害者への接近 禁止命令違反	3 (100.0)	—	—	3 (100.0)	1 (33.3)	2 (66.7)	—	—
子どもへの接近 禁止命令違反のみ	5 (100.0)	1 (20.0)	4 (80.0)	—	—	—	—	—
被害者及び子ど もへの接近禁止 命令違反	3 (100.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)	—	—	—	1 (33.3)

注 () 内は構成比である。

保護命令発令後のDV行為の内容(複数回答)と、本件処分の関係を見たところ、表3-3-2のとおりであった。「自殺のほのめかし」をした者については、全員が公判請求されており、「保護観察付執行猶予」の処分を受けた者の比率が41.7%と高かった。「性的暴力」に及んだ者は5人のみであったが、4人が公判請求、うち実刑が2人であった。

表 3-3-2 保護命令発令後のDV行為別本件処分

区 分	総 数	不起訴	略式請求	公判請求	罰 金	単純 執行猶予	保護 観察付 執行猶予	実 刑
総数(複数回答)	166 (100.0)	28 (16.9)	44 (26.5)	94 (56.6)	5 (3.0)	43 (25.9)	26 (15.7)	20 (12.0)
身体的暴力	18 (100.0)	4 (22.2)	3 (16.7)	11 (61.1)	—	3 (16.7)	5 (27.8)	3 (16.7)
精神的暴力	70 (100.0)	6 (8.6)	15 (21.4)	49 (70.0)	—	24 (34.3)	13 (18.6)	12 (17.1)
金銭面での負担	7 (100.0)	—	2 (28.6)	5 (71.4)	—	2 (28.6)	1 (14.3)	2 (28.6)
性的暴力	5 (100.0)	—	1 (20.0)	4 (80.0)	—	1 (20.0)	1 (20.0)	2 (40.0)
ストーカー行為	121 (100.0)	21 (17.4)	27 (22.3)	73 (60.3)	2 (1.7)	35 (28.9)	22 (18.2)	14 (11.6)
自殺のほのめかし	12 (100.0)	—	—	12(100.0)	1 (8.3)	4 (33.3)	5 (41.7)	2 (16.7)
不退去	22 (100.0)	4 (18.2)	5 (22.7)	13 (59.1)	2 (9.1)	5 (22.7)	3 (13.6)	3 (13.6)
その他	8 (100.0)	1 (12.5)	2 (25.0)	5 (62.5)	—	2 (25.0)	2 (25.0)	1 (12.5)
延べ回答数	263 (1.6)	36 (1.3)	55 (1.3)	172 (1.8)	5 (1.0)	76 (1.8)	52 (2.0)	39 (2.0)

注 () 内は、総数に対する比率である。ただし、「延べ回答数」欄の () 内は、延べ回答数を総数で除したものである。

表3-3-3は、被害者が認めた加害者の保護命令後の行為の危険性と、処分との関係を見たものである。被害者が「生命の危機」を感じた加害者については、「不起訴」処分で終わった者がおらず、「公判請求」となった者が83.3%、「実刑」となった者が22.2%であっ

たのに対し、被害者が「それほど大きな問題なし」と感じた加害者については、「不起訴」処分が終わった者が30.6%、「公判請求」となった者が24.5%、「実刑」となった者が6.1%であった。

表 3 - 3 - 3 保護命令発令後の DV 行為の危険性別本件処分

区 分	総 数	不起訴	略式請求	公判請求	罰 金	単純 執行猶予	保護 観察付 執行猶予	実 刑
総数	165 (100.0)	28 (17.0)	44 (26.7)	93 (56.4)	5 (3.0)	42 (25.5)	26 (15.8)	20 (12.1)
生命の危機	18 (100.0)	—	3 (16.7)	15 (83.3)	—	8 (44.4)	3 (16.7)	4 (22.2)
治療を要する身体的な怪我又は精神的な不調	19 (100.0)	2 (10.5)	6 (31.6)	11 (57.9)	1 (5.3)	4 (21.1)	3 (15.8)	3 (15.8)
外傷・ストレス等で日常生活に支障	79 (100.0)	11 (13.9)	13 (16.5)	55 (69.6)	2 (2.5)	26 (32.9)	17 (21.5)	10 (12.7)
それほど大きな問題なし	49 (100.0)	15 (30.6)	22 (44.9)	12 (24.5)	2 (4.1)	4 (8.2)	3 (6.1)	3 (6.1)

注 1 () 内は構成比である。

2 不詳の者1人を除く。

前科の回数による本件処分の違いを見ると、表 3 - 3 - 4 のとおり、「実刑」となった者の比率は、前科の数が多くなるにつれて高くなっていった。「公判請求」に至った者の比率も、「前科なし」から「前科2犯」の間においては、前科の数が増えるにつれ高くなっていった。

表 3 - 3 - 4 前科の有無・配偶者暴力防止法違反以外の罪名の有無別本件処分

前科の有無	配偶者暴力防止法違反以外の罪名の有無	総 数	不起訴	略式請求	公判請求	罰 金	単純 執行猶予	保護 観察付 執行猶予	実 刑
前科なし	総 数	73 (100.0)	16 (21.9)	27 (37.0)	30 (41.1)	1 (1.4)	12 (16.4)	14 (19.2)	3 (4.1)
	あ り	18 (100.0)	1 (5.6)	5 (27.8)	12 (66.7)	—	4 (22.2)	6 (33.3)	2 (11.1)
	な し	55 (100.0)	15 (27.3)	22 (40.0)	18 (32.7)	1 (1.8)	8 (14.5)	8 (14.5)	1 (1.8)
前科1犯	総 数	39 (100.0)	5 (12.8)	10 (25.6)	24 (61.5)	1 (2.6)	14 (35.9)	6 (15.4)	3 (7.7)
	あ り	14 (100.0)	—	2 (14.3)	12 (85.7)	—	9 (64.3)	3 (21.4)	—
	な し	25 (100.0)	5 (20.0)	8 (32.0)	12 (48.0)	1 (4.0)	5 (20.0)	3 (12.0)	3 (12.0)
前科2犯	総 数	25 (100.0)	2 (8.0)	3 (12.0)	20 (80.0)	3 (12.0)	10 (40.0)	3 (12.0)	4 (16.0)
	あ り	6 (100.0)	—	—	6 (100.0)	—	2 (33.3)	1 (16.7)	3 (50.0)
	な し	19 (100.0)	2 (10.5)	3 (15.8)	14 (73.7)	3 (15.8)	8 (42.1)	2 (10.5)	1 (5.3)
前科3犯以上	総 数	29 (100.0)	5 (17.2)	4 (13.8)	20 (69.0)	—	7 (24.1)	3 (10.3)	10 (34.5)
	あ り	9 (100.0)	1 (11.1)	1 (11.1)	7 (77.8)	—	1 (11.1)	1 (11.1)	5 (55.6)
	な し	20 (100.0)	4 (20.0)	3 (15.0)	13 (65.0)	—	6 (30.0)	2 (10.0)	5 (25.0)

注 () 内は構成比である。

本件に配偶者暴力防止法違反以外の罪名も含まれている者と含まれていない者の比較を前科の数別に行ったところ、いずれにおいても、前者は後者より「不起訴」処分で終わった者の比率が低く、「公判請求」に至った者の比率が高くなっていた。「実刑」となった者の比率も、「前科1犯」の者を除き、配偶者暴力防止法違反以外の罪名も付いている者の方が高い傾向にあった。

DV 行為を伴った前科に限定して処分の違いを見たところ、表 3-3-5 のとおり、回数が増えるにつれ処分が重くなる傾向があり、「前科2犯」の者については3人全員が公判請求され、うち2人が実刑となっていた。なお、DV 行為を伴った前科を3犯以上有する者はいなかった。

表 3-3-5 配偶者暴力を伴った前科の有無別本件処分

配偶者暴力を伴った前科	総数	不起訴	略式請求	公判請求	公判請求			
					罰金	単純執行猶予	保護観察付執行猶予	実刑
総数	166 (100.0)	28 (16.9)	44 (26.5)	94 (56.6)	5 (3.0)	43 (25.9)	26 (15.7)	20 (12.0)
前科なし	150 (100.0)	27 (18.0)	42 (28.0)	81 (54.0)	4 (2.7)	35 (23.3)	26 (17.3)	16 (10.7)
前科1犯	13 (100.0)	1 (7.7)	2 (15.4)	10 (76.9)	1 (7.7)	7 (53.8)	—	2 (15.4)
前科2犯	3 (100.0)	—	—	3 (100.0)	—	1 (33.3)	—	2 (66.7)

注 () 内は構成比である。

表 3-3-6 は、保護命令発令後の DV 行為の危険性と、配偶者暴力防止法違反以外の罪名の有無と、処分の関係を見たものである。発令後の DV 行為の危険性が高かった者ほど、配偶者暴力防止法違反以外の罪名も付いている比率が高く、ほとんどの場合、他の罪名も付いている者の方がそうでない者と比べ、公判請求率、実刑言渡し率ともに高かった。認められた危険性が「生命の危機」の者では、18人中11人(61.1%)に他の罪名が付いており、そのうち10人(90.9%)が公判請求に、3人(27.3%)が実刑になっていた。配偶者暴力防止法以外の罪名には、当然のことながら粗暴事犯が多く、「傷害」のあった者は、いずれの危険レベルにも複数いたが、危険レベルが高い者の方が低い者よりも、全体の傾向として重い措置・処分を受けていた。

保護命令発令から DV 行為再発までの日数と、処分との関係を見ると、表 3-3-7 のとおりであった。公判請求された者の比率はいずれも50~60%であり、日数の長短による特段の差はなかったが、実刑が言い渡された者の比率は、短期間に DV 行為再発に至った者の方が高い傾向がうかがえた。

表 3-3-8 は、保護命令違反の内容別に、警察による警告・指導の回数と処分の関係を見たものである。「退去命令違反」については、警告・指導の回数と処分の間に特段の関係は見られなかったが、「被害者への接近禁止命令違反」については、警告・指導の回数が増えるにつれ、処分が重くなる傾向が認められた。

表 3 - 3 - 6 保護命令発令後の DV 行為の危険性・配偶者暴力防止法違反以外の罪名別
本件処分

発令後の DV 行為 の危険性	配偶者暴力防止法 違反以外の罪名	総 数	不起訴	略式請求	公判請求	罰 金	単純 執行猶予	保護観察付 執行猶予	実 刑
生命の危機	総 数	18 (100.0)	—	3 (16.7)	15 (83.3)	—	8 (44.4)	3 (16.7)	4 (22.2)
	あり	11 (100.0)	—	1 (9.1)	10 (90.9)	—	4 (36.4)	3 (27.3)	3 (27.3)
	放火	1 (100.0)	—	—	1 (100.0)	—	—	1 (100.0)	—
	住居侵入	2 (100.0)	—	—	2 (100.0)	—	1 (50.0)	—	1 (50.0)
	傷害	4 (100.0)	—	1 (25.0)	3 (75.0)	—	—	1 (25.0)	2 (50.0)
	脅迫	1 (100.0)	—	—	1 (100.0)	—	1 (100.0)	—	—
	暴力行為等処罰 に関する法律	2 (100.0)	—	—	2 (100.0)	—	1 (50.0)	1 (50.0)	—
	銃刀法	1 (100.0)	—	—	1 (100.0)	—	1 (100.0)	—	—
なし	7 (100.0)	—	2 (28.6)	5 (71.4)	—	4 (57.1)	—	1 (14.3)	
治療を要す る身体的な 怪我又は精 神的な不調	総 数	19 (100.0)	2 (10.5)	6 (31.6)	11 (57.9)	1 (5.3)	4 (21.1)	3 (15.8)	3 (15.8)
	あり	10 (100.0)	—	3 (30.0)	7 (70.0)	—	3 (30.0)	3 (30.0)	1 (10.0)
	傷害	7 (100.0)	—	—	7 (100.0)	—	3 (42.9)	3 (42.9)	1 (14.3)
	暴行	1 (100.0)	—	1 (100.0)	—	—	—	—	—
	道路交通法	2 (100.0)	—	2 (100.0)	—	—	—	—	—
なし	9 (100.0)	2 (22.2)	3 (33.3)	4 (44.4)	1 (11.1)	1 (11.1)	—	2 (22.2)	
外傷・スト レス等で日 常生活に支 障	総 数	79 (100.0)	11 (13.9)	13 (16.5)	55 (69.6)	2 (2.5)	26 (32.9)	17 (21.5)	10 (12.7)
	あり	19 (100.0)	—	2 (10.5)	17 (89.5)	—	8 (42.1)	4 (21.1)	5 (26.3)
	住居侵入	6 (100.0)	—	—	6 (100.0)	—	3 (50.0)	2 (33.3)	1 (16.7)
	強姦・同致死傷	1 (100.0)	—	—	1 (100.0)	—	—	—	1 (100.0)
	傷害	2 (100.0)	—	1 (50.0)	1 (50.0)	—	1 (50.0)	—	—
	暴行	1 (100.0)	—	—	1 (100.0)	—	1 (100.0)	—	—
	脅迫	2 (100.0)	—	—	2 (100.0)	—	1 (50.0)	—	1 (50.0)
	器物損壊	3 (100.0)	—	1 (33.3)	2 (66.7)	—	1 (33.3)	1 (33.3)	—
	その他の 刑法犯	1 (100.0)	—	—	1 (100.0)	—	—	1 (100.0)	—
	覚せい剤 取締法	1 (100.0)	—	—	1 (100.0)	—	—	—	1 (100.0)
道路交通法	2 (100.0)	—	—	2 (100.0)	—	1 (50.0)	—	1 (50.0)	
なし	60 (100.0)	11 (18.3)	11 (18.3)	38 (63.3)	2 (3.3)	18 (30.0)	13 (21.7)	5 (8.3)	
それほど大 きな問題な し	総 数	49 (100.0)	15 (30.6)	22 (44.9)	12 (24.5)	2 (4.1)	4 (8.2)	3 (6.1)	3 (6.1)
	あり	7 (100.0)	2 (28.6)	2 (28.6)	3 (42.9)	—	1 (14.3)	1 (14.3)	1 (14.3)
	住居侵入	2 (100.0)	—	—	2 (100.0)	—	—	1 (50.0)	1 (50.0)
	傷害	3 (100.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)	—	1 (33.3)	—	—
	器物損壊	1 (100.0)	—	1 (100.0)	—	—	—	—	—
	覚せい剤 取締法	1 (100.0)	1 (100.0)	—	—	—	—	—	—
なし	42 (100.0)	13 (31.0)	20 (47.6)	9 (21.4)	2 (4.8)	3 (7.1)	2 (4.8)	2 (4.8)	

注 () 内は構成比である。

表 3 - 3 - 7 発令から DV 行為再発までの日数別本件処分

区 分	総 数	不起訴	略式請求	公判請求	罰 金	単純 執行猶予	保護 観察付 執行猶予	実 刑
総 数	136 (100.0)	24 (17.6)	38 (27.9)	74 (54.4)	3 (2.2)	32 (23.5)	23 (16.9)	16 (11.8)
7日以内	28 (100.0)	2 (7.1)	9 (32.1)	17 (60.7)	—	6 (21.4)	5 (17.9)	6 (21.4)
8～30日	45 (100.0)	10 (22.2)	12 (26.7)	23 (51.1)	—	11 (24.4)	7 (15.6)	5 (11.1)
31～90日	41 (100.0)	10 (24.4)	10 (24.4)	21 (51.2)	2 (4.9)	11 (26.8)	4 (9.8)	4 (9.8)
91日以上	22 (100.0)	2 (9.1)	7 (31.8)	13 (59.1)	1 (4.5)	4 (18.2)	7 (31.8)	1 (4.5)

注 1 () 内は構成比である。

2 退去命令違反の者及び不詳の者を除く。

表 3 - 3 - 8 保護命令違反の内容及び保護命令発令後に警察から受けた警告・指導の回数別本件処分

保護命令違反の 内容	警告の 回数	総 数	不起訴	略式請求	公判請求	罰 金	単純 執行猶予	保護 観察付 執行猶予	実 刑
総 数		165 (100.0)	28 (17.0)	44 (26.7)	93 (56.4)	5 (3.0)	42 (25.5)	26 (15.8)	20 (12.1)
退去命令違反のみ	なし	8 (100.0)	1 (12.5)	3 (37.5)	4 (50.0)	1 (12.5)	1 (12.5)	—	2 (25.0)
	1回	4 (100.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	—	—	1 (25.0)	—
	2回以上	6 (100.0)	1 (16.7)	1 (16.7)	4 (66.7)	—	2 (33.3)	1 (16.7)	1 (16.7)
被害者への接近禁止命令違反のみ	なし	103 (100.0)	18 (17.5)	28 (27.2)	57 (55.3)	3 (2.9)	27 (26.2)	15 (14.6)	12 (11.7)
	1回	25 (100.0)	3 (12.0)	6 (24.0)	16 (64.0)	—	7 (28.0)	6 (24.0)	3 (12.0)
	2回以上	8 (100.0)	1 (12.5)	—	7 (87.5)	—	3 (37.5)	3 (37.5)	1 (12.5)
退去命令及び被害者への接近禁止命令違反	なし	1 (100.0)	—	—	1 (100.0)	1 (100.0)	—	—	—
	2回以上	2 (100.0)	—	—	2 (100.0)	—	2 (100.0)	—	—
子どもへの接近禁止命令違反のみ	なし	5 (100.0)	1 (20.0)	4 (80.0)	—	—	—	—	—
被害者及び子どもへの接近禁止命令違反	なし	3 (100.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)	—	—	—	1 (33.3)

注 1 () 内は構成比である。

2 不詳の者1人を除く。

第 4 節 保護命令違反の具体的な事例の紹介

保護命令違反には、加害者の根深い問題性、加害者の生活状況、被害者の行動や態度、子どもの養育問題、両者間の葛藤や異性関係等、様々な要因や事情が絡み合っている。こうした実情を紹介するため、以下の保護命令違反事例を参考までに紹介しておきたい。

① 被害者への執着の強さからの接近禁止命令違反事例

加害者は、審尋等において暴力の事実を認め、保護命令が発令されたが、被害者に会いたいという気持ちを抑えられず、何度も電話をかけていたところ、電話での連絡が取れなくなったことから、被害者の避難先に赴き、被害者につきまとうとともに、被害者が乗っている車の前に飛び出し、その進行を妨害して、接近禁止命令違反によって逮捕されたもの。

② 被害者に見放されて逆上した接近禁止命令違反事例

被害者は、自己のみならず子どもにも暴力を振るう加害者に対して「もうやり直すつもりはこれっぽっちもない」と考え、保護命令を申し立てた。これに対して加害者が逆上し、被害者の勤務先に行き、車に乗っていた被害者に近づき、ドアを開けろとレンチで脅したところ、接近禁止命令違反で逮捕されたもの。

③ 保護命令を軽視した接近禁止命令違反事例

加害者は、審尋等に出頭せず、保護命令発令後も被害者を巧みに脅迫し続けて繰り返し会い、肉体関係を持つなどしていたが、被害者が生活に必要な荷物を持ち出すために自宅に立ち寄ったところにも現れ、接近禁止命令違反で逮捕されたもの。

④ 保護命令発令手続で不満を増長させた接近禁止命令違反事例

加害者は、裁判所から審尋の呼出を受け、両親とも相談し、「裁判所できちんと自分の意見を言うべきだ」と決め、出頭した。事実関係について、申立書の内容について一つ一つ事実との相反等に関し弁明するも、裁判官から「それは関係ありません。こうして怪我をした診断書が出されているのですから、あなたが暴力を振るったのは間違いないことです。これから審議しますから。」と言われ、その後、保護命令が発令され、「書類を読むように。」と言われたことで、「最初から結論ありきだった」と思い込み、不満を募らせた。そこで、同日中に妻の実家に赴いて面会を求め、接近禁止命令違反で逮捕されたもの。

⑤ 保護命令発令手続に反発した退居命令違反事例

審尋に出頭した加害者は、終了後、「こんなの裁判といえるか。突き飛ばした事実は

間違いないと言ったら、こっちの言い分も聞かず、いきなり、『言い渡します。』と言われた」と興奮。「家は出ない」と宣言し、その後の警察からの警告も無視していたところ、3日後に退去命令違反により逮捕されたもの。

⑥ 子どもの養育が絡んだ接近禁止命令違反事例

被害者は、子ども2人を連れて家出し、2週間の退去命令、6か月間の自己及び子に対する接近禁止命令を申し立てた。ところが、被害者は、従前からの浮気相手と生活するため、発令後、保護命令の取消しを申し立てた上、加害者に連絡することなく子ども2人を加害者宅に帰らせ、改めて自己に対する接近禁止命令のみ申し立てた。その後、たまたま被害者の居所を知った加害者が、今後の子どもの養育について話し合うために被害者宅を訪ねたところ、接近禁止命令違反で逮捕されたもの。

⑦ 金銭問題からの接近禁止命令違反事例

被害者が、家出した後、保護命令を申し立て、2週間の退去命令違反と6か月間の接近禁止命令が発令されたが、平素から加害者に収入や預金のすべてを渡されていた被害者が、家出の際、ほとんどの預金口座の通帳、家の権利書、保険証書等財産関係書類や実印等を持ち出してしまったため、これを問い質そうと加害者が被害者の居所に赴いたところ、接近禁止命令違反で逮捕されたもの。

⑧ 被害者との葛藤の連続から暴力を繰り返した違反事例

従前から別居していた被害者（自営業経営）が自己の収入を一切家庭に入れず、加害者が借金をして子の教育費や保険料、税金等を支払っていたところ、さらに被害者が加害者名義の保険を相談なく解約して解約金を引き出すなど、財産関係で加害者にとって不本意な状況があった。そのような中、被害者の浮気の疑いが濃くなったと思った加害者は、被害者と口論の上、暴力を振るい、接近禁止命令を受けるに至った。その後、加害者は、浮気を疑う相手と2人で車中にある被害者に偶然出くわし、追跡して接近禁止命令違反に及び、この行為により保護観察付執行猶予の処分が言い渡された。これに対し、加害者は、「自分だけが悪者にされた」と不満を募らせ、被害者に対する傷害事件を起こして逮捕されたもの。

⑨ 生活苦と疾病を抱えた退去命令違反事例

加害者は、腰の持病のため失業し、就職活動しても職が見つからない状態であった。被害者が子連れで家出した後、2週間の退去命令を受けたが、所持金（60円のみ）も車のガソリンもほとんどなく、自宅にあった米などを食べて生活していたところ、退去命令違反で逮捕されたもの。

⑩ 転居の見込みが立たず退去命令違反となった事例

加害者（70歳）は、50歳代まで安定した就労生活を送るも、身体疾患と高齢のため以後無職。被害者が家出した後、退去命令（2か月間）を受けたが、貸金庫の鍵等を被害者に持ち出されていたこともあり、所持金がなく、自宅以外で2か月生活する場を確保できる見込みがなかったことから、逮捕もやむなしとして自宅で生活していたところ、退去命令違反で逮捕されたもの。

⑪ 子どもへの愛着から子どもへの接近禁止命令違反を犯した事例

加害者は、被害者及び子（被害者の連れ子2人及び実子1人）に対する接近禁止命令を受けており、被害者との離婚については合意していたが、被害者に多額の借金があったこともあり、実子の親権については争っていた。そのような状態の中、加害者は、実子に会いたいという思いを募らせ、実子の幼稚園の入園式に参加するため同所に赴き、接近禁止命令違反により逮捕されたもの。

⑫ 浮気を糾弾する目的で接近禁止命令違反を犯した事例

加害者は、被害者の家事の怠慢や浮気への反発から被害者に暴力を振るうようになり、接近禁止命令が発令されたが、民事裁判における証拠にするとの理由から、被害者が自動車内で浮気相手とともにいたところに接近して写真を撮るなどし、接近禁止命令違反で逮捕されたもの。

⑬ 被害者への嫌がらせをする目的で接近禁止命令違反を犯した事例

加害者は、飲酒の上、被害者に暴力を振るうことが度々あり、アルコール依存のため入院するまでになっていたが、それでも飲酒をやめず、被害者に対する暴力を続けていたことから、被害者は、家を出て、保護命令の申立てを行った。しかし、加害者

は、被害者の避難先を見つけ出し、同所に赴いては、自動車のワイパーを折り曲げたり、ガスの配線を切ったりといった嫌がらせ行為をするようになったため、接近禁止命令違反により逮捕されたもの。

⑭ 別居理由について会って話し合いたいとの理由で接近禁止命令違反を犯した事例

被害者は、加害者による執拗な嫌がらせや暴力から逃れるために、加害者に何も言わずに婦人相談所に避難し、保護命令の申立てを行い、接近禁止命令が発令された。加害者は、審尋にも出頭しなかったことから、突然家を出ていった被害者の気持ちが分からず、また、なぜ保護命令を申し立てたのか会って話し合いたいと考え、被害者の避難先を探し当て、その近所をはいかいし、接近禁止命令違反により逮捕されたもの。

⑮ 被害者が警察に連絡するはずがないと考え退去命令に違反した事例

加害者は、退去命令及び被害者への接近禁止命令を受けていたが、退去命令の期間中に自宅へ戻り、被害者といわゆる家庭内別居の状態で生活していた。被害者は、改めて保護命令を申し立て、退去命令及び接近禁止命令が再度発令されたが、加害者は、これまで一緒にいたのだから被害者が警察に連絡するようなことはないだろうと考え、自宅で寝ていたところ、退去命令違反により逮捕されたもの。

第5節 保護命令違反の再犯事例の紹介

本調査における加害者(166人)の中には、配偶者暴力防止法に基づく保護命令違反により検挙され、裁判を受けた後、再び、同一の被害者に対して同法に基づく保護命令違反を犯し、検挙された者が6人いた。本節ではそれら6人の事例を紹介し、それぞれに見られる特徴について検討する。

1 回目の保護命令発令中に2度の保護命令違反を犯した事例(3例)

事例①

加害者は、同居していた配偶者である被害者の実父が死亡して以降、飲酒の上、被害者に暴力を振るうようになり、さらに、加害者は怪我をしてから仕事もほとんどせず、飲酒の頻度が増すにつれ、被害者への暴力の回数が増したことから、被害者は保

護命令の申立てを行った。しかし、加害者は住居から退去しようとしなかったため、保護命令違反（退去命令違反）により検挙（1度目）された。

加害者は裁判中に被害者と離婚をしたが、被害者との離婚に不満を持ち、被害者に嫌がらせをしようと考え、判決言渡し（懲役8月執行猶予4年）の5日後に、被害者の勤務先に押し掛けるなどしたため、保護命令違反（接近禁止命令違反）により検挙（2度目）された。

事例②

加害者は、些細なことから内縁である被害者に暴力を振るっていたところ、被害者の浮気を邪推し激しく暴力を振るうようになった。被害者は、保護施設に避難したが、被害者の避難先を突き止めた加害者からしつこくつきまとわれたため、内縁関係解消の調停並びに保護命令の申立てを行った。しかし、加害者はつきまといを止めず、被害者に噛み付くなどしたため、保護命令違反（接近禁止命令違反）により検挙（1度目）された。

加害者は、被害者が前刑裁判に至る過程の調停の場等において、種々の嘘を言っていたとして、被害者にその事実を認めさせ、謝罪させようと考え、判決言渡し（懲役1年6月執行猶予3年）の翌日の朝、被害者の自宅に押し掛けたため、保護命令違反（接近禁止命令違反）により検挙（2度目）された。

事例③

加害者は、飲酒の上、配偶者である被害者に暴力を振るうことを繰り返したため、被害者は加害者と別居を始めた。しかし、その後も加害者が、深夜に飲酒の上、被害者のアパートに赴き大声を出し、臨場した警察官に暴行を加える（公務執行妨害により起訴猶予）などしたため、被害者は保護命令の申立てを行った。しかし、加害者は、飲酒の上、子どもにお菓子を渡すとの名目で深夜に被害者のアパートに赴いたため、保護命令違反（接近禁止命令違反）により検挙（1回目）された。

加害者は、被害者に対して未練があったことから、被害者居住のアパート近くに転居するなどしていたところ、判決言渡し（罰金30万円）の3日後、被害者の勤務先に赴いたため、保護命令違反（接近禁止命令違反）により検挙（2度目）された。

保護命令が2回発令され、そのそれぞれで保護命令違反を犯した事例（3例）**事例④**

加害者は、仕事を辞めてから飲酒の上、配偶者である被害者に暴力を振るうようになったため、被害者は実家へ戻り、婚姻関係解消の調停並びに保護命令の申立てを行った。しかし、被害者に会いたいと考えた加害者は、被害者が避難している実家へ赴き、被害者に付きまとうとともに、実子を連れて自宅に戻ったため、保護命令違反（接近禁止命令違反）により検挙（1回目）された。

加害者は、裁判により罰金30万円の刑に処せられたが、調停の不調後、離婚訴訟となっていた被害者に対して、再度の保護命令が発令されていたにもかかわらず、被害者の勤務先に赴き、被害者に離婚訴訟を取り下げてよりを戻すよう迫るなどつきまとったため、保護命令違反（接近禁止命令違反）により検挙（2度目）された。

事例⑤

加害者は、自営業の経営の悪化から借金を背負ったこともあり、飲酒の上、配偶者である被害者に暴力を振るうようになった。被害者は加害者と別居したが、加害者がその別居先に侵入する（住居侵入により罰金）などしたため、被害者は婚姻関係解消の調停並びに保護命令の申立てを行った。しかし、加害者は釈放された後、被害者と離婚したくないという気持ちから、被害者の別居先に赴き、被害者所有の自動車に傷を付ける等したため、保護命令違反（接近禁止命令違反）により検挙（1回目）された。

加害者は、裁判により懲役3月執行猶予3年の判決を受けたが、調停の不調後、離婚訴訟となっていた被害者に対して、再度の保護命令が発令されていたにもかかわらず、被害者への憤まんから直接会って話をしたいという気持ちを抑えることができず、離婚届を渡すという名目で被害者の別居先に赴き、玄関先に応対に出た長女の制止を振り切り、部屋内をはいかいし、直ちにその場から帰らなかったため、保護命令違反（接近禁止命令違反）により検挙（2度目）された。

事例⑥

加害者は、飲酒の上、些細なことから頻繁に内妻である被害者に暴力を振るっていたが、同居していた被害者の連れ子に対し、性的関係を迫るなどした上、椅子を投げつける（傷害、器物損壊により単純執行猶予）などしたため、被害者は加害者の裁判中に保護命令の申立てを行った。しかし、加害者は執行猶予付判決により釈放された

当日、被害者に自宅の鍵を預けるという名目で、被害者の避難先に赴いた上、鉢合わせとなった被害者を追いかけるなどしたため、保護命令違反（接近禁止命令違反）により検挙（1回目）された。

加害者は、裁判により懲役6月の判決を受け、服役したが、釈放前に被害者に対する再度の保護命令が発令されていたことを知りながら、実子にプレゼントを渡す目的で被害者の避難先に赴いたため、保護命令違反（接近禁止命令違反）により検挙（2回目）された。

1 加害者と被害者の関係

加害者の年齢は、30代1人、40代2人、50代3人であり、被害者の年齢は、30代1人、40代3人、50代2人であった。加害者と被害者の年齢差を見ると、加害者が年長2人で、最も離れている者で9歳、同じ年齢1人、加害者が年少3人で、最も離れている者で3歳であった。

加害者と被害者の婚姻等関係の経過は、表3-5-1のとおりである。

表3-5-1 加害者と被害者の婚姻等関係の経過

区 分	保護命令申立前	1回目 保護命令発令後	1回目 保護命令違反時	2回目 保護命令違反時
配偶者	3	—	—	—
離婚調停・訴訟中	1	4	4	1
元配偶者	—	1	1	3
内縁関係	2	—	—	—
元内縁関係	—	1	1	2

注 「離婚調停・訴訟中」には、内縁関係解消調停・訴訟中を含む。

加害者と被害者の婚姻等関係の経過を見ると、1回目の保護命令申立前には、配偶者であった者3人、内縁関係にあった者2人、離婚調停中であった者1人であったものが、2回目の保護命令違反時には、元配偶者3人、元内縁関係2人、離婚訴訟中1人となり、関係解消の動きが進んだことが分かる。

表3-5-2及び表3-5-3は、被害者と加害者の就労状況等について見たものである。

表 3 - 5 - 2 加害者の勤労状況の経過

区 分	同居開始時	1回目 保護命令申立時	1回目 保護命令違反時
ほぼ皆勤状態	4	2	2
病休, 怠休, 不就労がやや目立つ	2	—	—
病休, 怠休, 不就労が多い	—	1	—
ほとんど就労せず	—	3	4

表 3 - 5 - 3 加害者と被害者の1回目の保護命令違反時の勤労状況の関係

区 分		加害者	
		ほぼ皆勤状態	ほとんど就労せず
被害者	常勤	1	1
	自営 (手伝いを含む)	—	1
	アルバイト, パート	—	1
	無職	1	—
	不詳	—	1

加害者の就労状況の経過を見ると、被害者と同居を開始したころには認められなかったほとんど就労していない者が1回目の保護命令違反時には増えている。1回目の保護命令違反時にほとんど就労していなかった加害者4人の被害者の職業を見ると、常勤、自営(手伝いを含む)、アルバイト・パート等で職業に就いていた者が3人であったことから、被害者が家計を支えていたことがうかがえる。家計への貢献の状況を見ても、1回目の保護命令申立時には家計について主として配偶者に依存していた者が増えており、また、加害者の浪費や借金の経過を見ると、1回目の保護命令違反時には同居開始時と比べ借金のあった者が増えていた。

保護命令申立ての頃の加害者・被害者それぞれの疾病の有無について見ると、加害者において疾病が認められた者はいなかったが、被害者において加害者との関係の中で急性ストレス障害を発症した者がいた。

加害者のうち、配偶者暴力防止法違反以外の前科のある者は3人であり、そのうち2人は粗暴な犯罪と言える傷害の前科を有している。この2人は受刑歴を有しているが、その他の4人には受刑歴はなかった。なお、暴力団加入歴のあった者は1人である。

加害者のうち、薬物の使用経験があった者は2人、酒癖が悪いなどの飲酒に関して顕著な問題が認められた者が5人、ギャンブルのために浪費をするなどのギャンブルについて顕著な問題が認められた者が1人いた。

加害者のうち、被害者以外へのDV行為が認められた者は2人であり、前の交際相手が1人、同居している被害者の連れ子1人であった。

2 保護命令の内容と保護命令違反の態様

裁判所から発令された1回目の保護命令の内容を見ると、6人全員に対して被害者への接近禁止命令が発令されていたほか、退去命令を伴う者が1人、子どもへの接近禁止命令を伴う者が1人いた。このうち、2回目の保護命令が発令された者は3人であり、3人全員に対して被害者への接近禁止命令が発令されていたほか、子どもへの接近禁止命令を継続して伴う者が1人いた。1回目の保護命令と1回目の保護命令違反の態様との関係を見ると、退去命令を伴っていた1人は退去命令違反を犯しており、子どもへの接近禁止命令を伴っていた1人は、1回目の被害者への接近禁止命令違反後、子どもを自宅へ連れ去っていた。

保護命令違反の内容を見ると、1回目は、被害者への接近禁止命令違反が5人、退去命令違反が1人であり、2回目は、全員が被害者への接近禁止命令違反であった。

保護命令違反による処分結果について見ると、1回目は、単純執行猶予3人(懲役1年6月1人、懲役8月1人、懲役3月1人)、罰金2人(30万円2人)、実刑1人(懲役6月)であり、2回目は、実刑4人(懲役10月1人、同6月2人、同5月1人)、単純執行猶予1人(懲役6月)、保護観察付執行猶予1人(懲役10月)であった。それぞれの処分内容の経過を見ると、表3-5-4のとおりである。

表3-5-4 加害者の処分内容の経過

1回目	→	2回目	人員
単純猶予	→	保護観察付猶予	1
単純猶予	→	実刑	2
罰金	→	単純猶予	1
罰金	→	実刑	1
実刑	→	実刑	1

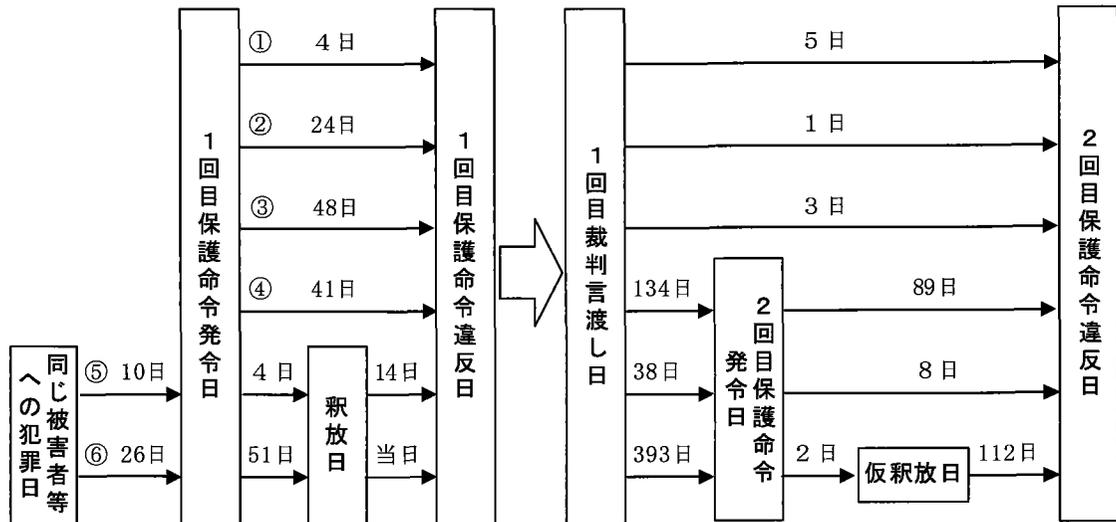
保護命令違反時の飲酒の状況を見ると、飲酒をしていた者は、1回目が4人、2回目が3人であった。1回目の保護命令申立直前に認められたDV行為における飲酒の影響を見ると、非常に強く認められる者が3人、認められる者が2人であり、また、上記したように酒癖が悪いなどの飲酒に関して顕著な問題が認められた者が5人であったことを考え合わせると、保護命令違反の再犯に際しても飲酒との関連がうかがえる。

3 各事例の経過等

1回目の保護命令発令日から2回目の保護命令違反を犯すまでの経過はそれぞれであるが、それらをまとめたものが、図3-5-5である。

1回目の保護命令発令日から1回目の保護命令違反日までの期間をみると、最も短いのは事例①の4日の者であり、この者は退去命令違反により検挙されていた。なお、事例⑤

図3-5-5 保護命令違反等に係る経過一覧表



及び⑥は、保護命令違反と同じ被害者等に対する犯罪で検挙され、その勾留中に保護命令の申立て及び発令がなされていた。したがって、釈放日までは被害者に対する接近等は物理的にできない状況であった。

1回目の保護命令違反にかかる裁判の言渡し日から2回目の保護命令違反日までの経過を見ると、2回目の保護命令の発令がなかった者（1回目の保護命令の期間中に再度の保護命令違反を犯した者）は3人で、それぞれ1日、3日、5日と1回目の保護命令違反にかかる裁判の言渡しがあつたにもかかわらず極めて短期間のうちに2回目の保護命令違反を犯している。

それぞれの事例ごとに、2回目の保護命令違反に至った経過等を見ると、①の事例は、保護命令違反の再犯事例の6事例のうち、1回目の保護命令違反発令日から1回目の保護命令違反日までの日数が最も短い。今回の事例の中で唯一の退去命令違反者である。加害者は1回目保護命令発令にかかる審尋に出頭しておらず、保護命令の発令に非常に不満（激高）を持っていた。不満の理由として、「被害者が裁判所に訴えたこと」、「子どもに会えなくなること」、「金のこと」及び「住居のこと」が認められた。「住居のこと」については、加害者が被害者と婚姻した際に婚養子となり、被害者の実家で生活していたことが一因であることがうかがえる。なお、このことは加害者の配偶者暴力の開始とも関係していると思われる。配偶者に対する暴力の開始は同居していた義父（被害者の実父）の死去以降であった。1回目保護命令発令後、加害者は警察から保護命令の内容の説明及び退去の説得を受けたが、これを無視し、最後には怒号し暴れ出すまでになったため検挙されている。

加害者は、1回目の裁判において離婚に納得していると話していたが、被害者の職場に裁判言渡しの5日後に押し掛け、大声で怒鳴るなどのつきまといを行い、2回目の保護命令違反を犯している。被害者とは1回目の裁判中に離婚したが、加害者は2回日本件時、「警察から出るために離婚届に判を押したんだ。離婚するつもりなどなかった。」と被害者

の職場で騒いだことから、被害者との離婚に納得しておらず、関係を修復したいという気持ちを持っていたものと推察される。その一方で、金銭を要求したり、被害者の職場の上司に被害者を「クビにしろ。」などと話したりするなど、嫌がらせの意図もあったようである。

②の事例は、暴力団加入歴があり、傷害の前科による受刑歴のある加害者の起こした事例である。加害者には粗暴な傾向が認められ、被害者のほかに、以前交際していた女性に対しても暴力を振るっていた。被害者は加害者からの暴力により精神疾患を発症し、加害者から逃れるため保護施設に避難するなどしたが、加害者は避難先を突き止め、同所に押し掛けていた。保護命令の発令にかかる審尋には出頭しているが、決定には「一方的すぎる。」と非常に不満（激高）を持ち、抗告の申立てを行っている（却下）。保護命令に不満を持っていた加害者は、「一方的に自分が悪いことになっている。」という気持ちから、被害者の新しい避難先も突き止め、被害者につきまといをしたことから検挙されている。

加害者は、裁判では「被害者の言い分は納得できませんでしたが、もう縁を切ると決心しています。」と話していたが、裁判言渡しの翌日に「被害者がうそをついている。」との気持ちから「一言謝らせたい。」と思い、被害者の自宅に赴き、2回目の保護命令違反を犯している。保護命令違反への計画性や積極性が認められ、検挙されることへ逡巡するどころか、むしろ逮捕されても構わないとの態度であり、裁判中から怒りや憎しみの感情を持っていたものと推察される。

③の事例は、加害者の飲酒の上での暴力により被害者は別居を開始し、離婚調停の申立てを行った。しかし、加害者は被害者との関係修復を希望しており、飲酒をしては被害者の自宅に赴き、同所前にて大声で叫ぶなどしていたため、臨場した警察官とトラブル（公務執行妨害により起訴猶予）になるなどしており、そのため被害者は保護命令の申立てを行っている。加害者は保護命令発令にかかる審尋には出頭しておらず、保護命令の発令に非常に不満（激高）を持っており、その理由は、「被害者が裁判に訴えたこと」、「申立内容に事実誤認があること」、「子どもに会えなくなること」などであった。加害者は本件当日も飲酒の上被害者自宅に赴き、つきまといをしたため検挙されている。

加害者は、裁判では、自分自身の行動が子どもの教育上好ましくないことを十分理解している旨を強調し、被害者に近づくことのない決意を話していたが、裁判中に被害者自宅の近くに転居するなど、被害者に執着しているところがうかがえた。また、略式請求による罰金に対して、保護命令が発令されたことや罰金額の高さへの不満から正式裁判請求を行うなど、判決への不満を抱いていたこともうかがえた。加害者は、判決言渡し日の3日後、飲酒の上、被害者職場に赴き、つきまといをしたため検挙されている。なお、検挙された後に、実子に手紙を送り、被害届の取下げを被害者に頼むよう指図するなど、自己保身を図るようなところも見られた。

④の事例は、加害者は、仕事をしなくなった後、飲酒の上、被害者に暴力を振るうよう

になったため、加害者から保護命令の申立てがなされている。加害者は1回目の保護命令にかかる審尋に出頭しておらず、警察から保護命令についての説明を受けたが、「子どもに会えなくなる。」との気持ちから不満を持っていた。その後、加害者は、自動車運転中に偶然、被害者の運転する自動車を見かけ、「被害者に会いたい。」「子どもに会いたい。」との気持ちから、そのまま被害者の自動車の後をつけて、被害者実家へ赴き、つきまといをしたことにより検挙されている。なお、加害者には被害者との子どもへの接近禁止命令も発令されていたが、本件当日、被害者につきまといをした後、実子を加害者実家へ連れ帰っている。

加害者は、その後、離婚調停が不調となり、離婚訴訟となっていた被害者に対して、「よりを戻したい。」「訴訟を取り下げてもらいたい。」との気持ちを募らせ、また、被害者が被害者職場に出入りする男性と浮気をしているなどと邪推し、2回目の保護命令が発令されてきたにもかかわらず、飲酒の上、被害者職場に赴き、被害者へのつきまといを行った。

⑤の事例は、加害者による保護命令違反の以前に、同じ被害者に対する犯罪(住居侵入)があった事例である。被害者は加害者からの暴力や加害者の不就労から離婚を決意し、別居を開始したところ、加害者は「一緒に生活したい。」との気持ちを持っており、生活状況をうかがうために住居侵入を犯している。この住居侵入事件があったため被害者は保護命令の申立てを行い、加害者の勾留中に保護命令の発令がなされているが、加害者は「割と簡単に出された。」「裁判官にもっと話を聞いてもらいたい。」との気持ちを持っていた。保護命令の発令後も、加害者は飲酒の上被害者自宅に赴くことを繰り返しており、その際、被害者所有の自動車に傷をつけるなどの行為も行っており、本件当日も「一緒に生活できるようになりたい。」との気持ちを抑えられず、飲酒の上、被害者自宅に赴き、つきまといを行っている。

加害者は、裁判では、「感情的になり違反をしてしまったが、みんなが心配してくれているのでもうしません。」と話していたが、その後の離婚に向けての話合いでは加害者が一方的に話をするなど被害者との関係修復を強く希望していた。被害者の申立てによる2度目の保護命令が決定された後、加害者は送達された保護命令書を内容に「不服がある。」「一方的に出され、こっちにも言い分がある。」と同書を裁判所に送り返している。しかし、抗告は行っておらず、警察からその効力を説明され、指導・警告を受けた翌日に、被害者に対する「直接会って話し合いたい。」との気持ちから、被害者自宅に赴き、長女の制止も聞かず、被害者へのつきまといを行っている。なお、本件では2回目の裁判中に、離婚をし、今後一切の接触はしないことを約し、被害者は寛大な判決を求めることなどを内容とする和解が成立しており、それが量刑の理由として考慮されたことなどもあるためか、実刑判決とはならなかった。

⑥の事例は、加害者には受刑歴があり、粗暴な傾向も認められるところ、飲酒の上、些細なことから被害者に暴力を振るっており、1回目の保護命令違反の前に、被害者の連れ

子に対する傷害事件を起こしたほか、同人に性的関係を迫るなどの行為が見られたため、被害者によって加害者の拘留中に保護命令が申し立てられた。しかし、加害者は、被害者がギャンブルに熱中し、子ども(実子)の世話をきちんとしないとの気持ちを持っており、上記傷害事件の判決が出され釈放された当日に被害者の自宅に赴き、つきまといをしたことにより検挙されている。

加害者は、1回目の保護命令違反により実刑判決を受けたが、被害者は加害者に対する畏怖の気持ちを持っていたことから、加害者が受刑中に保護命令の申立てを行い、仮釈放される直前に保護命令が発令されている。加害者の仮釈放後、加害者による被害者への接触は認められていないが、実子の誕生日にケーキを渡したいと考えたことから、被害者の避難する被害者実家に赴き、2回目の保護命令違反を犯している。

4 まとめ

ここまで保護命令違反の再犯事例を見てきたが、加害者6人ともDV行為の理由を「夫婦喧嘩にすぎない。」との認識を持っていた。その結果、保護命令に対して激昂していた者3人を含めて全員が納得していない(1回目の保護命令に対する受止め方)様子であった。加害者の保護命令に対する不満の内容(複数回答)を見ると、被害者との間に実子がいた5人は、全員が「子どもに会えなくなる等」の不満を抱いており、その他、「被害者が裁判所に訴えたこと」、「お金や住居のこと」、「被害者の申立内容に事実誤認がある」、「一方的すぎる」などが認められた。

加害者の保護命令違反に関する理由(複数回答)を見ると、「関係を修復するため」が1回目、2回目とも最も多く認められ、その他1回目では「子どもを守るため」、「法律が介入する問題ではない」、「嫌がらせをしたい」、「警察に連絡するはずがない」などが認められ、2回目では、「嫌がらせをしたい」、「子どもに会いたい」、「浮気を糾弾するため」などが認められた。

第6節 ロジスティック回帰分析による検討

これまでは、DV行為の危険性と加害者の属性、加害者の問題認識のように、DV行為の態様とそれに影響を与えらると思われる各要因との関係を個別に分析した。本節では、先に挙げられた要因をすべて同時に見た場合、どの要因が、DV行為や保護命令違反の態様に強く影響を与えているかということについて、多変量解析の一手法であるロジスティック回帰分析を用いて分析したい。

1 分析方法

ロジスティック回帰分析により、ある事象(目的変数。例えば、退去命令違反を行うか

どうか) に対して, どのような要因 (説明変数。例えば, 不就労の有無などの加害者の生活状況や加害者から見た DV 行為の理由など) が特に影響を与えているかということを示すことができる。具体的には, 説明変数の変化により, 目的変数が起こる確率がどのくらい変化するかということ予測するモデル (数式) を作成する分析方法である。今回は, ロジスティック回帰分析の中の変数増加法 (ステップワイズ) という手法を用いた。これは, 目的変数を予想するために最も効果的な説明変数から順番に一つずつ数式に加えていき, 最終的に予測するために最も有効な式となったところで収束するというものである。

ここでは, 図 3-6-1 のとおり目的変数として, 以下の保護命令違反の態様に関すること (①~④) を設定し, 分析する。また, DV 行為の態様等ではないが, 本章第 2 節の 4 において DV 行為の態様に強くかかわっていると指摘された加害者の認識 (⑤) についても探る。

説明変数としては, 第 2 章から本章までに上記の目的変数との関係を指摘された加害者

図 3-6-1 ロジスティック回帰分析における変数の設定

目的変数	説明変数
<p>《命令違反の態様に関すること》</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保護命令発令から本件までの日数 ② 本件時に被害者に治療を要するだけが・不調を負わせる暴力の有無 ③ 保護命令違反行為の計画性・積極性の有無 ④ 退去命令違反の有無 <p>《加害者の認識に関すること》</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 逮捕後の加害者の問題認識 	<p>《加害者の属性・生活状況等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 暴力団所属歴の有無 ② 受刑歴の有無 ③ 粗暴前科の有無 ④ 問題飲酒の有無 ⑤ 薬物経験の有無 ⑥ ギャンブルの問題の有無 ⑦ 不就労の有無 (申立時) ⑧ 年齢 (本件時) ⑨ 浪費や借金の有無 (申立時) ⑩ 疾病歴の有無 ⑪ 被害者以外の身内に対する暴力の有無 <p>《加害者と被害者の関係性》</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑫ 加害者と被害者の婚姻関係 <p>《加害者の認識》</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑬ 保護命令発令前後の DV 行為に対する問題認識 (被害者のみが原因と考えるかどうか) ⑭ 加害者から見た DV 行為の理由 (嫉妬) ⑮ 加害者から見た DV 行為の理由 (金銭要求) ⑯ 保護命令発令直後・違反時・逮捕時の感情 (一貫して怒り・憎しみ・恨みを持つ) ⑰ 保護命令発令直後・違反時・逮捕時の感情 (一貫して関係回復に執着している) ⑱ 加害者から見た保護命令違反の理由 (関係修復のため) ⑲ 加害者から見た保護命令違反の理由 (報復・嫌がらせのため) ⑳ 加害者から見た保護命令違反の理由 (他にいくところがないため)

の属性・生活状況等、加害者と被害者の関係性、加害者の認識について取り上げた。ただし、目的変数によって最初に指定する説明変数を変えている（「(退去命令違反者を除く)保護命令違反発令から本件までの日数」,「退去命令違反」を見るときは、「他に行くところがない」という説明変数を除くなど。）

それぞれの変数についての相関係数が、高い場合で0.4未満になるよう変数を選択しており、変数間の関わりが深いことにより分析が不正確になることを避けている。

2 分析結果

(1) 保護命令違反の態様に影響を与える属性等

ここでは、「保護命令発令から本件までの日数」,「本件時に被害者に治療を要するけが・不調を負わせる暴力の有無」,「保護命令違反行為の計画性・積極性の有無」及び「退去命令違反の有無」に対する加害者の属性や加害者の認識等の影響について分析する。

「保護命令発令から本件までの日数」については、退去命令違反の場合を除き、保護命令発令日（2回以上発令されている者については、直近のもの）から本件命令違反行為日までの日数を、「30日以内」と「30日を超える」に分けた。「本件時に被害者に治療を要するけが・不調を負わせる暴力の有無」については、本件時に生命の危険を感じさせるほど、又はけがや精神的な不調で治療を要するほどの暴力を行っている場合、「あり」とした。「保護命令違反行為の計画性・積極性の有無」については、「計画的」であり、「非常に積極的」又は「かなり積極的」に保護命令違反行為に及んだ者を保護命令違反行為の計画性・積極性「あり」とした。「退去命令違反の有無」については、本件行為に退去命令違反を含む者を「あり」とした。分析の結果は、表3-6-2から表3-6-5のとおりである。

表3-6-2 保護命令発令から本件までの日数

投入順	説明変数	変数の概要	係数	有意確率	オッズ比	オッズ比の95%信頼区間 (下限/上限)	
1	受刑歴 (定数項)	あり (/なし)	1.274 -0.464	0.045	3.576	1.031	12.406

- 注 1 「投入順」は、変数増加法で変数が投入された順番を示す。
 2 「係数」は、 $\text{係数1} \times (\text{説明変数1}) + \text{係数2} \times (\text{説明変数2}) \dots + \text{定数項}$ となるように目的変数を予測する式が立てられていることを示す。
 3 「オッズ比」とは、説明変数が一単位変化することで、目的変数が変化する確率である（例えば、受刑歴「なし(0)」が「あり(1)」になることで、「保護命令発令から本件まで30日以内(1)」になる確率が3.576倍になるということを意味する。）
 4 説明変数の中の()内は、比較対象を示す。例えば、問題飲酒「あり」を1とし、「なし」を0としていることを示す。
 5 モデル構築のための説明変数の採用基準は、有意水準5%としている。
 6 目的変数は、「命令発令から本件まで30日以内」を「1」としている。

表3-6-2を見ると、保護命令発令から本件までの日数に影響を与えるものとして、

「受刑歴の有無」が採用されている。この結果からは、「受刑歴あり」の者は、命令後比較的早い段階（約1か月以内）に命令違反に及ぶおそれが高いことが推測される。

本件時に治療を要するような重大な暴力に及ぶかどうかについては、「加害者から見たDV行為の理由が嫉妬であるかどうか」、「保護命令違反の理由が被害者と関係修復を望んだためかどうか」、「保護命令発令前及び発令後のDV行為に対する問題認識（被害者のみが原因と考えるかどうか）」という3つの変数が採用されている（表3-6-3。）「嫉妬」に理由があってDV行為を行っている者、保護命令発令前も発令後も「被害者にのみ問題があった」と考えている者、「被害者と関係修復したい」という理由から保護命令違反に及ぶ者は、本件時の命令違反の態様が危険なものになるおそれがあることがうかがえる。

表3-6-3 本件時治療を要するような暴力の有無

投入順	説明変数	変数の概要	係数	有意確率	オッズ比	オッズ比の95%信頼区間（下限/上限）	
1	加害者から見た配偶者暴力の理由：嫉妬	理由である（/理由ではない）	1.017	0.028	2.765	1.114	6.862
2	命令違反の理由：被害者との関係修復	理由である（/理由ではない）	1.040	0.017	2.829	1.201	6.666
3	問題認識 (定数項)	被害者に問題（/被害者以外にも問題）	1.031 -2.305	0.018	2.803	1.191	6.600

保護命令違反行為の計画性等への影響について見ると、「申立時に不就業かどうか」、「保護命令発令前及び発令後のDV行為に対する問題認識（被害者のみが原因と考えるかどうか）」の2つが採用されている。申立時に不就業であること、被害者にのみDV行為の原因を帰属していることにより、保護命令違反を計画的に、逡巡なく行いやすいことが推測される。

表3-6-4 保護命令違反行為の計画性・積極性の有無

投入順	説明変数	変数の概要	係数	有意確率	オッズ比	オッズ比の95%信頼区間（下限/上限）	
1	不就業（申立時）	あり（/なし）	1.229	0.004	3.419	1.485	7.869
2	問題認識 (定数項)	被害者に問題（/被害者以外にも問題）	1.325 -1.718	0.002	3.761	1.606	8.809

注 3番目に投入された「加害者から見た配偶者暴力の理由（金をくれない）」は $p=0.068$ で有意ではなかったが、これが理由であることは、「計画性・積極性」を助長する方向に働くことを示していた。

一方、保護命令違反の態様の中で、退去命令違反を行っているものについては、「保護命令違反の理由が被害者と関係修復を望んだためかどうか」、「浪費や借金の有無（申立時）」、「保護命令違反の理由が報復のためかどうか」及び「申立時に不就業かどうか」が採用され

ている。申立時に不就労であることや申立時に浪費か借金があることが退去命令違反につながりやすく、被害者との関係修復を理由としている場合には、退去命令違反にはつながりにくいことがうかがわれる。退去命令違反には、金銭的な問題がかかっているということは第4章でも指摘されていることであるが、この分析においても、特に就労や借金等が採用されたことにより、退去命令違反の問題性が明確になったと思われる。

表 3-6-5 退去命令違反の有無

投入順	説明変数	変数の概要	係数	有意確率	オッズ比	オッズ比の95%信頼区間 (下限/上限)	
1	命令違反の理由：被害者との関係修復	理由である (/理由ではない)	-2.209	0.007	0.110	0.022	0.542
4	不就労 (申立時) (定数項)	あり (/なし)	1.197 -2.689	0.045	3.309	1.026	10.676

注 2番目に投入された「浪費・借金」は $p=0.076$ で有意ではなかったが、浪費借金のどちらかがあることが「退去命令違反」を助長する方向に働くことを示していた。3番目に投入された「命令違反の理由 (報復)」は $p=0.787$ で有意ではなかった。

(2) DV 行為・保護命令違反に対する問題認識に影響を与える属性等

最後に、「DV 行為・保護命令違反に対する問題認識」に影響を与える加害者属性等について分析する。具体的には、逮捕後において「被害者にのみ問題があった」と思っているか、「加害者自身、加害者・被害者双方、又は加害者・被害者以外の人・事柄に問題があった」と思っているかの2つに分けて、「被害者にのみ問題があった」と認識しがちなのはどういう加害者かということ进行分析する。説明変数としたのは、加害者の属性・生活状況と加害者・被害者の関係性に関するものであり、DV 行為や保護命令違反に対する理由付けなどの考え方に関するものについては、説明変数としていない。

表 3-6-6 を見ると、採用された変数は、「暴力団所属歴の有無」のみである。暴力団所属歴があると、逮捕後の時点でも DV 行為の原因を被害者のみに帰属しがちであるということが推測される。

表 3-6-6 逮捕後の加害者の問題認識

投入順	説明変数	変数の概要	係数	有意確率	オッズ比	オッズ比の95%信頼区間 (下限/上限)	
1	暴力団所属歴 (定数項)	あり (/なし)	1.544 -1.544	0.038	4.681	1.087	20.165

注 目的変数は、「被害者の言動に問題があった」を「1」、「加害者自身、加害者・被害者双方、又は加害者・被害者以外の人・事柄に問題があった、特に問題はなかった」を「0」としている。

3 まとめ

本節においては、DV 行為、保護命令違反行為の態様や加害者の問題認識の持ち方について

て、これまでに指摘された属性等との関連を見てきた。

その中で特徴的であるのは、保護命令違反の態様について、属性等だけではなく、加害者の考えるDV行為や保護命令違反行為の理由付けについても説明変数として取り上げたところ、特に保護命令違反の態様で重大であるもの(治療を要するような暴力、計画的・積極的に保護命令違反を行うこと)について、加害者の問題認識との関連が見られたことである。加害者が保護命令発令前、発令後ともに「被害者にのみ問題がある」と考えるのは、様々な事情があったためであると思われるが、そうであっても「被害者以外にも原因があるかもしれない」と一貫して思わないところに加害者の考え方の問題が潜んでいるように思われる。

加害者の問題認識の推移を見ると、本章第2節でも指摘されているとおり「被害者の行動に問題がある」とする者の割合は、逮捕後になると少なくなっている。そこで、逮捕後においても「被害者にのみ問題がある」とするものと属性等との分析を行ったところ、「暴力団所属歴あり」との関係性が見られた。これは、第2章第7節の事例を基に加害者の問題性等を見た際に、暴力の正当化などの問題点が指摘されていることと符合している。

(参考) 表3-6-7 説明変数間の相関係数

	暴力団所 属歴の有 無	受刑歴の 有無	租界前科 の有無	問題飲酒 の有無	薬物経 験の有無	ギャンプ ルの有無	不労の 有無(申 立時)	年齢(本 件時)	浪費や借 金(申立 時)	疾病歴の 有無	被害者以 外の身内 に対する暴 力の有無	被害者と 被害者の 婚姻関係	被害者の みか原因 (発出前・ 発出時)	被害者の 見たDV行 為理由・ 金銭請求 ・嫉妬	一貫して 怒り・恨 しみを、恨 みを持つ	一貫して 関係回復 に執着し ている	関係回復 のため運 反	報復・嫌 からせの ため違反	他に行く ところが ないため 違反	
暴力団所属歴の有無	1	0.340	0.349	-0.121	0.357	-0.057	0.119	-0.017	0.178	0.002	0.047	0.120	0.091	0.193	0.022	-0.026	-0.048	0.113	-0.038	
		0.000	0.000	0.127	0.000	0.473	0.136	0.831	0.025	0.980	0.566	0.128	0.252	0.013	0.783	0.739	0.539	0.153	0.629	
	163	163	163	160	156	159	159	163	158	161	150	163	160	163	163	163	163	163	163	163
受刑歴の有無		1	0.353	0.022	0.285	0.121	0.010	0.084	0.076	0.064	0.137	0.183	-0.024	0.138	-0.011	0.162	-0.138	-0.191	0.035	-0.016
		0.000	0.000	0.786	0.000	0.126	0.897	0.280	0.340	0.420	0.093	0.018	0.760	0.077	0.887	0.037	0.014	0.014	0.650	0.836
	166	166	166	162	157	160	162	166	160	163	152	166	162	166	166	166	166	166	166	166
租界前科の有無			1	0.155	0.135	-0.043	0.012	0.122	0.034	-0.009	-0.024	0.162	0.001	-0.067	0.114	-0.152	-0.136	0.081	-0.052	
			0.049	0.093	0.590	0.881	0.117	0.672	0.672	0.911	0.765	0.037	0.988	0.390	0.145	0.050	0.080	0.301	0.509	
	166	166	162	157	160	162	166	166	160	163	152	166	162	166	166	166	166	166	166	
問題飲酒の有無				1	-0.100	-0.021	0.229	0.198	0.125	0.119	-0.005	0.193	-0.125	-0.097	0.104	0.062	0.028	0.028	0.048	
				0.219	0.795	0.004	0.012	0.118	0.135	0.135	0.952	0.014	0.117	0.222	0.188	0.435	0.722	0.851	0.540	
	162	162	162	154	157	158	162	162	157	160	149	162	159	162	162	162	162	162	162	
薬物経験の有無					1	-0.012	0.135	-0.247	0.051	-0.084	0.179	-0.071	-0.068	0.179	-0.016	0.057	0.024	0.049	-0.077	
					0.884	0.094	0.002	0.531	0.297	0.297	0.030	0.380	0.400	0.025	0.838	0.478	0.766	0.543	0.340	
	157	155	155	152	157	155	157	157	152	155	148	157	154	157	157	157	157	157	157	
ギャンプルの問題の有無						1	0.052	0.110	0.286	0.092	0.167	-0.039	-0.058	0.203	0.006	-0.035	-0.033	-0.010	0.278	
						0.520	0.167	0.000	0.000	0.251	0.042	0.625	0.471	0.264	0.010	0.943	0.659	0.679	0.000	
	160	160	160	156	160	156	160	160	155	158	149	160	157	160	160	160	160	160	160	
不労の有無(申立時)							1	-0.039	0.145	0.338	0.238	0.066	-0.215	0.153	0.012	0.057	0.017	0.100	0.184	
							0.626	0.070	0.000	0.000	0.004	0.403	0.007	0.052	0.875	0.468	0.834	0.206	0.019	
	166	166	162	162	159	149	162	162	156	159	149	162	158	162	162	162	162	162	162	
年齢(本件時)								1	0.001	0.197	0.011	0.107	0.149	0.061	-0.040	-0.017	-0.049	-0.003	0.089	
								0.992	0.012	0.894	0.894	0.169	0.058	0.451	0.605	0.829	0.527	0.974	0.254	
	166	166	166	166	163	152	166	166	160	163	152	166	162	166	166	166	166	166	166	
浪費や借金(申立時)									1	-0.032	0.023	0.032	-0.078	0.080	-0.008	0.048	-0.134	0.090	0.157	
									0.694	0.781	0.690	0.325	0.204	0.315	0.915	0.546	0.092	0.259	0.047	
	160	160	160	158	148	148	160	160	160	158	148	160	159	160	160	160	160	160	160	
疾病歴の有無										1	0.292	-0.069	0.098	-0.100	-0.039	0.020	-0.031	-0.074	0.152	
										0.000	0.000	0.382	0.218	0.204	0.625	0.803	0.699	0.351	0.053	
	163	163	163	163	151	163	163	163	163	163	151	163	160	163	163	163	163	163	163	

第7節 小 括

保護命令発令後、大半の事案においては、加害者が配偶者暴力防止法違反に及ぶことなく被害者の安全が確保されたと言えるし、配偶者暴力防止法違反に及んでしまった一部の事案においても、保護命令発令以前と比較し、加害者の被害者に対する行為の危険性は格段低くなっており（本章第2節参照）、（危険な行為に及ぶ前に配偶者暴力防止法違反として逮捕されているという面も含め）保護命令が、DV行為の再発防止に一定の抑止効果を有していることは明らかであろう。しかしながら、本調査対象事案のように、保護命令を受けながら配偶者暴力防止法違反行為に及ぶに至る事案も少なからず存在しているのも事実であるし、それら事案を見ると、比較的短期間である身柄拘束期間後、又は、保護命令期間経過後に、再犯的行為に及ぶ危険性が相当程度危ぐされる事案も少なくない。

保護命令発令及びその後の経緯を分析すると、加害者の人格や特性における問題が大きいことは、第2章において分析したとおりであるが、それに加え、保護命令を受けたにも関わらずさらに配偶者暴力防止法違反を引き起こした要素として、加害者の生活環境の問題、加害者と被害者の関係調整の問題、手続の経緯等も、少なからぬ影響があったとうかがわれる事案も見受けられた。

また、加害者の保護命令の受止め方等によって、その後の配偶者暴力防止法違反の態様に一定の傾向が見られることも判明した。

1 生活環境の問題

保護命令発令時及び後の加害者の生活環境にも、配偶者暴力防止法違反を誘発した要素があるとうかがわれる場合もある。

特に、退去命令違反者については、生活環境の影響が大きかったと解される事案も多い（本章第1節、第2節及び第6節参照）。

- (1) 退去命令を受けた者は、そうでない者と比較して、就労状況につき「ほぼ皆勤」の比率が低く、「ほとんど就労せず」の比率が高くなっており、就労状況が不良
- (2) 退去命令を受けた者のうち、申立時の就労状況が「ほぼ皆勤」であった者については、9人中同命令違反に至ったのは1人であったのに対し、「ほとんど就労せず」であった者については、33人中14人が同命令違反に至っていた。
- (3) 退去命令を受けた者の3人に1人が、身体疾患を有していた。
- (4) 退去命令違反に関する理由は「他にいくところがない」の比率が圧倒的に高く、「金が不足」も多い。
- (5) 退去命令違反に及んだ者については、保護命令申立時に浪費か借金があること、申立時に不就労であることが退去命令違反につながる傾向が見られ、被害者との関係修復を理由として退去命令違反に及んだわけではないことがうかがわれる。

例えば、本章第4節の事例中、⑨及び⑩は、生活環境の要素の影響が大きかったと解される例である。

また、保護命令違反者全体について、命令発令後、単身で生活していた者が、違反者の約3分の2を占めており(第2章第1節参照)、また、命令後誰にも相談していない事案が大半であった(本章第2節参照)。

2 加害者と被害者の関係調整の問題

そもそも、DV事案においては、加害者と被害者が従前家族関係を形成していたという経緯があり、従って、両者間に、子どもや財産、居住地の関係等、各当事者にとって極めて重要で調整が必要不可欠な生活上の問題が、種々存在する。加害者を被害者から隔離するだけでそれらの調整が行われず、生活が不安定な状況におかれたことにより、加害者の不満が増幅して保護命令違反に及んだ事例も見受けられる。

(1) 子どもの養育の問題がある場合(本章第2節参照)

ア 加害者・被害者間に実子のあるケースにおいては、子どものことを理由に保護命令違反に及んだ事案も多かった。

イ 保護命令に「一応納得」していたものの、配偶者暴力防止法違反に及んでしまった者の中では、命令発令について一応納得はしていたものの「子どもに会えなくなるなど」について不満を有していた者の比率が高かった。

ウ 子どもへの接近禁止命令違反があった者については、就労状況の良好なものが多く、8人中6人が違反時に「ほぼ皆勤」であった。

例えば、本章第4節の事例中⑥は、子どもの養育の問題が誘発要因として大きかったと解される例である。

(2) 財産の問題が残る場合

本章第4節の事例中、⑦及び⑧のように、加害者・被害者間に、財産問題のトラブルが残る場合、それが、配偶者暴力防止法違反や再犯的行為を誘発するおそれもある。

今回、配偶者暴力防止法の2回目の改正が行われ(平成20年1月11日施行)、保護命令により、より幅広く加害者の被害者側に対する接触を禁ずることが可能とされたが、その中で、これら調整不可欠な事項を調整、解決していく必要性は高いと解される。

3 保護命令手続の経緯が与える影響

約6割の事案において、加害者は、裁判所からの呼出しに応じて出頭していた(出頭・不出頭不明の事案が17.5%あるので、実際には6割以上の事案で加害者が出頭していた可能性がある)。それらの事案においては、加害者が最初から全く裁判所を軽視していた訳ではなく、言い分を聞いてもらう意志があったことがうかがわれるが、本章第4節の事案中、④及び⑤のように、審尋等を巡り不満が増長され、違反に結びついていると見られる

事案も見られた。

審尋等に「出頭」した事案の方が、1週間及び2週間以内に違反（退去命令違反を除く）に及んだ率が高く、一方、「出頭」のケースと「不出頭」のケースの間で、保護命令に対し「一応納得」した比率に大きな差は見られない（本章第2節参照）。

4 保護命令に対する受止め方等による傾向

加害者の属性、保護命令に対する受止め方や不満の内容・程度などにより、配偶者暴力防止法違反に至るまでの日数や違反行為の危険性に一定の傾向が見られることも判明した（本章第2節及び第6節参照）。

- (1) 保護命令に対して「非常に不満（激高）」であった者が、保護命令発令後短期間で違反に及んだ率が高く、「一応納得」していた者では1週間以内に違反（退去命令違反を除く）に及んだ率は低い。
- (2) 危険性の高い行為が認められた者については、そうでない者と比べて「7日以内」にDV行為再発に及んだ者の比率が高かった。
- (3) 受刑歴がある者は、保護命令発令後、比較的早い段階（1か月以内）に命令違反に及ぶ傾向が見られる。
- (4) DV行為の理由が「嫉妬」であった者、保護命令発令前後を通じ「被害者にのみ問題があった」と考えている者、「被害者と関係修復したい」という理由から保護命令違反に及ぶ者は、違反の態様が危険なものになる傾向が見られる。
- (5) 保護命令申立時に不就業であること、保護命令発令前後を通じ「被害者にのみ問題があった」と考えている者は、保護命令違反を計画的に、逡巡なく行う傾向が見られる。

以上のように、加害者の生活環境の問題、加害者と被害者の関係調整の問題、手続の経緯も、配偶者暴力防止法違反に至る要因となる面があることがうかがわれる。保護命令発令に当たり、保護命令違反や報復事案防止のためには、そういった周辺的な問題に対するフォローや留意も重要であると考えられる。また、加害者の保護命令の受止め方等によって、その後の配偶者暴力防止法違反の態様に一定の傾向が見られることから、加害者の認識等を把握した上で対策を講じることも有用であろう。

第4章 調査結果Ⅲ（配偶者暴力と児童虐待）

本章では、配偶者暴力の中で生じている児童虐待について焦点を当てることで、配偶者暴力と児童虐待との関係の深さ、被虐待経験とその後の不適応行動（含む、非行と犯罪）との関連性、あるいは、配偶者暴力と児童虐待を並行して行う加害者の特性等について、文献紹介を行った後に、今回の調査結果を紹介する。

第1節 序（海外文献の紹介と今回の調査方針）

1 配偶者暴力の中で起きている児童虐待

カナダ連邦矯正局は、そのインターネットのホームページにおいて、「児童期において家庭内暴力の被害に遭ったこと又は目撃したことによる影響：児童と成人への行動面への影響」(The Impact of Experiencing and Witnessing Family Violence during Childhood: Child and Adult Behavioural Outcomes²) という標題の報告書を掲載している。

同報告書は冒頭で、

「この報告書の目的は、児童期の身体的虐待場面を目撃や被虐待経験の短期的又は長期的な影響を調べた論文を評論することにある。虐待場面を目撃者や被虐待経験者は、そうでない者よりも、虐待の加害者になりやすいという仮説がある。これは、「暴力の連鎖」仮説と言われている。この仮説を支持する実証的な研究の中で、Widom (1989) は、本人が生育した家庭内で経験した暴力は、本人が成人後に暴力的になる危険性を高めると結論付けた。しかしながら、虐待場面を目撃者や被虐待経験者の暴力的行動が必然的というわけではない。その上、この分野における研究には、いくつかの方法論上の欠陥があった。この報告書の目標は、Widomの研究以後、「暴力のサイクル」に関して発表された研究成果の更新にあり、Widomの研究の中で指摘されていた問題がその後の研究の中でどのように取り扱われたかに注目しようとするものである。虐待場面を目撃や被虐待経験による後遺症については、児童、青少年及び成人の被害者に分けて述べることにする。」

と報告書の目的の紹介と内容の概括をした上で、いくつかの家庭内暴力と児童虐待が並存している事実やその影響について研究した文献を評論している。その一部を抜粋したものが、表4-1-1である。

2 <http://www.csc-scc.gc.ca/text/pblct/fv/fv04/toce-eng.shtml>

表4-1-1 家庭内暴力と児童虐待の関係等に関する文献（カナダ連邦司法省）

文献番号	研究者	調査結果の概要
1	Leighton (1989), Sinclair (1985)	配偶者暴力の現場に児童が居合わせる確率は、68%から80%くらいと推定される。
2	Jaffe, Wolfe & Wilson (1990)	調査した約3分の1の配偶者暴力のある家庭において、配偶者暴力と児童虐待が同時に起きていた。
3	Walker (1984)	調査した配偶者暴力の加害者の半数以上の者が、児童虐待をも行っていた。
4	Bowker, Arbitell & McFerron (1988)	調査した配偶者暴力の加害者のうち、約7割の者が児童虐待も併せて行っていて、配偶者暴力の回数や程度がひどいほど、児童虐待もより深刻なものとなっていた。
5	Goodman & Rosenberg (1987), Jaffe (1990), Wolfe & Wilson (1990)	多くの研究は家庭内での暴力を目撃したり、経験した児童は、情緒面、心理面及び認知面での適応不全に陥りやすい。
6	Hurley & Jaffe (1990)	配偶者暴力を目撃したことがある児童は、睡眠障害、感情統制不全、学業不振、注意集中不足となりやすい。
7	Hughes (1986)	配偶者暴力を目撃したことがある児童は、自尊感情の低さ、自信欠如、不安定感、心配や傷つきやすさによる不安に陥りやすい。
8	Jaffe, Wolfe & Wilson (1990)	配偶者暴力を目撃したことがある児童は、抑うつ、引きこもり、受動性、hopelessness(寄る辺のなさ)の感情のような内面的な症候群を呈しやすい。
9	Myers Avis (1992)	配偶者暴力の目撃経験があった児童とそれがなかった児童の比較では、行動面や情緒面の問題が起きる割合は、目撃経験があった児童の方が、男子で17倍、女子で10倍も高かった。
10	Jaffe (1990), etc.	家庭内暴力にさらされた場合の典型的な反応といったものがあるわけではなく、同じような虐待経験があっても、各個人の反応はかなり様々である。
11	Widom (1989a, 1991)	家庭内暴力の被害者では、暴力事犯によって逮捕される確率が一般の比率よりも高くなる傾向がある。
12	Dutton & Hart (1992b)	カナダ連邦刑務所受刑者597人に対する調査では、31.4%の受刑者に児童虐待(身体的暴力)の被害経験があった。597人を家庭内暴力を行っていた者、知人又は知己関係のない人への暴力があった者、暴力事犯のなかった者に分けた場合、それぞれ177人、346人、74人となった。 また、成人後に家庭内暴力事犯があった者、家族以外の者への暴力事犯だけがかった者、そして、非暴力事犯の者の3つグループに分け、児童期に身体的な児童虐待の被害経験があった比率を見ると、それぞれ41.4%、29.9%、14.9%であった。同じく、虐待を目撃した経験の比率は、それぞれ20.3%、11.0%、5.4%であった。
13	Widom (1989b)	生育した家庭での暴力は、成人後において暴力的となる危険性を高めたと結論しているものの、その因果関係は直接的又ははっきりしたものということはできないとしている。児童虐待の被害者のうち、約30%の者が将来、自分の子供を虐待する加害者になると推測される。
14	Widom (1989b, 1991)	児童への不適切な養育とその後の暴力的非行行動との関連性について、Widomは「暴力が暴力を呼ぶ」という仮説を支持するいくつかの研究がある一方で、支持しない研究もある。多くの被虐待児童が暴力的になっていない一方で、児童への不適切な養育とその後の非行とは一定の関係がある。

表4-1-1にある文献番号1では、配偶者暴力が起きた場合に、児童がその場に居合わせる確率を推定しており、文献番号2から4では、配偶者暴力加害者が児童虐待を同時に行う比率を紹介している。

また、米国の国立家庭内暴力資料センターによって作成された「配偶者暴力にさらされた子どもたち」(2002)についての資料集(Children Exposed to Intimate Partner Violence: An Information Packet developed by National Resource Center on Domestic Violence³⁾)の15頁には、以下の6つの資料が米国の実情を示す数値として紹介されている。

- ① 米国では、毎年、およそ230万人から1,000万人の児童が配偶者暴力にさらされると推定される。
- ② 米国では、毎年、およそ50万人の児童が家庭内暴力事犯の逮捕に遭遇していると推定される。
- ③ 家庭内暴力が起きている家庭において、児童虐待と配偶者暴力が重複して比率は30%から60%である。
- ④ 家庭内暴力は、5歳未満の子どもがいる家庭で起きている割合が高い。
- ⑤ 多くの大人たちは、家庭内暴力は、子どもたちには見られていないと思っているが、家庭内暴力があった家庭の80%から90%の児童は、彼らが家庭内で経験した暴力を詳しく表現している。
- ⑥ 家庭で起きた家族間の殺人事件の25%は、被害者の子どもによって目撃されていたという調査結果がある。

2 被虐待経験と不適応・逸脱行動との関連性

児童虐待の被害体験が当該児童のその後の成長又は不適応行動にどのような影響を及ぼしているかを調べた海外における実証的な研究の動向を見ると、児童虐待が児童の健全な発育・発達において有害な作用を及ぼし、身体面や精神面の疾患の原因となり、ひいては様々な不適応行動(飲酒、薬物依存、自傷行為、自殺等)の遠因となり、結果として非行・犯罪を生起させやすいことを示唆するものが多い。そのうち、前項で掲げた表4-1-1の文献番号5から10では、児童虐待が当該児童に及ぼす心身の健康に及ぼす影響について、文献番号11から13では、児童虐待とその後の非行・犯罪との関係を示している。ただし、文献番号14にあるように、児童虐待の被害とその後の非行・犯罪との間に、はっきりとした関連性が見受けられるのではなく、また、これを調べている多くの研究に以下のような欠点があることのWidom(1989b)の指摘を紹介している。

- ① 虐待とネグレクトの判断基準が研究ごとにまちまちであること、また、中には、不適切なケースを含む研究もあること

3 http://new.vawnet.org/Assoc_Files_VAWnet/NRC_Children.pdf

- ② 多くの調査が回顧的又は間接的な情報収集方法を採用していること
- ③ ほとんどの研究が回顧的手法を用いているため、将来の再犯予測的な問題について言及できないこと
- ④ 調査しやすい人（被虐待者等）を対象としていることが多いこと
- ⑤ 相関関係を調べる研究手法が、因果関係を排除していること
- ⑥ 虐待とネグレクトが区別されていないことが多いこと
- ⑦ 多くの研究が適当な統制群を加えることや、暴力的行動について統計的な基準比に関する検討を欠いていること
- ⑧ 非行に関する調査では、暴力事犯を中心としたものではなく、より一般的な非行行動を取り扱っていることが多いこと
- ⑨ 虐待とネグレクトの成人までの長期的な影響について調べた研究がほとんど見られないこと

なお、上記の欠点を克服した数少ない調査結果として、米国司法省の国立刑事司法機関の研究要約（Cathy S. Widom and Michael G. Maxfield (2001), An Update on the “Cycle of Violence,” Research in Brief, U.S. Department of Justice, National Institute of Justice⁴）において、過去のWidom（1988, 1994）の調査結果を更新した結果を掲載している。これによると、公的な資料（少年裁判所又は保護観察所の記録）によって児童虐待（身体的暴力、性的暴力又はネグレクト）の経験があったと認定された908人の群と、公的な資料によって児童虐待の経験がなかったとされた667人の群（統制群）の約25年間における公的な犯罪データによる非行率はそれぞれ27.4%と17.2%，同じく犯罪率は41.6%と32.5%，同じく暴力的な犯罪率は18.1%と13.9%となり、いずれの場合においても児童虐待の経験があった群の方が、児童虐待がなかった群よりも、非行・犯罪あるいは暴力事犯に関与しやすかったことを明らかにしている。また、両群の初発非行の平均年齢はそれぞれ16.5歳と17.3歳，犯罪歴の平均回数は2.4回と1.4回，6回以上の犯罪歴がある者の割合は17%と9%となっていた。

次に、同じくカナダ連邦司法統計センターが、家庭内暴力の現状と対策について、毎年刊行している「カナダの家庭内暴力：2001の統計から」（Family Violence in Canada: A Statistical Profile 2001, Statistics Canada, 2001⁵）（以下「**カナダの家庭内暴力（2001）**」という。）の第3章において、児童による家庭内暴力の目撃（3.0 Children Witnessing Family Violence）が掲載されており、以下のような記載がある。

4 <http://www.ncjrs.gov/pdffiles1/nij/184894.pdf>

5 <http://www.statcan.ca/english/freepub/85-224-XIE/0100085-224-XIE.pdf>

「配偶者間の暴力を目撃した児童に認められる特徴として、情緒面、社会面、認知面、身体面及び行動面での適応障害がある (Jaffe, Wolfe & Wilson, 1990)。こうした児童は、社会への適応力の低さ、あるいは、抑うつ、不安又はフラストレーションを示す傾向の高さ、また、ストレスに関連した疾病に陥りやすく、かつ、共感性の低さを示す場合が多い (Fantuzzo, et al., 1991 ; Graham-Bermann and Levendosky, 1998 ; Moore and Pepler, 1998 ; Edleson, 1999b)。

虐待にさらされた児童の性別や年齢などによって、彼らが示す反応が異なっていることをいくつかの調査結果が示唆している。これらの研究結果によると、男子児童は、敵意や攻撃性といった外面に表れるような反応を示しやすい一方で、女子児童では、抑うつ、不安や身体疾患といった内面的な兆候を呈しやすいことが分かっている (Carlson, 1991 ; Kerig, 1999)。また、年少児童ほど、身体疾患、不安又は攻撃行動を示しやすく、より低次の発達段階に退行しがちである。一方、年長児童では、問題解決手段として暴力を用いること、乱暴な行動に出ることを仕方のないことと認めること、他者に責任転嫁すること、不安症状を示しやすい傾向が認められる (Alessi & Hern, 1984)。」(カナダの家庭内暴力 (2001), 19ページ)

「カナダで1999年に実施された被害者調査 (General Social Survey on Victimization) によれば、母親への暴力を児童が目撃する確率が70%である一方で、父親の場合は、30%であった。また、母親に対する暴力を児童が目撃したケースの内容はより深刻なもので、約半数のケースで母親は生命の危機を感じたり、怪我をしていた (21%が通院を、14%が入院)。10ケース中、4ケースにおいて、配偶者暴力の影響のためにいつもどおりの日常生活が送れなくなっていると推計された。さらに、同調査は、15歳未満の児童が女性の配偶者への暴力の中で怪我をしたり、脅かされる確率は10%と推計していた。」(カナダの家庭内暴力 (2001), 19-20ページ)

カナダの家庭内暴力 (2001) の22ページには、「被害者調査 (General Social Survey on Victimization, 1999) によれば、配偶者暴力を児童が目撃していた場合、被害者は刑事司法や社会福祉のサービスを積極的に求めていることが分かっている。事案内容の深刻さによるとも言えるが、児童が目撃した場合の警察への通報率は45%で、非目撃時の18%よりも高い (女性の配偶者が被害者の場合、児童目撃時で51%、非目撃時で27%)。また、社会福祉サービスへの相談率は、児童目撃時で53%、非目撃時で25%であった (女性の配偶者が被害者の場合、それぞれ62%と38%)。」(表4-1-2参照)

表4-1-2 児童が女性の配偶者への暴力を目撃していた場合の暴力の程度

区 分	身 体 的 暴力の被害	暴 力 被 害 による通院	暴 力 被 害 による入院	生命の危機 を感じた	暴力被害に よる日常生 活への支障
児童による暴力目撃あり	53%	21%	14%	53%	39%
児童による暴力目撃なし	30%	11%	8%	25%	27%

注 1 カナダ連邦司法統計センター「Family Violence in Canada: A Statistical Profile 2001」による。

2 「児童による暴力目撃なし」には、子どもがいないケースが含まれている。

また、カナダの家庭内暴力（2001）の22ページでは、カナダの全国青少年縦断的調査（Statistics Canada, National Longitudinal Survey of Children and Youth, 1998-1999）の結果として、児童が家庭内で身体的な暴力を目撃することと、本人の行動傾向との関連性が見受けられ、家庭内暴力を目撃した児童は、そうでない児童よりも5つの行動尺度において問題性を示していたことを掲載している（表4-1-3参照）。

表4-1-3 家庭内での身体的な暴力を目撃した児童と目撃していない児童の家庭内での行動傾向

区 分	過活動性	情緒面の 不安さ	身体的な 攻撃傾向	間接的な 攻撃傾向	盗 み
暴力目撃群	15%	13%	28%	20%	21%
暴力非目撃群	9%	8%	11%	9%	9%

注 1 カナダ連邦司法統計センター「Family Violence in Canada: A Statistical Profile 2001」による。

2 両群には、過活動性は5%水準で、他の4尺度は1%の水準で統計的に有意差がある。

さらに、前節の2で紹介した、米国の国立家庭内暴力資料センターによって作成された「配偶者暴力にさらされた子どもたち」（2002）の資料集の16ページには、「29の調査・研究結果からすると、家庭内暴力を目撃した児童は、(a) 行動面、(b) 情緒面、(c) 社会面、(d) 認知面、又は、(e) 身体面の一つ又は複数の機能における適応不全を来たしやすい。」とまとめられている。

3 被虐待経験に関する今回の調査方針

本研究では、これらの海外での調査結果を参考にしながら、調査の過程の中で把握できる、配偶者暴力と児童虐待との関係及び被虐待経験と非行・犯罪との関係については漏れないように見ていくことにする。ただし、配偶者暴力の加害者の児童期における被害体験を詳しく調査することは困難であったことから、把握できた事実の紹介にとどめることにしたい。なお、補足的な資料として、配偶者暴力又は児童虐待によって受刑中の受刑者

に対する面接結果に被虐待経験が含まれていることから、これを紹介することとしたい。

第2節 配偶者暴力の発現から配偶者暴力防止法違反までに認められた児童虐待等

本節では、配偶者暴力の加害者が配偶者に対する暴力を開始してから、配偶者暴力防止法違反で検挙されるまでの間、配偶者に対する暴力を行うのと並行して、実子又は義子に対する身体的又は性的な暴力を加えることなどがあったかについて見る。前節において触れたように、配偶者暴力と児童虐待は並存する場合が多く、配偶者暴力がより深刻かつ危険なものであればあるほど、行われる児童虐待の中身もより悪質なものになることがこれまでの研究から明らかになっており、こうした傾向が今回の対象者についてもうかがえるか、加害者の各特性と児童虐待との関係について概観することにする。

まず、表4-2-1から表4-2-3には、被害者と加害者の婚姻関係の有無、両者間の実子の有無とその人数及び被害者と加害者の連れ子の有無を示している。

表4-2-1は、被害者と加害者の婚姻関係と両者間の実子の有無を見たもので、両者間に婚姻関係があり、かつ、実子がいる場合が最も多く、82.9%を占めている。

表4-2-1 被害者と加害者間の実子の有無と両者の婚姻関係

区 分	総 数	実子なし		実子あり	
		人数	(%)	人数	(%)
総数 (実子の人数が不詳な者を除く)	164 (100.0)	25	(15.2)	139	(84.8)
婚姻関係なし	16 (9.8)	13	(7.9)	3	(1.8)
婚姻関係あり	148 (90.2)	12	(7.3)	136	(82.9)

注 1 () 内は、総数 (164人) に占める構成比を示す。

2 不詳の者 (2人) を除く。

表4-2-2には、それらの実子の人数を掲げたもので、実子が2人の場合が41.0%と最も多かった。

表4-2-2 被害者と加害者間の実子の人数と両者の婚姻関係

区 分	総 数	実子の人数					
		1人	2人	3人	4人	5人	6人
総数	139(100.0)	41 (29.5)	57 (41.0)	31 (22.3)	6 (4.3)	3 (2.2)	1 (0.7)
婚姻関係なし	3(100.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	—	—	—	—
婚姻関係あり	136(100.0)	39 (28.7)	56 (41.2)	31 (22.8)	6 (4.4)	3 (2.2)	1 (0.7)

注 1 実子があった者についてのみ計上している。

2 () 内は、それぞれの総数に占める構成比を示す。

表4-2-3は、被害者と加害者の交際開始から同居するに際しての連れ子の有無を示している。両者間に連れ子がいなかった場合が80.5%と最も多く、次に多いのが被害者に連れ子がいた場合（12.8%）である。

表4-2-3 被害者と加害者の連れ子の有無

区 分	総 数	加害者の連れ子の有無	
		加害者の連れ子なし	加害者の連れ子あり
総数（不詳の者を除く）	164 (100.0)	153 (93.3)	11 (6.7)
被害者の連れ子なし	141 (86.0)	132 (80.5)	9 (5.5)
被害者の連れ子あり	23 (14.0)	21 (12.8)	2 (1.2)

注 1 () 内は、総数（164人）に占める構成比を示す。

2 不詳の者（2人）を除く。

表4-2-4は、加害者による児童（加害者と同居していた18歳未満の実子又は養子）への何らかの悪影響の有無を示している。「何らかの悪影響」とは、児童に対する身体的暴力（体罰を含む）又は性的な暴力に加え、子どもが加害者の暴力等を見ていた、それに伴って父親を嫌悪したり恐れていた、子どもが配偶者暴力に伴う転居に強い不満を持っていたなど、配偶者暴力によって、子どもに何らかの悪影響が及んでいると被害者がみなしていたケースを集計したものである。表4-2-4のように、何らかの悪影響があったと評定されたのは166人中、109人（65.7%）で、これを子どもがいない場合と不詳を除いた人数（136人）に占める比率で見ると80.1%と高く、被害者と加害者の間に子どもがいた多くのケースにおいて、配偶者暴力が子どもに対していろいろな形で悪影響を与えていたものと見られる。

表4-2-4 加害者による児童への何らかの悪影響の有無

総 数	子どもなし	子どもあり		不 詳
		影響なし	影響あり	
166 (100.0)	14 (8.4)	27 (16.3)	109 (65.7)	16 (9.6)

注 () 内は、総数（166人）に占める構成比を示す。

表4-2-5は、加害者による子ども（18歳未満）への体罰等があった人員を示している。本表に掲げている4つの加害者による子どもへの暴力や影響はいずれも、今回の調査によって確認された場合についてのみ、その人員を計上しているもので、直接、被害者又は加害者に対してその有無を確認したものではないことから、加害者による子どもへの暴力や悪影響は、実際にはこれよりも多い人員・比率になるものと考えられる。調査した4つのタイプの児童虐待等では、加害者が子どもの面前で配偶者に対する暴力を行っていた

と認められたものが41人 (27.7%) いた。

表4-2-5 子どもへの体罰等が認められた加害者の人数

総数	子どもへの体罰	子どもの面前での配偶者への暴	子どもが加害者を畏怖	子どもの精神変調
148 (100.0)	18 (12.2)	41 (27.7)	39 (26.4)	11 (7.4)

注 ()内は構成比であり、子どもの(実子又は義子)との同居歴があった148人を総数にして算出している。

表4-2-6から表4-2-24までは、被害者と加害者との関係、加害者の特性等と、加害者による同居していた子ども(18歳未満)に対する身体的又は性的な暴力の有無との関係を示している。つまり、表4-2-6から表4-2-24では、配偶者暴力と並行して児童虐待を行っていた加害者35人と、児童虐待の事実が確認されなかった104人(いずれも、子ども(実子又は義子)との同居の事実があった者)を比較する形で、配偶者暴力と並行して児童虐待を行っていた加害者の特徴を見たものである。

なお、加害者が行っていた身体的暴力とは、例えば、「機嫌が悪いと、妻への激しい暴力に限らず、5歳の長男と3歳の次男をも殴打する。」「妻に暴力を振りながら自宅室内で暴れているうちに、3歳の長男の指を骨折させる。」「妻への暴力を高1の長男と中3の次男が止めると、子どもに対しても暴力を振るったり、嫌がらせ行為を繰り返す。」といったものである。また、性的暴力とは、例えば、「被害者の連れ子である高校生にわいせつな行為を繰り返し、子どもはストレスから胃潰瘍で治療を受ける。」といったものである。なお、加害者が子どもに対する虐待行為の際に使用していた凶器としては、包丁が3人、刃物が2人、バットが2人、鉄パイプが1人、食器(投げつける)が1人の計9人であった。

表4-2-6は、被害者と加害者の婚姻関係の有無と児童虐待の有無の関係を見ている。以下、本節でいう児童虐待とは、配偶者暴力の加害者が同居中に実子又は義子に対して行った身体的又は性的な暴力に限っている。被害者と加害者との関係が内縁関係であった加害者において児童虐待が行われやすい(55.6%)という傾向が見られた。

表4-2-6 加害者による児童虐待と被害者との婚姻関係の有無

区分	総数	児童虐待の有無	
		児童虐待なし	児童虐待あり
総数	139 (100.0)	104 (74.8)	35 (25.2)
婚姻関係なし	9 (100.0)	4 (44.4)	5 (55.6)
婚姻関係あり	130 (100.0)	100 (76.9)	30 (23.1)

注 1 児童虐待の有無の事実が確認され、かつ、子ども(実子又は義子)との同居の事実があった加害者139人について集計している。以下、表4-2-7から表4-2-24まで同じ。

2 ()内は、それぞれの総数に占める構成比を示す。以下、同じ。

表4-2-7は、被害者と加害者の連れ子の有無と児童虐待の有無の関係を見ている。これによると、加害者は、被害者の連れ子に対して児童虐待を行う比率がやや高い(42.1%)。反面、自分の連れ子に対して児童虐待を行う者はいなかった。

表4-2-7 加害者による児童虐待と連れ子の有無

区 分	総 数	児童虐待の有無	
		児童虐待なし	児童虐待あり
被害者の連れ子あり	19 (100.0)	11 (57.9)	8 (42.1)
加害者の連れ子あり	8 (100.0)	8 (100.0)	—

表4-2-8は、加害者の年齢層と加害者による児童虐待の有無の関係を見ている。年齢層と児童虐待との間には、特に関連性は見受けられなかった。

表4-2-8 加害者による児童虐待と加害者の年齢層

区 分	総 数	児童虐待の有無	
		児童虐待なし	児童虐待あり
総数	139 (100.0)	104 (74.8)	35 (25.2)
20代	9 (100.0)	8 (88.9)	1 (11.1)
30代	35 (100.0)	26 (74.3)	9 (25.7)
40代	42 (100.0)	35 (83.3)	7 (16.7)
50代	40 (100.0)	26 (65.0)	14 (35.0)
60代以上	13 (100.0)	9 (69.2)	4 (30.8)

表4-2-9は、加害者の学歴と加害者による児童虐待の有無の関係を見ている。人数は少ないものの、加害者の学歴が大卒(大学院)卒業の場合、児童虐待を行っていた者の比率がやや高い(37.5%)。

表4-2-9 加害者による児童虐待と加害者の学歴

区 分	総 数	児童虐待の有無	
		児童虐待なし	児童虐待あり
総数	137 (100.0)	102 (74.5)	35 (25.5)
中卒	50 (100.0)	35 (70.0)	15 (30.0)
高校中退	20 (100.0)	14 (70.0)	6 (30.0)
高卒	41 (100.0)	35 (85.4)	6 (14.6)
大学(院)卒	16 (100.0)	10 (62.5)	6 (37.5)
その他	10 (100.0)	8 (80.0)	2 (20.0)

注 その他には、専門学校(卒業と在学中)及び大学中退を含んでいる。

表4-2-10は、加害者の自己破産の有無と加害者による児童虐待の有無の関係を見ている。加害者の自己破産と行われた児童虐待の人員の分布に目立った特徴は見受けられな

い。

表 4-2-10 加害者による児童虐待と自己破産の有無

区 分	総 数	児童虐待なし		児童虐待あり	
		人数	割合	人数	割合
総数	139 (100.0)	104	(74.8)	35	(25.2)
自己破産なし	129 (100.0)	96	(74.4)	33	(25.6)
自己破産あり	10 (100.0)	8	(80.0)	2	(20.0)

表 4-2-11は、加害者の問題なギャンブル癖と加害者による児童虐待の有無の関係を
見ている。これによると、ギャンブルの問題がある加害者は、児童虐待を行っている比率
がやや高かった (39.1%)。

表 4-2-11 加害者による児童虐待とギャンブルの問題の有無

区 分	総 数	児童虐待なし		児童虐待あり	
		人数	割合	人数	割合
総数	136 (100.0)	101	(74.3)	35	(25.7)
ギャンブルの問題なし	113 (100.0)	87	(77.0)	26	(23.0)
ギャンブルの問題あり	23 (100.0)	14	(60.9)	9	(39.1)

注 不詳の者 (3人) を除く。

表 4-2-12は、加害者の保護命令申立時ころの主な疾病と加害者による児童虐待の有
無の関係をj見ている。これによると、疾病のある者において、児童虐待を行っている者の
比率が高く (44人中19人 (43.2%) に児童虐待があった)、各疾病別では該当する人員が少
なくなるものの、特に、アルコール依存では5人中4人までが同居していた子どもに対し
て身体的又は性的な児童虐待を行っていた。

表 4-2-12 加害者による児童虐待と保護命令申立時ころの疾病

区 分	総 数	児童虐待なし		児童虐待あり	
		人数	割合	人数	割合
総数	139 (100.0)	104	(74.8)	35	(25.2)
疾病なし	95 (100.0)	79	(83.2)	16	(16.8)
身体疾患	27 (100.0)	17	(63.0)	10	(37.0)
うつ病	6 (100.0)	3	(50.0)	3	(50.0)
アルコール依存	5 (100.0)	1	(20.0)	4	(80.0)
その他の精神病・精神疾患	6 (100.0)	4	(66.7)	2	(33.3)

表 4-2-13は、加害者の前科の有無と加害者による児童虐待の有無の関係をj見ている。
前科のあった加害者は、前科のなかった加害者よりも、児童虐待を行う比率が高い
(33.8%)。

表4-2-13 加害者による児童虐待と前科の有無

区 分	総 数	児童虐待あり	
		児童虐待なし	児童虐待あり
総数	139 (100.0)	104 (74.8)	35 (25.2)
前科なし	65 (100.0)	55 (84.6)	10 (15.4)
前科あり	74 (100.0)	49 (66.2)	25 (33.8)

表4-2-14は、加害者の粗暴事犯による前科の有無と加害者による児童虐待の有無を示している。加害者の過去の粗暴事犯による前科の有無と行われた児童虐待とは、人員の分布において目立った特徴は見受けられない。

表4-2-14 加害者による児童虐待と粗暴事犯による前科の有無

区 分	総 数	児童虐待あり	
		児童虐待なし	児童虐待あり
総数	139 (100.0)	104 (74.8)	35 (25.2)
粗暴事犯による前科なし	109 (100.0)	82 (75.2)	27 (24.8)
粗暴事犯による前科あり	30 (100.0)	22 (73.3)	8 (26.7)

表4-2-15は、加害者の受刑歴と加害者による児童虐待の有無の関係を見ている。これによると、受刑歴のあった加害者の方が、児童虐待を行う比率がやや高い(38.9%)ことが分かる。

表4-2-15 加害者による児童虐待と受刑歴の有無

区 分	総 数	児童虐待あり	
		児童虐待なし	児童虐待あり
総数	139 (100.0)	104 (74.8)	35 (25.2)
受刑歴なし	121 (100.0)	93 (76.9)	28 (23.1)
受刑歴あり	18 (100.0)	11 (61.1)	7 (38.9)

表4-2-16は、加害者の暴力団所属歴の有無と加害者による児童虐待の関係を見ている。暴力団所属歴と児童虐待とは、人員の分布において特段の特徴は見受けられない。

表4-2-16 加害者による児童虐待と暴力団所属歴の有無

区 分	総 数	児童虐待あり	
		児童虐待なし	児童虐待あり
総数	137 (100.0)	103 (75.2)	34 (24.8)
暴力団所属歴なし	127 (100.0)	95 (74.8)	32 (25.2)
暴力団所属歴あり	10 (100.0)	8 (80.0)	2 (20.0)

注 不詳の者(2人)を除く。

表4-2-17は、加害者の覚せい剤乱用歴の有無と加害者による児童虐待の有無を示している。覚せい剤乱用歴と児童虐待とは、人員の分布において特段の特徴は見受けられない。

表4-2-17 加害者による児童虐待と覚せい剤使用経験の有無

区分	総数	児童虐待なし		児童虐待あり	
		人数	割合	人数	割合
総数	135 (100.0)	101	(74.8)	34	(25.2)
覚せい剤乱用歴なし	124 (100.0)	93	(75.0)	31	(25.0)
覚せい剤乱用歴あり	11 (100.0)	8	(72.7)	3	(27.3)

注 不詳の者(4人)を除く。

表4-2-18は、加害者の問題飲酒の有無と加害者による児童虐待の有無の関係を見ている。加害者の問題飲酒歴と児童虐待とは、人員の分布において、特段の特徴は見られない。

表4-2-18 加害者による児童虐待と問題飲酒の有無

区分	総数	児童虐待なし		児童虐待あり	
		人数	割合	人数	割合
総数	136 (100.0)	102	(75.0)	34	(25.0)
問題飲酒なし	82 (100.0)	64	(78.0)	18	(22.0)
問題飲酒あり	54 (100.0)	38	(70.4)	16	(29.6)

注 不詳の者(3人)を除く。

表4-2-19は、加害者の保護命令申立時ころの不就労状態の有無と加害者による児童虐待の有無の関係を見ている。これによると、不就労状態にあった加害者の方が、児童虐待を行いやすい(33.9%)という傾向が見られた。

表4-2-19 加害者による児童虐待と不就労状態の有無

区分	総数	児童虐待なし		児童虐待あり	
		人数	割合	人数	割合
総数	137 (100.0)	102	(74.5)	35	(25.5)
不就労状態なし	78 (100.0)	63	(80.8)	15	(19.2)
不就労状態あり	59 (100.0)	39	(66.1)	20	(33.9)

注 不詳の者(2人)を除く。

表4-2-20は、被害者による保護命令申立時ころの加害者に対する不満の内容と加害者による児童虐待の有無の関係を見ている。このうち、被害者が加害者の養育・しつけに問題があるとしていた場合、児童虐待が行われている比率が高い(43.8%)ことが分かる。

**表 4 - 2 - 20 加害者による児童虐待と被害者の加害者に対する保護命令申立時
ころの不満（複数回答）**

区 分	総 数	児童虐待あり	
		児童虐待なし	児童虐待あり
精神的・身体的暴力	131 (100.0)	98 (74.8)	33 (25.2)
不就労	49 (100.0)	34 (69.4)	15 (30.6)
浪費や借金	36 (100.0)	28 (77.8)	8 (22.2)
飲酒	33 (100.0)	23 (69.7)	10 (30.3)
子どもの養育	32 (100.0)	18 (56.3)	14 (43.8)
異性関係	5 (100.0)	3 (60.0)	2 (40.0)

表 4 - 2 - 21は、保護命令申立時ころの被害者が訴えていた加害者による暴力の危険性と加害者による児童虐待の有無の関係を見ている。比率の差異が小さいものの、加害者による暴力がより危険なほど、児童虐待が行われる比率が高くなる傾向がうかがわれる。

表 4 - 2 - 21 加害者による児童虐待と保護命令申立時ころの配偶者暴力の危険性

区 分	総 数	児童虐待あり	
		児童虐待なし	児童虐待あり
総数	138 (100.0)	103 (74.6)	35 (25.4)
生命の危険	36 (100.0)	25 (69.4)	11 (30.6)
治療を要する身体的（精神的）な傷害	45 (100.0)	34 (75.6)	11 (24.4)
日常生活にかなりの支障	57 (100.0)	44 (77.2)	13 (22.8)

表 4 - 2 - 22は、保護命令違反の内容と加害者による児童虐待の有無の関係を見ている。これによると、該当する人数は少ないものの、子どもへの接近禁止命令違反があった場合、児童虐待が生じている比率がやや高い（8人中3人）ことが分かる。

表 4 - 2 - 22 加害者による児童虐待と保護命令違反の内容

区 分	総 数	児童虐待あり	
		児童虐待なし	児童虐待あり
総数	139 (100.0)	104 (74.8)	35 (25.2)
①退去命令違反	16 (100.0)	12 (75.0)	4 (25.0)
②被害者への接近禁止命令違反	113 (100.0)	86 (76.1)	27 (23.9)
①及び②の違反	2 (100.0)	1 (50.0)	1 (50.0)
③子どもへの接近禁止命令違反	5 (100.0)	2 (40.0)	3 (60.0)
②および③の違反	3 (100.0)	3 (100.0)	—

表 4 - 2 - 23は、保護命令違反の手續・処分と加害者による児童虐待の有無の関係を見ている。このうち、保護命令違反による刑事手續が不起訴の場合、児童虐待が生じている比率が低い一方で、公判請求となった場合において、児童虐待が生じている比率が高いと

いう傾向が見受けられる。

表 4 - 2 - 23 加害者による児童虐待と保護命令違反の手続・処分

区 分	総 数	児童虐待なし		児童虐待あり	
		数	(%)	数	(%)
総数	139 (100.0)	104	(74.8)	35	(25.2)
不起訴	18 (100.0)	17	(94.4)	1	(5.6)
略式請求 (罰金)	38 (100.0)	29	(76.3)	9	(23.7)
公判請求	83 (100.0)	58	(69.9)	25	(30.1)
罰金	5 (100.0)	4	(80.0)	1	(20.0)
単純執行猶予	41 (100.0)	30	(73.2)	11	(26.8)
保護観察付執行猶予	20 (100.0)	15	(75.0)	5	(25.0)
実刑	17 (100.0)	9	(52.9)	8	(47.1)

表 4 - 2 - 24は、保護命令が発令されたことに対して、「子どもに会えないこと」を不満として挙げていた場合と加害者による児童虐待の有無の関係を見ている。これによると、子どもへの執着と児童虐待とには、人員の分布において、特段の特徴は見られなかった。

表 4 - 2 - 24 加害者による児童虐待と保護命令への不満（子どもに会えないこと）の有無

区 分	総 数	児童虐待なし		児童虐待あり	
		数	(%)	数	(%)
総数	139 (100.0)	104	(74.8)	35	(25.2)
子どもに会えないことに不満なし	101 (100.0)	73	(72.3)	28	(27.7)
子どもに会えないことに不満あり	38 (100.0)	31	(81.6)	7	(18.4)

次に、配偶者暴力の開始時期や実子の出生時期を比較することによって、どの程度の割合で、どの程度の期間、被害者と加害者の実子が配偶者暴力にさらされる可能性があったかを見てみたい。

表 4 - 2 - 25は、保護命令発令時の被害者と加害者の実子の年齢分布を第1子から第3子までについてのみ見たものである。これによると、保護命令発令時、子どもが児童（18歳未満）であった割合は、第1子から第3子までそれぞれ、75.4%、79.7%、87.5%となり、実子の多くが、被害者である母親が自己や子どもの安全を守るため、保護命令を申立てた時期において、18歳未満であったことが分かる。

表 4 - 2 - 25 保護命令発令時の被害者と加害者の実子（第 1 子から第 3 子まで）の年齢層別人員

実子の年齢区分	第 1 子	第 2 子	第 3 子
総数	118 (100.0)	79 (100.0)	32 (100.0)
2 歳以下	20 (16.9)	12 (15.2)	4 (12.5)
6 歳以下	25 (21.2)	17 (21.5)	7 (21.9)
12 歳以下	22 (18.6)	20 (25.3)	10 (31.3)
18 歳未満	22 (18.6)	14 (17.7)	7 (21.9)
20 歳未満	8 (6.8)	4 (5.1)	1 (3.1)
30 歳未満	12 (10.2)	8 (10.1)	3 (9.4)
30 歳以上	9 (7.6)	4 (5.1)	—

注 1 実子(第 1 子から第 3 子まで)について、生年月日が確認できた場合のみ計上している。

2 ()内は、総数に占める構成比である。

表 4 - 2 - 26 は、加害者が被害者との交際を始めてから配偶者暴力を開始するまでの年数及び被害者と加害者の第 1 子（長子）出生までの年数の分布を見たものである。これによると、被害者と加害者が交際を開始後 3 年までの間に配偶者暴力が始まっている割合が 50.9%、被害者と加害者が交際を開始後 3 年までの間に長子が出生している割合が 72.4% と、配偶者暴力の開始時期と長子出生の時期が近接していることが分かる。なお、第 1 子出生までの年数の総数が配偶者暴力開始までの年数の総数よりも少ないのは、第 1 子の生年月日が確認できないケースが多かったためである。

表 4 - 2 - 26 配偶者暴力開始までの年数と実子出生までの年数

経過した年数の区分	被害者と加害者が交際を始めてから加害者による配偶者暴力が始まるまでの年数	被害者と加害者の第 1 子出生までの年数
総数	117 (100.0)	98 (100.0)
1 年未満	32 (27.4)	14 (14.3)
2 年未満	19 (16.2)	33 (33.7)
3 年未満	14 (12.0)	24 (24.5)
5 年未満	11 (9.4)	12 (12.2)
10 年未満	17 (14.5)	12 (12.2)
10 年以上	24 (20.5)	3 (3.1)

注 1 被害者と加害者の交際開始時期、配偶者暴力の開始時期、及び、長子の生年月日が確認できた場合のみ計上している。

2 ()内は、総数に占める構成比である。

表 4 - 2 - 27 は、加害者が配偶者暴力を開始したころの実子（第 1 子から第 3 子まで）の年齢分布を見たものである。これによると、出生前後の 1 年以内に加害者による配偶者暴力が始まった比率は、第 1 子から第 3 子まで、それぞれ 33.3%、12.7%、6.5% となり、

特に第1子が配偶者暴力開始に伴う影響を受ける比率が高いことが分かる。ちなみに、加害者が妊娠中の被害者の腹を蹴るといった極めて危険な暴力を加えていた加害者が35人中、6人いた。

なお、第1子について、出生から加害者である父親が配偶者暴力防止法違反で検挙されるまでの期間を調べてみると、平均では6年11か月で、最高は37年であった。

表4-2-27 加害者が配偶者暴力を開始したころの実子（第1子から第3子まで）の年齢

実子の年齢区分	第1子		第2子		第3子	
総数	117	(100.0)	79	(100.0)	31	(100.0)
出生前・1年以上	24	(20.5)	36	(45.6)	19	(61.3)
出生前・1年未満	17	(14.5)	3	(3.8)	1	(3.2)
0歳時ころ	22	(18.8)	7	(8.9)	1	(3.2)
1歳時ころ	7	(6.0)	6	(7.6)	—	
6歳以下	14	(12.0)	9	(11.4)	4	(12.9)
12歳以下	13	(11.1)	10	(12.7)	4	(12.9)
18歳未満	12	(10.3)	6	(7.6)	1	(3.2)
18歳以上	8	(6.8)	2	(2.5)	1	(3.2)

注 1 被害者と加害者の交際開始時期、及び、第1子から第3子までの生年月日が確認できた場合のみ計上している。

2 ()内は、総数に占める構成比である。

第3節 加害者の被虐待経験等

今回の調査では、加害者に児童期において被虐待経験があった場合、その被虐待経験とその後の社会適応や逸脱行動（含む、非行や犯罪）への影響・関連性について個々に把握することにしていたが、今回実施した166人に対する調査において、加害者の被虐待経験をはっきりと指摘した事実を確認することはできなかった。また、加害者が自分の配偶者暴力の一因を子どものころに受けた児童虐待によるものとしていた者もいなかった。

一方、前述した配偶者暴力又は児童虐待受刑者に対する面接調査における同居していた家族からの被虐待経験の有無は、同経験のあった者が3人、同経験なかった者が6人であった。

第4節 児童虐待受刑者に対する面接調査の結果

本章の前節までは、保護命令違反を犯したDV行為加害者を対象に配偶者暴力と児童虐待との関係を見てきたが、本節では、補足的に、児童に対する暴力により刑事施設入所中

の受刑者に対して実施した面接調査の結果を紹介する。この面接調査では、加害者の犯罪歴、就労状況、問題飲酒、疾病歴等との関連について細かく見るとともに、受刑生活開始後、自らの児童への暴力に対してどのような認識や問題意識を持っているかなどについても調べた。

面接調査は、平成18年6月から19年2月の間、刑事施設に本研究担当者が赴き、受刑者2人に対して実施した。調査対象者は、被害者が本人あるいは配偶者等の子であり、かつ、個別の面接の実施に同意が得られた者であって、面接調査を実施した受刑者の児童に対する暴力については、必ずしもその代表的・典型的な事例というわけではなく、受刑者すべての児童に対する暴力の特徴を反映したものではない点に留意する必要がある。

児童に対する暴力により刑事施設入所中の受刑者のプロフィールは、表4-4-1のとおりである。

調査実施者は男子2人。いずれも調査時の年齢は40代で、今回が初めての刑事施設への入所である。

1 本件の概要等

罪名は、いずれも傷害致死で、被害者は配偶者の連れ子（男児）であった。

本件の概要は表中に記載のとおりであるが、事例2では配偶者が事件の共犯となっていた。児童虐待の受刑者の場合、配偶者暴力受刑者で目立った本件時における飲酒の影響はいずれも認められなかった。

2 被害者への暴力行為の概要

事例1においては、加害者は、仕事をしていた被害者の母を助けるつもりで被害者の世話をしていたところ、そのうちに被害者の母と親しくなり、結婚を前提として内妻関係として同居するに至ったが、同居後、被害者が言うことを聞かず、同じことを繰り返したので、しつけのつもりで暴力を振るっていたものが徐々にその内容をエスカレートさせ、死亡に至らしめたものである。ただし、しつけと称しているが、怒鳴る、脅かす等の精神的暴力行為を加害者は否定しており、当初から、身体的暴力を行っていたものと思われる。また、加害者は、「悪いことをしたら叩かれるのは当然である」と面接中に述べるなど、暴力に肯定的な考え方を示す一方で、内妻を含め被害者以外の他者への暴力については「ない」としていた。

事例2においては、加害者は、施設に入所していた被害者が施設から3日間の一時帰宅した際に、被害者の母（本人の配偶者）とともに殴る蹴るの暴行を加え、死亡させた上に、その死体を遺棄したものであり、加害者及びその配偶者はその後逃亡を図っていた。加害者から、被害者が施設に入所していた経緯は明らかにならなかったが、被害者への暴力のきっかけとして、「他人の子どもであったから」と話しているように、被害者の母（本人の

表4-4-1 児童に対する暴力受刑者の概要

番号	1	2
年齢	40代	40代
罪名	傷害致死	傷害致死
入所度数	1度	1度
前科回数	不明	不明
被害者種類	内妻連れ子	配偶者連れ子
本件の概要	本人は、被害者（5歳男児）が冷蔵庫の中のを勝手に間食するするなどしたため注意をしたが、言うのを聞かず止めなかったためかとなり、平手で顔や頭を叩き、死亡させた。	本人は、配偶者とともに、施設から一時帰宅中の被害者（8歳男児）に対し、殴る蹴るの暴行を繰り返し加えた上で死亡させ、その死体を遺棄した。
本件における凶器使用の有無	なし	なし
被害者との間にあったトラブル	被害者は本人の言うことを聞かず、同じことを何度も繰り返していた	被害者は本人の言うことを聞かなかった
被害者への暴力の開始時期	内妻と同居後から（同居期間約6か月）	結婚前から
被害者への暴力のきっかけ	いたづらをしたり、言うことを聞かなかったため	言うことを聞かず、また、他人の子どもであったから
暴力に対する認識	悪いことをしたら叩かれるのは当然である	手を出してしまった後から、やりすぎてしまったと思った
身体的暴力の有無	平手で打つ、足で蹴る、髪を引っ張る	平手で打つ、足で蹴る
精神的暴力の有無	なし（本人が否定）	なし（本人が否定）
性的暴力の有無	なし（同上）	なし（同上）
暴力時の被害者の態度	叩く前はなついていたが、暴力を振るい始めてからは怖いと思っていたと思う	よくわからない
夫婦間の主導権	本人	本人
暴力歴の有無	なし（本人が否定）	なし（本人が否定）
被虐待歴の有無	あり（教師、実父不在）	なし（ただし、実母の再婚相手とはもめることが多かった）
犯時の就業上	有職	無職
金銭状況	内妻との結婚準備のため、お金に困っていて、ストレスを感じていた	借金等なし、生活費は配偶者が稼いでいた
健康状況	良好	良好
問題飲酒	なし	なし
犯時飲酒	なし	なし
薬物使用歴	なし	シンナー
犯時薬物使用	なし	なし
被害者の母との関係	実家に戻っており音信不通、謝罪をしたいが、連絡をしていいか迷っている	面会にも来ており、出所後は一緒に生活したい
精神科受診歴	なし（内妻との結婚準備のため、いろいろと自分で何とかしなければならぬという圧迫感を感じていた）	なし
保護命令歴	なし	なし
刑の軽重に対する認識	軽い、死刑になると考えていた	もっと重いとっていた
暴力を繰り返さないための方策	自分の考えが正しいと思わないこと、相手がなぜそのようなことをするのか理由があるはずで、それを理解してあげる必要がある	二度と同じことを繰り返さない意志を持つこと
暴力を止めることを目的とした治療プログラムへの参加希望及びその受講希望内容	希望する、被害者の気持ちを理解するためのもの	希望する

配偶者) と関係を深める一方で、被害者との関係は当初から良好でなかったものと推測される。この事例でも精神的暴力は否定されており、身体的暴力のみが語られていた。

なお、2つの事例とも性的暴力を否定していた。

3 裁判結果に対する認識

本件の裁判結果については、いずれも寛刑との印象を持っていることがうかがえた。

4 治療プログラム等への希望

暴力を止めることを目的とした治療プログラムへの参加については、いずれも希望している。これは、それぞれに事件への反省が見られ、また、出所後に被害者の母との復縁を希望していることも関係しているためとも思われる。

以上、2事例の概要を見てきたが、2つのケースは、児童虐待の開始時期は、被害者の母との同居の前後と、やや異なっていたものの、暴力のきっかけとしてはいずれも「言うことを聞かなかったため」と述べており、特に、一方の受刑者は「悪いことをしたら叩かれるのは当然である。」とも述べていた。また、同居家族以外の者からの被虐待歴は1人に認められ、また、被虐待歴のない者も、「実母の再婚相手とはもめていた。」と述べていた。さらに、いずれのケースでも、配偶者間に金銭面での問題があって、両者がこうした日常生活における困窮によるストレスを共有していたものと見られる。

第5節 ロジスティック回帰分析による検討

本章第2節では、児童虐待と加害者の属性、生活状況等との関係を個別に分析した。

本節では、第2節で挙げられた属性等をすべて同時に見た場合、どの属性等が児童虐待に影響しているかということについて、多変量解析の一手法であるロジスティック回帰分析を用いて分析したい。

1 分析方法

本節で行ったロジスティック回帰分析の手順については、第3章第6節と同様である。

本節では、児童虐待の有無を目的変数とし、以下の属性等に関する変数を説明変数として分析した。

(加害者の属性・生活状況)

- ① 加害者年齢 (本件時40歳以上か未満か)
- ② 加害者の学歴 (高校・専門学校・大学卒業かそうではないか)
- ③ 疾病歴 (有無)
- ④ 前科 (有無)

- ⑤ ギャンブルの問題（有無）
- ⑥ 薬物経験（有無）
- ⑦ 問題飲酒（有無）
- ⑧ 保護命令申立時の浪費又は借金（有無）
- ⑨ 保護命令申立時の不就労（有無）
（加害者と被害者の関係性）
- ⑩ 婚姻関係（内縁か婚姻か）
（DV 行為の態様）
- ⑪ DV 行為開始時・保護命令申立時生命の危険を感じさせる暴力（有無）
- ⑫ 親兄弟への暴力行為（有無）
- ⑬ 前の配偶者（交際相手）への暴力行為（有無）

上記の項目それぞれの関係性については、表 4 - 5 - 1 のとおりである。各項目間の相関係数が 0.4 未満となるものを選択している。

表 4-5-1 児童虐待に関係する項目についての相関係数

	Pearsonの相関係数 有意確率(両側) N	加害者年齢(本件時) 1 139	加害者学歴 -0.109 0.205 137	疾病歴の有無 0.229 0.007 138	前科の有無 0.333 0.000 139	ギャンブルの問題の有無 0.132 0.126 136	薬物経験の有無 -0.206 0.016 135	問題・飲酒の有無 0.240 0.005 136	浪費や借金(申立時)の有無 -0.011 0.903 135	不就労の有無(申立時) -0.029 0.735 137	加害者と被害者の婚姻関係 0.053 0.533 139	DV行為開始時・申立時生命の危険を感ぜさせる暴力の有無 0.055 0.520 137	親兄弟への暴力行為の有無 -0.066 0.439 139	前の配偶者への暴力行為の有無 0.018 0.833 139	加害者と被害者の実子の有無 -0.025 0.774 138	被害者の連れ子の有無 0.093 0.279 138
加害者年齢(本件時)																
加害者学歴																
疾病歴の有無																
前科の有無																
ギャンブルの問題の有無																
薬物経験の有無																
問題・飲酒の有無																
浪費や借金(申立時)の有無																
不就労の有無(申立時)																
加害者と被害者の婚姻関係																
DV行為開始時・申立時生命の危険を感ぜさせる暴力の有無																
親兄弟への暴力行為の有無																
前の配偶者への暴力行為の有無																
加害者と被害者の実子の有無																
被害者の連れ子の有無																

注 「加害者と被害者の実子の有無」及び「被害者の連れ子の有無」については、ロジスティック回帰分析には使用していない。

2 分析結果

本章第2節で挙げられた属性等の中では、表4-5-2のとおり、「疾病歴」の有無と「婚姻関係（内縁関係か婚姻か）」、「親兄弟への暴力行為」の有無及び「前科」の有無がモデルに採用された。加害者に疾病歴があること、内縁関係である場合、親兄弟に対しても暴力を振るっている場合、前科がある場合に、児童虐待が起こるおそれが高くなることが分かる。なお、内縁関係については、表4-5-1にもあるとおり、被害者に連れ子があること、加害者と被害者の間に実子がないことと強い相関関係が見受けられる。

表4-5-2 児童虐待の有無に対するロジスティック回帰分析の結果

投入順	説明変数	変数の概要	係数	有意確率	オッズ比	オッズ比の95%信頼 区間（下限/上限）	
1	疾病歴	あり（/なし）	1.518	0.002	4.564	1.729	12.046
2	婚姻関係	内縁（/婚姻）	1.717	0.031	5.570	1.170	26.519
3	親兄弟への暴力行為	あり（/なし）	1.957	0.016	7.078	1.436	34.895
4	前科 (定数項)	あり（/なし）	1.126 -2.785	0.036	3.082	1.078	8.811

第6節 小括

まず、結果の考察に当たっては、今回の調査の制約について留意しなければならない。それは、配偶者暴力と同時に起きていた児童虐待のすべてを把握し、かつ、調査・分析の対象にはしていないということである。つまり、今回の児童虐待の調査では、児童虐待の範囲を、①子ども（実子又は養子）との同居の事実があった加害者（139人）のうちで、児童虐待の事実が確認できた者（35人）のみを計上していること、②児童虐待を身体的又は性的な暴力に限っているということがある。一方、表4-2-4のように、直接的又は間接的に児童に対する悪影響を及ぼしていた加害者が多かったことからすれば、実際に起きていた児童虐待の一部を集計・分析していると解していただきたい。

以上を前提として、今回の調査結果をまとめると以下の5点になる。

- ① 配偶者暴力下で生じる児童虐待は、被害者と加害者の婚姻関係の有無といった社会的・外形的な両者の関係との関連が見受けられ、被害者と加害者が内縁関係にあった場合（表4-2-6、表4-5-2参照）、被害者に連れ子があった場合（表4-2-7、表4-4-1参照）に児童虐待が並存している場合が多かった。なお、本章の第4節で紹介した児童虐待の受刑者は、いずれも配偶者等の連れ子に対する傷害致死事案であった。
- ② 配偶者暴力と児童虐待を並行して行っていた加害者には、児童虐待を伴っていなかったとされた加害者よりも、前科（表4-2-13参照）や受刑歴（表4-2-15参照）を

有する者、ギャンブルの問題がある者(表4-2-11参照)、疾病歴(特に、アルコール依存)がある者(表4-2-12, 表4-5-2参照)、不就業状態に陥っている者(表4-2-19参照)が多かった。

- ③ 被害者が、加害者の子どもに対する養育やしつけに問題ありとしている場合、児童虐待が伴っている場合が多かった(表4-2-20参照)。
- ④ さらに、保護命令違反に対する手続・処分において、配偶者暴力と児童虐待を並行して行っていた加害者に対しては、児童虐待を伴っていなかった加害者に比して、実刑が課される比率が高いなど、厳格な処分になる場合が多かった(表4-2-23参照)。
- ⑤ 一方、配偶者暴力の開始時期、実子の出生時期等の調査から、多くの実子(表4-2-25参照)が配偶者暴力の悪影響を長期間(おおむね6年~7年間)受けている場合が多く、取り分け、第1子においては、加害者による配偶者暴力の開始時と出生時が近接していて、配偶者暴力開始に伴う悪影響を特に強く受けやすいことが分かった(表4-2-27参照)。

第5章 まとめ

近年、配偶者暴力に対する社会の関心・認識が高まり、更なる配偶者暴力の防止と被害者保護を目的とした配偶者暴力防止法も制定・改正されてきたところであるが、未だ配偶者暴力に関する課題は多く、DV加害者の処遇についても更に検討が必要と思われる。

本研究は、DV加害者の問題性と、DV行為の発現から悪化の過程を分析するとともに、配偶者暴力の中で生じている児童虐待についても分析し、これらの加害者の処遇に資する基礎的資料の提供を目的とするものである。配偶者暴力防止法違反者は、単にDV加害者であるというだけでなく、裁判所からの保護命令に従わずに被害者へのつきまとい行為等を行った者であり、再犯的な要素を有する者であることから、DV加害者の問題性や、DV行為が繰り返される原因等を把握するに当たり、これらの事案を分析することは極めて有用である。今般、配偶者暴力防止法の制定後おおむね5年が経過し、同法違反者に対する相当規模の調査・分析が可能となった。そこで、本研究においては、同法違反事案の精査・分析を行い、補足的に、配偶者暴力又は児童虐待により受刑中の者に対する面接調査と、保護観察類型別処遇「DV」類型対象者の処遇概況調査を行うこととしたものである。

それらの調査・分析から、加害者の処遇を検討するに当たり、特に留意すべきと思われた点につき、以下述べることとする。

1 DV加害者が持つ多様な問題性について

これまで分析してきたように、DV加害者については、従前からの粗暴傾向、就労不安定、問題飲酒などの問題を（多くの場合、多層的に）有する者が多く、それらがDV行為に深く影響していることがうかがわれる（第2章参照）。したがって、再犯防止、加害者の更生のためには、「DV加害者」という一律の枠組みで対処するだけでなく、各々の加害者の問題性に応じた個別の処遇が必要であると解される。諸外国で実施されているDV加害者処遇プログラムや国内で試験的に検討されたプログラムにおいては、認知行動療法を取り入れたものが多いようであるが、それに加え、各個別の問題性に対する処遇策も併用していくことが、有効であると思われる。

例えば、「就労不安定」がDV行為の問題の核心にある場合、この点自体について何らかの指導や支援が必要であると思われる。ただし、就労不安定については、「疾病・障害」や「アルコール依存」が問題の中核にある場合もあり、そうした場合には、就労にかかる指導よりも、それぞれの心身の不調や故障に応じた治療的処遇が優先されるべきであり、医療機関や福祉機関等との連携が必要となる。また、「被害者との葛藤」がDV行為の中核にある場合は、DV行為に特化した教育・治療アプローチよりも、被害者との乖離や、自分の置かれた立場や状況についての加害者の現実認識に対する助言・指導等、より実際的で調整

的な働きかけが有効と考えられる。

2 加害者の生活環境等の問題

また、保護命令を受けたにも関わらずさらに配偶者暴力防止法違反を引き起こした要因として、加害者の人格や特性における問題に加え、加害者の生活環境の問題、加害者と被害者の関係調整の問題、手続の経緯等も影響があったことがうかがわれる場合も見受けられ(第3章参照)、そういった周辺的な問題に対するフォローや留意も重要であると考えられる。

例えば、退去命令違反者については特に、生活環境の影響が大きかったと解される事案も多かった。加害者・被害者間に実子のある事案においては、子どものことを理由に保護命令違反に及んだ事案も多く、財産問題のトラブルが残る場合、それが配偶者暴力防止法違反や再犯的行為を誘発する要因となったと思われる事案も見受けられた。また、保護命令発令の手続の過程で不満を増幅させ、命令発令後短期間で違反行為に及んだ事案もあった。

さらに、加害者の不満内容や保護命令の受止め方等によって、その後の配偶者暴力防止法違反の態様に一定の傾向が見られることから、それらを把握した上で対策を講じることも、有用と思われる。

3 保護観察の問題点・留意点について

配偶者暴力防止法違反で保護観察の対象となった者の経過についても見たが、保護観察が終了した13事例のうち、死亡を除く半数(5事例)は、再犯により執行猶予が取り消されていた。いずれの事案も、初めての執行猶予でありながら裁判官の裁量により保護観察に付されたものであり、専門家による指導や援助が必要という判断が敢えてなされたものと解されるが、全事案において、保護観察が十分機能する以前に、短期間で再犯が行われていた(第2章第6節参照)。

裁判が確定した後に初めて保護観察が開始されるという現実のほか、問題性の大きい事案については、保護観察のみで対応することには困難が多いことがある。保護命令発令に当たり、早期に、加害者が自らの問題性に気付き、保護命令が不当なものでないと納得することができるような働きかけを、加害者に対して行っていくことが重要と思われる。

4 配偶者暴力と児童虐待との関係について

児童虐待との関係においては、配偶者暴力と児童虐待(子に対する直接の身体的又は性的暴力)を並行して行っていた加害者には、児童虐待を伴っていなかった加害者よりも、前科や受刑歴を有する者、問題なギャンブル癖がある者、疾病歴がある者、不労状態の者等、様々な問題を抱えている者が多いことがうかがわれる(第4章参照)。また、児童の

面前で配偶者暴力を行うこと自体、児童への悪影響が大きいことが指摘されているところ（児童虐待の防止等に関する法律においては、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」も「児童虐待」に含むものと定義付けている。）、加害者・被害者間に実子のある事案では、第1子出生と配偶者暴力の開始時期が近接している場合が多く見られ（第4章参照）、配偶者暴力の家庭内の児童に対する悪影響が大きいことがうかがわれる。

こうしたことから、配偶者暴力への対応においては、家庭内の児童に悪影響を与えているという観点も重要と思われる。

以上、本調査結果から、DV加害者の処遇に当たり特に留意すべきと思われた点につき取りまとめてみた。これらの点にも留意しながら、DV加害者の処遇策について、検討を進めていくことが望ましい。

本調査においては、先に述べた観点から調査対象者・事案を対象としたが、本年1月に配偶者暴力防止法の2回目の改正が行われ、保護命令の対象が拡大するなどしたこともあり、同様の分析が今後また行われることが有用であろう。

参考・引用文献一覧

- 総理府内閣総理大臣官房男女共同参画室「男女間における暴力に関する調査」, 2000年(平成12年) 2月
- 内閣府男女共同参画局, 「配偶者等からの暴力に関する調査」, 2003年(平成15年) 4月
- 内閣府男女共同参画局, 「男女間における暴力に関する調査」, 2006年(平成18年) 3月
- 配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会, 「配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会報告書」, 2006年(平成18年) 6月
- 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会, 「配偶者暴力防止法の施行状況等について」, 2007年(平成19年) 3月
- 内閣府男女共同参画局, 「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査報告書」, 2007年(平成19年) 4月
- 厚生労働省統計情報部, 「婚姻に関する統計」, 平成18年度
- 東京都生活文化局, 「「女性に対する暴力」調査報告書」, 1998年(平成10年) 3月
- 裁判所職員総合研究所監修, 「配偶者暴力に関する保護命令事件における書記官事務の研究」, 2005年(平成17年) 7月
- 川崎二三彦, 「児童虐待ー現場からの提言」, 岩波書店, 2006年(平成18年) 8月
- 林弘正, 「児童虐待ーその現況と刑事法的介入」, 成文堂, 2000年(平成12年) 12月
- 日本法社会学会編, 「サンクションの法社会学」, 有斐閣, 2006年(平成18年) 9月
- 中谷瑾子, 「児童虐待を考える」信山社出版, 2003年(平成15年) 12月
- 日本子ども家庭総合研究所編「厚生省子ども虐待対応の手引き平成12年11月改訂版」, 有斐閣, 2001年(平成13年) 4月
- 菊澤信夫, 「児童虐待防止法等の改正及び児童虐待防止に向けた取組について」, 警察学論集, 2007年(平成19年) 10月
- 渥美東洋, 「日本における犯罪予防の現状と課題」, 警察学論集, 2007年(平成19年) 8月
- 小橋成美, 「「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」の制定」, 警察公論, 2005年(平成17年) 2月
- 若林栄児, 「改正児童虐待防止法と児童虐待への今後の対応」, 警察公論, 2007年(平成19年) 10月
- 家庭裁判所調査官研究所, 「児童虐待が問題となる家庭事件の実証的研究ー深刻化のメカニズムを探るー」, 財団法人司法協会, 2003年(平成15年) 4月
- 廣井亮一, 「司法臨床入門」, 日本評論社, 2004年(平成16年) 4月
- 小沼 敦, 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」, ジュリスト, 2004年(平成16年) 9月1日
- 常盤紀之, 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律における保護命令制度

- についての問題点], 判例タイムズ, 2004年(平成16年)6月1日
- 岩井宜子, 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正, 現代刑事法, 2004年(平成16年)11月
- 最高裁判所事務総局家庭局, 「児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情—平成18年4月1日～平成19年3月31日—」, 家庭裁判月報, 2007年(平成19年)8月
- 最高裁判所事務総局, 「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の公布について」, 家庭裁判月報, 2007年(平成19年)9月
- 最高裁判所事務総局, 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の公布等について」, 家庭裁判月報, 2007年(平成19年)9月
- 島野穹子, 「ドメスティック・バイオレンスについて」, 人権のひろば, 2003年(平成15年)11月
- 宿谷晃弘, 「ドメスティック・バイオレンスにおける修復的司法プログラムの課題と展望」, 犯罪と非行, 2008年(平成20年)2月
- 広本政幸, 「児童虐待を抑制するのは社会的ネットワークか, 専門職か」季刊行政管理研究, 2007年(平成19年)6月
- 中村 正, 「子ども虐待防止の焦点—虐待する親へのアプローチ—」, 司法書士, 2004年(平成16年)8月
- 吉田恒雄, 「児童虐待をめぐる新たな状況と児童虐待防止法の改正」, 司法書士, 2004年(平成16年)8月
- 山本弘二, 「家庭裁判所が関与する児童虐待事例を通して」, 司法書士, 2004年(平成16年)8月
- 可児康則, 「DV防止法の改正と残された課題」, 司法書士, 2004年(平成16年)8月
- 床谷文雄, 「序—「法は家庭に入らず」の再考」, 民商法雑誌, 2004年(平成16年)2月
- 長谷川京子, 「実務から見たDV問題とDV防止法の課題」, 民商法雑誌, 2004年(平成16年)2月
- 犬伏由子, 「離婚問題としてのDV」, 民商法雑誌, 2004年(平成16年)2月
- 山口亮子, 「ドメスティック・バイオレンスと離婚後の子どもの監護に関する取り決め」, 民商法雑誌, 2004年(平成16年)2月
- 池本壽美子, 「DVと裁判所の改革—日本におけるDVコートの可能性—」, 民商法雑誌, 2004年(平成16年)2月
- 福岡久美子, 「国家の家庭への介入—児童虐待とドメスティック・バイオレンス—」, 憲法論叢, 2006年(平成18年)12月
- 松田聡子, 「ドメスティック・バイオレンス防止法と日本国憲法」, 桃山法学, 2006年(平成18年)3月
- World Health Organization, 「Intervening with Perpetrators of Intimate Partner

- Violence : A Global Perspective], 2003
- Correctional Service Canada, 「The Impact of Experiencing and Witnessing Family Violence during Childhood : Child and Behavioural Outcomes], 2007
- National Resource Center on Domestic Violence, U.S.A., 「Children Exposed to Intimate Partner Violence : An Information packet], 2002
- U.S. Department of Justice, National Institute of Justice, 「An Update on the “Cycle of Violence” : Research in Brief], 2001
- Statistics Canada, 「Family violence in Canada : A Statistical Profile 2001], 2001

平成 20 年 4 月 印 刷

平成 20 年 4 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1-1-1

編集兼 法務総合研究所
発行人

印刷所 ヨシダ印刷両国工場
